

朝鮮肅宗代の宮中儀礼にみる朝清関係(上)

桑野栄治

【欧文表記】 KUWANO Eiji, Joseon-Qing Relations through Imperial Ceremonies during the Reign of King Sukchong of Joseon Korea (1)

【キーワード】 朝鮮後期、朝清関係、肅宗、康熙帝、望闕礼、大報壇祭祀、習儀、明清交替、対明義理論、阿克敦

【目次】

はじめに

一 清使の入京と望闕礼

(1) 清使帰国後の望闕礼——肅宗元年聖節の場合——

① 迎勅儀礼をめぐる論議

② 冊封使の入京

(2) 清使滞在中の望闕礼——肅宗二年聖節の場合——

① 皇太子冊立頒詔使の入京

② 太皇太后・皇太后尊号加上頒詔使の入京

(3) 清使の望闕礼辞退——肅宗一一年冬至の場合——

① 三道溝事件と「罰銀の辱」

② 査問使の入京

二 望闕礼の習儀

(1) 清使入京と習儀の停止

① 皇后冊立頒詔使の入京

② 皇后伝訃使の入京

(2) 台諫による習儀の監察

① 三藩の乱平定と頒詔使迎接儀礼

② 諫官不在の習儀

(3) 習儀欠席者の処分

(4) 習儀停止の特例

(以上、本号)

三 不法越境問題とその波紋

(1) 肅宗の「内修外攘」——閔王廟と觀武才——

(2) 清使迎接儀礼を拒む「讎敵」——全州李氏と光山金氏——

(3) ガルダン征討への「軍事協力」——鳥銃三千挺の献上——

四 大報壇祭祀と望闕礼

(1) 肅宗三〇年代の大報壇祭祀

(2) 肅宗四〇年代の大報壇祭祀

(3) 大明皇帝御筆の獲得

五 王世子の代理聴政と清使迎接儀礼

(1) 阿克敦の第一次入京

(2) 阿克敦の第二次入京

(3) 北向跪坐して「胡皇」の起居を問う

むすび

はじめに

丁卯・丙子胡乱(一六二七・三六〇三七年)により第一六代朝鮮国王仁祖(在位一六二三〇四九年)は漢江の渡し場である三田渡(現、ソウル市松坡区蚕室洞)に設けられた受降壇で南面する大清国ダイチンクワクの太宗ホンタイジ(在位一六二六〇四三年)を前に三跪九叩頭礼という拜天儀礼を強要され、大明帝国とは断交することになった。本来、朝鮮国王が「四拜、三舞踏、跪、三叩頭」の儀礼を行いうる対象は大明皇帝

であること^①から、許泰玖氏は「三拜九叩頭は礼教秩序のなかで生活を営んでいた当代の人々に臣服を確認する手続きであった」と意義づけ^②る。もつとも、すでに丘凡真氏が指摘したように、三田渡における仁祖の班次はホンタイジの次席であり、和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒より上位であったことに注目すれば、仁祖は「一国の王」として「優待」されていたことになる^③。また、この戦乱は韓国の歴史学界では依然として「丙子胡乱」と呼ばれるものの、二国間の戦争ではなく、一方的な侵攻であり征服であり、朝鮮王朝の国家イデオロギーに致命的な打撃をこうむったことから、桂勝範氏はこの事件の重大性を含意する「三田渡降伏」という呼称を用いている^④。

その後の朝清関係を「典型的」朝貢関係とみなす全海宗氏は経済的な側面から考察したうえで、歳幣（年例の朝貢物品）額の推移に注目し、「清初の威圧的態度（一六三七～四四年）」「清の態度の漸次的緩和（一六四五～一七三五年）」「清の態度の情性化（一七三六年以後）」の三期に区分した^⑤。崔韶子氏は、清が中原支配を完成させる康熙帝（在位一六六一～一七二二年）の治世年間になると、朝清間には辺市（国境交易・犯越（不法越境）・疆界問題などをかかえつつも、「朝鮮はすでに確保された、そして安定した忠実な朝貢国家」として認識するようになって^⑥と結論づけている。丙子胡乱以後の朝清関係を概説した禹景燮氏が、一六六〇年代に南明政権が滅亡し、康熙帝の親政後には「朝鮮に対する清の監視と牽制もまた緩和されていった」と評価する^⑦のも、韓国歴史学界における近年の活発な研究成果を反映させたものである。

とはいえ、康熙年間には朝貢では顯宗（在位一六五九～七四年）から肅宗（在位一六七四～一七二〇年）そして景宗（在位一七二〇～二四四年）の治世年間にまたがる長期政権であり、朝鮮が「忠実な朝貢国家」と認識していたかどうかは多面的に検証する必要がある。たとえば、

金昌洙氏は外交文書の違式や不法越境により朝鮮国王に科された「罰銀」をめぐる朝清関係に注目し、「冊封朝貢関係」においては「無外」「人臣に外交無し」とはいえ肅宗代には清の訳官らによる中間操作を遮断すべく、北京では下級官吏以外のあらたな周旋対象者を物色していたことを明らかにしている^⑧。さらに李在璟氏が康熙年間を中心に「議処」と「罰銀」の事例を析出したうえで、清の礼部が朝貢国の君主のうち朝鮮国王のみに清の法律を適用して法的処罰の対象と認識していたことを導き出し、朝清関係は通時的にも共時的にも「典型的な朝貢関係」とはいいがたいと主張したことは注目に値しよう^⑩。ごく最近では金雨鎮氏が肅宗による首都圏の防禦政策を論じる前提として、清の情勢を整理しつつ「肅宗の危機意識」を叙述している^⑪。

また、肅宗代の王妃冊封をめぐることは礼部と朝鮮出身の通官（朝鮮語通事）が関与して中間操作と「賄賂外交」が繰り返され、帝都北京と王都漢城（ソウル）では争論も発生していた。とりわけ、肅宗八年に継妃の驪興閔氏（仁顯王后）を冊封するにあたり、内閣学士阿蘭泰一行がモンゴル王妃を冊封する際の儀註（式次第）を持参して入京すると、朝鮮政府高官で構成される臨時機構の迎接都監は『大明会典』（正徳四年、一五〇九）のほか『大明集礼』（洪武三年、一三七〇）を根拠に儀礼の手順をめぐる清使と論議を展開した^⑫。そのうえ、肅宗二二年に庶長子李昀（のちの景宗）を王世子として冊封するよう要請した際に、清では「通行の法」として遵用されていた『大明会典』に「王と正妃と年五十を待ちて嫡無くんば、始めて庶長子を立てて王世子と為す」とあることから、礼部尚書佛倫はこの「親王嫡長子」の規定を法的根拠として反対した。翌年、肅宗が奏請使を再度派遣すると佛倫はやはり『大明会典』の規定を楯にして異を唱えたが、文華殿大学士伊桑阿の意向が働き、康熙帝は肅宗の長病みに配慮して王世子冊封を

承認した。おりしも康熙帝の第三次親征によりガルダン率いるジュンガル政権が敗北していたことも奏功したと考えられる。¹⁵ 奏請使の帰国後には乙丙大飢饉（肅宗二一〜二五年）による深刻な食糧不足を解消すべく、肅宗が大臣ならびに備辺司諸臣と協議の結果、礼部に賫咨官を派遣して穀物の交易を要請すると、康熙帝はこれを認めて救済した。¹⁶ 清の監視と牽制が緩和されたとすれば、おそらくこの頃であろう。

このように少なくとも肅宗代にみるかぎり、「冊封朝貢関係」にある朝清間の相互認識は乖離していたといわざるをえない。明清交替により朝鮮の宮中儀礼もまた変容を余儀なくされた。成宗五年（一四七四）に成立した基本礼典『国朝五礼儀』は望闕礼の儀註を嘉礼の筆頭に収録し、同一六年施行の基本法典『経国大典』には「正・至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記する。¹⁵ この宮中儀礼の原型は、洪武二年（恭愍王一八年、一三六九）九月に洪武帝（在位一三六八〜九八年）が周辺諸国とのあいだに礼的秩序を構築すべく謁見儀礼として定めた「蕃王朝貢の礼」のひとつであり、『大明集礼』は「蕃国正旦冬至聖寿率衆官望闕行礼儀注（蕃国、正旦・冬至・聖寿に衆官を率い闕を望みて行礼するの儀注）」を収録する。¹⁶ 実際に元明交替期の恭愍王二一年（洪武五年、一三七二）冬至以来、「蕃国」朝鮮の歴代国王も名節のたびに景福宮正殿の勤政殿にて大明皇帝に忠誠を誓うとともに、文武百官に王権をみずから可視化する舞台装置として望闕礼を実施していた。¹⁷ 朝鮮時代の嘉礼研究が進展する韓国歴史学界ではこの宮中儀礼について、おおむね大明帝国を中心とする東アジア世界秩序を説明することに集中し、国王中心の国内秩序と関連して検討されている。¹⁸ しかしながら、明清交替後に仁祖・孝宗（在位一六四九〜五九年）そして顕宗が王宮の正殿にて大清皇帝のために望闕礼を挙行した事例はいまのところ確認できない。¹⁹

その一方、肅宗は肅宗三〇年（一七〇四）三月一九日に昌徳宮の後苑（王室庭園）に祠壇を築き、明最後の皇帝である毅宗崇禎帝（在位一六二七〜四四年）を祀った。まさに崇禎帝の六〇年目の命日であった。翌年に肅宗はあらためて築造させた祠壇で神宗萬曆帝（在位一五七二〜一六二〇年）を祀り、以後、朝鮮ではこの大報壇（皇壇ともいう）祭祀が定着する。萬曆帝が壬辰倭乱（文祿・慶長の役。一五九二〜九八年）の際に朝鮮に援軍を派遣したことは周知のとおりである。朝鮮国王は清と宗属関係を結びながらも、滅び去った明に対する恩義（「再造の恩」という）を宮中儀礼という装置によって文武官僚の前で表明していたのである。²⁰ 近年、桂勝範氏は大報壇祭祀が挙行された一七〇四年から一八九四年までを「停止した時間」と表現し、朝鮮は「近代の敷居」を越えられなかったと述べたことに対して、禹景燮氏は「植民地時期以来の伝統的な儒教亡国論の継承であり、停滞性論の再版」と批判した。²¹ ただし、桂勝範氏は大報壇祭祀により「短期的には王朝の統治秩序をひきつづき維持することに大きく寄与した」²² うえ、「康熙帝の治世（一六六一〜一七二二年）が成熟し、清の強盛がいつそう堅固となるや、よりいつそう内修を強調するほかなく、その可視的象徴物が大報壇であったとも指摘している。²³

そこで本稿では、基本史料の『朝鮮王朝実録』『承政院日記』²⁴のほか、議政府官員の動静を記録した『議政府謄録』、議政府をしのぐ最高議決機関となった備辺司による『備辺司謄録』、外交儀礼を管掌する礼曹で作成された『勅使謄録』『朝賀謄録』、司訳院の提挙（都提調）を兼任していた宰相崔錫鼎の発案により漢学訳官金指南・金慶門父子が景宗即位年一〇月に完成させた『通文館志』²⁷、正祖一二年（一七八八）に礼曹管轄下の承文院に架蔵される謄録類（「承文院謄録」という）を集成して上梓された紀事本末体の『同文彙考』、王世子時代の景宗の日常生活

活を世子侍講院が記録した『景宗春宮日記』⁽²⁸⁾など各官庁の謄録類を活用しつつ、肅宗代における望闕礼と文武百官による習儀(予行演習)の実態について明らかにしたい。また、当該期における朝鮮知識人の対清観を探るべく、清使迎接儀礼をめぐる儒者官僚・王世子の対応、そして大報壇祭祀と望闕礼の関連様相についても若干の考察を加えてみたい。

一 清使の入京と望闕礼

(1) 清使帰国後の望闕礼——肅宗元年聖節の場合——

① 迎勅儀礼をめぐる論議

平安道觀察使申晷・義州府尹趙聖輔より清使出来の牌文到着との報告が漢城に入ったのは肅宗元年正月下旬のことであり、備辺司は迅速な報告を怠った実務官の郎庁らを問題視した。⁽²⁹⁾すでに一〇日前に告許諄諛承襲兼謝恩使青平尉沈益頭(孝宗三女淑明公主の夫)が「北京危急なり」と急報すると、南人の議政府領議政許積は「呉三桂の子、果たして太極獐子の壻と為りて之と心を同じくせば、則ち尤も危急なるに似たり」と有事を警戒ししつつも、「麗朝果たして此く患い有れども、迎勅の礼、之を廃すべからず。兵曹・総府(＝五衛都総府)、則ち此の意を以て申飭するに妨げ無し」と、朝鮮政府は冊封儀礼に備えていたからである。⁽³¹⁾当時は仁宣王后張氏(孝宗妃)の服喪期間をめぐる論争(甲寅礼訃)に敗れた西人の領袖宋時烈が、郷里での謹慎処分を意味する「削奪官爵、門外黜送」⁽³²⁾に処せられ、政権が西人から南人に移ろうとしていた。⁽³³⁾注目すべきは、昼講(正午の経筵)の際に成均館司業として出仕していた五九歳の尹鏞が、漢城郊外での迎勅儀礼に関して持論を展開したことである。即位まもない肅宗の御前で尹鏞は「新服の初め、何ぞ必ずしも犬羊に対して屈拝せん」と進言すると、肅宗は「迎勅を

為さずんば、則ち彼必ず疑いを生まん」と答えた。さらに尹鏞が「内修外攘、合わせて一事と為し、汲汲と之を図れば、後時の悔いを免かるべし。前より郊迎、亦た贈賂を行わざるの時有り。臣、上の親行を欲せず」と力説したものの、肅宗は「自強の策、今に及びて為すべけれども、封王の勅、何ぞ辞して出迎を為さざらんや」と現実的に対応している。⁽³⁴⁾その後も尹鏞は自説を曲げず、「黒袍を服して犬羊を拝せば、何を以て此の志を存養せん」と発言して領議政許積とも対立した。⁽³⁵⁾清使を「犬羊」とみなす儒者官僚の反清感情はともかく、康熙帝による「朝鮮国王」の冊封を肅宗が辞退することは不可能であろう。承政院の仮注書李聯命によって記録された史草(正史編纂の基礎史料となる史官の草稿)によれば、正月上旬に許積らとともに経筵に召し出された尹鏞は、「仁祖、望闕礼の日、丙子の後は必ず西のかた望みて痛哭す。孝廟、嘗て流涕して之を言えりと云う」と発言したこともある。⁽³⁷⁾尹鏞は清使入京の前日まで郊迎に反対したが、肅宗が翻意することはなかった。⁽³⁸⁾中和殿大学士巴泰・一等侍衛桑厄(桑額)・三等侍衛恩克ら清使一行は、三月二日に迎恩門外の留館所である弘濟院に到着した。この日、清使に随行した朝鮮出身の大通官(一等朝鮮語通事)張孝礼が丙子胡乱後に禁止されていた築城を許可することと引き換えに鳥銃数百挺を要求すると、朝鮮政府内では尹鏞をはじめ反対論が台頭している。⁽⁴⁰⁾すでに四カ月前には陳慰兼進香使靈慎君李滢(宣祖庶三男義安君城の孫)らが、「兵部、呉兵(＝呉三桂の拳兵)日に盛んなるを以て、朝鮮の鳥銃を取り用いんと欲するの意、已に皇帝に達すれども、国王新たに薨ずるを以て、姑く嗣王を封ぜられんことを請うを待ち、以て取り用うべし」との情報を訳官張炫(のち肅宗妃となる禧嬪張氏の堂淑)を介して北京会同館の通官金徳之より入手し、帰国に先立って山海関より報告していた。⁽⁴¹⁾その後、鳥銃の徵発について進賀兼冬至使福昌君李楨(仁

祖三男麟坪大君湊の次男）の書状官洪萬鍾が、「上年九月より工部より打造し、又た在京の大小官員及び在外の直省督撫以下各官をして造納せしめ、限るに正月十五日を以てするに、已に五萬二千三百餘柄を得れば、京城の備えを為すに足れり。兵部の意、借用せんと欲せず、近く將に上本せんとす」と記す報告書を提出したように、情報が錯綜している。⁴²この頃、朝鮮では日本が呉三桂・鄭經（錦舍）へ「小筒鉄砲」「小筒の鉄砲」を送っているとの風聞もあったというが、清への鳥銃供給を回避するための朝鮮による情報操作が対馬藩主に伝わったのかも知れない。

②冊封使の入京

翌日の三月三日、喪中ながら吉服に身を包んだ肅宗は領議政許積・右議政権大運以下、文武百官とともに敦義門（俗称、西大門）外の慕華館にて清使を出迎えたのち還御し、昌徳宮正殿の仁政殿では清使が勅書を宣読した。⁴⁴今回の清使出来については『清実録』に「内大臣寿西特・侍衛桑厄・恩克を遣わして朝鮮国王李柵を論祭せしむ。諡して曰く、莊恪と。仍りて王の嗣子李焯を封じて朝鮮国王と為し、妻の金氏もて国王妃と為す」と記録されるように、三使の派遣目的は明確である。⁴⁵ところが、『肅宗実録』は顕宗に対する賜諡どころか、肅宗と王妃金氏（仁敬王后）の冊封儀礼に関する記録さえ欠く。明清交替後の仁祖代以降、朝鮮の官撰史料では清の弔祭・賜諡ならびに冊封に関する記録が粗略となる事例のひとつであろう。もともと、かつて世祖順治帝（在位一六四三〜一六六一年）が顕宗の封爵のために派遣した冊封使蔣赫徳は文華殿大学士であり、今回康熙帝が派遣した冊封使巴泰も中和殿大学士であった。つまり、清は宗室の親王・郡王を冊封する場合と同様、朝鮮国王の冊封儀礼に際しても皇帝の親衛隊を管理する従一

品の内大臣を冊封使として派遣することにより、朝鮮を「優遇」していたことになる。⁴⁸当時の勅書の実物は現存しないものの、礼部の咨文のように実務的な対朝鮮文書が漢文のみで作成されたのに対して、「皇帝勅諭」「奉天承運」の書き出しで始まる勅書・誥命のように儀礼的性格が強い冊封文書は、漢文・満文の合璧（並記）で作成されたと考えられている。⁴⁹

清使は四日と六日に亡き顕宗のために魂殿（国喪三年間、位牌を奉安する殿閣）の孝敬殿にて二度にわたり弔祭した。⁵⁰康熙帝が「朝鮮国王李柵、襲封以来、忠忱を殫竭し、克く藩屏の職を盡くす」との理由から、特例として手厚く二度の弔祭を礼部に命じていたからである。⁵¹遠接使に任じられていた刑曹判書呉始寿は、張孝礼からの伝聞ながら「皇帝、先王積年抱病の中、制を強臣に受け、事毎に自由を得ず、遽爾昇遐せるを以て、倍ます惻然を加う。今此れ再度祭を致すは、特に是れ別恩なりと云えり」と報告した。しかし、尹鏞は「彼の形勢孤弱にして、我れ独り臣事す。故に今此れ再度祭を致すは、必ず是れ結権の意にして、豈に制を受くるの故を以て施すに別恩を以てするものならんや。其の言、理に近かからざるに似たり」と異を唱えた。⁵²当時、内モンゴルでは大元ハーン正統のチャハル王家を引き継いだブルニ親王が清の支配に反旗を翻していたことを想起すれば、「形勢孤弱」な清に「臣事」するのは朝鮮のみにすぎないという尹鏞の反論も、あながち強弁とはいえない。

肅宗代における望闕礼の初見は、この清使の入京から一週間後の三月九日のことである。

A一、曹单子、今三月十八日聖節望闕礼習儀吉日、令日官推扱、則今月十六日為吉云、同日早朝、宗親及文武百官以黒団領・烏紗帽・黒角帯、議政府良中行礼為白乎矣、正日挙動、則自上方在哀疚之

中、依前例自政院臨時稟旨奉行何如、啓依所啓施行、(「勅使膳録」第五、乙卯三月初九日条。史料中の波線は史読。以下、同じ)

康熙帝の誕生日が三月一八日であることはいうまでもなからう。『勅使膳録』に残る礼曹の無啓目单子(啓文の一種)によれば、聖節の望闕礼の習儀は觀象監の択日により一六日が吉日とされたため、習儀当日に宗親(王族)ならびに文武百官は早朝より謁見服である黒団領の出で立ちで議政府にて行札することになった。周知のように、永世遵守の『經国大典』には「詔勅を迎うるとき及び正・至・聖節・誕生日の賀礼に、百官は期に先んじて儀を習う」と定められている。⁽⁵⁵⁾かつて許積は左議政在職中の顯宗一〇年(一六六九)に望闕礼の「冬至習儀の挙」について、「二度に至るは事、虚文に涉れば、其の事を革罷するに如くは莫し」と、空虚な習儀の見直しを進言したところ、顯宗は「初めより之を為ざざれば、則ち可なるも、之を為して今遽かに革罷するは如何」と悔やんだことがある。⁽⁵⁶⁾『經国大典』に定められた習儀の規定が、明清交替後にたとえ「虚文」となったとはいえ、基本法典の条文そのものを削除することは憚られたに相違ない。ただ、望闕礼の二度にわたる習儀が確認できるのは顯宗一〇年冬至までであり、遅くとも同一三年聖節に觀象監は習儀の吉日を一日のみ択んで礼曹に報告している。⁽⁵⁷⁾それゆえ、許積による習儀見直しの進言からほどなくして、望闕礼の習儀は一度のみ実施するよう定式化されていたものと推察される。また、聖節当日の国王出御については「上より方に哀疚の中に在れば、前例に依り政院より時に臨ばば旨を稟けて奉行するは何如」とあるように、肅宗が服喪中ゆえ、王命を取り次ぐ承政院が従来どおり聖節の直前に啓(上奏)して国王の判断を仰ぐと、「啓、啓する所に依り施行せよ」と肅宗の裁可を得た。

この史料Aは『肅宗実録』にも『承政院日記』にもみえない独自の

記録である。『承政院日記』の当該年月日条の末尾に「以上朝報」「以上備辺司膳録」とあるように、この日の記録は承政院発行の「朝報」(一七件)と『備辺司膳録』(一件)によって補修されており、朝鮮後期の宮中儀礼を復元するには正史類のみでは困難である。かりに記録が焼け残っていれば、たとえば肅宗一九年の『承政院日記』に「(右承旨李)允修、礼曹の望闕礼択日の单子を以て進読す。上曰く、啓下す」、また「允修、礼曹の来る十一月冬至陳賀儀の奏を以て進読す。上曰く、權に停むるが可なり」とあるように、承旨が礼曹の上奏を取り次いで肅宗の決裁を得た記録を膳写することは、可能であったに相違ない。

父王顯宗の死後、肅宗即位年一月の冬至とこの年肅宗元年の正朝に文武百官が事前に習儀を執り行ったとの記録はみあたらない。肅宗が昌徳宮仁政門にて即位した八月二三日、礼曹は「前より国恤三年内、三名日の陳賀・進箋は挙行を為ざざれども、各殿の誕生日は百官只だ表裏(＝表裡。恩賜または献上用の衣服の表地と裏地)を進む。今宜しく此れに依り奉行すべし」と上奏し、肅宗の裁可を得ていた。⁽⁵⁸⁾国喪三年間は三名日(国王の誕生日と正朝・冬至)を祝賀する陳賀礼(朝賀礼)が停止されるのであれば、名節の望闕礼についてもその習儀さえ実施する必要はないと判断していたのであろう。この年肅宗元年三月はいまなお国喪期間にあたるため、本来であれば康熙帝の聖節を王宮の正殿で祝う必要はない。にもかかわらず、三月一六日に望闕礼の習儀を執り行うことが決定したのは、清使が漢城に滞在中であったからにはかならない。

その後、肅宗は三月一三日に領議政許積と外戚の兵曹判書金錫胄(国舅金佑明の甥。顯宗妃の明聖王后金氏とは従兄)を同席させて「虜使(清使)を昌徳宮便殿の熙政堂に接見し、「南方の叛乱」(三藩の乱)に關する情報を探った。⁽⁵⁹⁾許積は顯宗代より国王の信任が厚く、金錫胄も備

辺司堂上として肅宗代初期の政局を主導していた。明清交替後には清に對する否定的な認識と拒否感から、仁祖・顯宗につづいて肅宗もまた病氣を理由に清使を正殿ではなく便殿にて接見し、礼遇を下げていくところにも注目されよう。許積が百官とともに漢城を離れる清使を迎え門で餞送したのは、聖節を二日後に控えた一六日のことである。『承政院日記』には断片的ながら聖節の望闕礼に関する二件の記録がみえる。

B（鄭重徽）又啓曰、小臣、聖節望闕礼習儀進去、下直、伝曰、知道、

C 鄭重徽啓曰、明日聖節望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道、（順に『承政院日記』第二四六冊、肅宗元年三月一六日甲戌・一七日乙亥条）

清使入京後、聖節の望闕礼の習儀は三月一六日に実施することがすでに決定していた（史料A）。そこで右承旨鄭重徽は望闕礼の習儀に参席すべく退出を請い、肅宗の許可を得た（史料B）。当日はまさに清使が漢城を発とうとしていたが、議政府では予定どおりに習儀が執り行われたであろう。そして翌一七日に鄭重徽は聖節の望闕礼を「近例に依り之を為す」との意向を事前に上奏し、肅宗の裁可を得た。鄭重徽が提出した中央官府文書の一つである啓辞の末尾は「の意、敢えて啓す」と結ばれている（史料C）ことから、この上奏は国王に對する要請ではなく報告である。

また、承旨による習儀参席のための退出願ひ（史料B）と「望闕礼、近例に依り之を為すの意、敢えて啓す」との事前報告（史料C）が定型化された啓の様式であることは、翌年、三年の喪が明けて冬至を迎える際の『承政院日記』のほか、現存する承政院の史草によっても容易に確認できる。これまで承旨は「近例」を具体的に説明したことはないばかりか、朝鮮国王もまたあらためて「近例」を問い訊ねることなく、

「知道せり」と決裁を済ませるのみであった。かつて王世子として清使とともに望闕礼を実施した経験がある鳳林大君湊（仁祖次男。のちの孝宗）は即位後、承政院が「来る初二日冬至の望闕礼、何を以て之を為さん」と上奏すると、「近例に依り之を為せ」と回答して明確な意思表示をせず、その後も「明日聖節の望闕礼、近例に依り之を為すや、敢えて稟しあぐ」との上奏に對して「啓に依れ」と命じるのみで、明言を避けて承政院に判断を一任していた。そもそも肅宗は王世子時代に名節の望闕礼に参列した経験はなく、即位後も父王顯宗の喪中ゆえ宗親と文武百官を率いて望闕礼を執り行う必要はなかった。望闕礼の停止を肅宗が「近例」とみなせば、たとえ三年の喪が明けたとしても百官はこの「近例」により権停礼さえ回避することは可能であったと思われる。

のち英祖一九年（一七四三）に司諫院正言趙重晦が上奏文のなかで尊周の大義を説きつつ、「噫、国家皮幣・珠玉もて之に事うることに、茲に百年なり。而るに列聖薪膽の志、志士風泉の感、未だ嘗て少しも衰えず。望闕・陳賀等の事毎に輒ち曰く、近例に依り之を為すと。誠にせざるに似たりと雖も、此に於いて亦た本心の誣い難きを見るべし」と述べたことがある。趙重晦はかつて承政院仮注書を務めた経歴があり、司諫院正言としてのこの告発から推しても、「近例に依り之を為す」とは実際のところ、「誣奏」といわざるをえない。おそらく承旨は良心の呵責を感じつつも、型どおりに朝鮮国王に上奏していたと考えてよからう。東宮（莊獻世子）への讓位を口にするほど英祖（在位一七二四〜七六年）の怒りを買った趙重晦は三覆啓（国王による三度の再審）の手続きを経て、仕版（官僚名簿）から彼の名前は抹消されるが、晩年には両詮（吏曹と兵曹）の長官を歴任するなど、正祖四年（一七八〇）に致仕して耆老所に入るまで比較的平穩な官僚生活を送った文臣

である。⁽¹⁾

実際に、聖節当日の肅宗元年三月一八日に仁政殿では国王みずから文武百官を率いて望闕礼を挙行することはなかった。議政府高官が百官を率いて略式の権停礼により聖節を祝うこともなかったであろう。ただこの日、「北人」(清使)の要求に応じて五〇挺もの「火砲」(鳥銃)が贈られたことを聞き知った吏曹參議尹鏞は、昼講の席で「国の利器、輕易に人に与えて毒を中華に流し、罪を天下に得るは、豈に慨然の甚だしきに非ざるや」と嘆くと、肅宗は「終に給せざるを得ず、恨むべし」と弁明するほかなかった。⁽²⁾

とはいえ、外交便覧の『通文館志』に清「使、路上に於いて若し聖節・冬至・正朝に遇わば、則ち站上の闕室の庭に於いて望闕礼を行い、而して遠接使・該道監司・差使員・差備官等、班に随い行礼す」と成文化されるように、清使が帰路で聖節を迎える可能性は排除できない。かつて仁祖二四年正月に鳳林大君を王世子に冊封すべく入京した内翰林弘文院大学士祁充格(キチヨン)一行が帰国する際には、礼曹が「勅使、若し我が境に於いて相値(あひ)うこと有らば、則ち到る所の処は儀物の精備、例に依り行礼の事、期に前(ま)だちて知委(し)命令を下して通知すること)し、闕礼の弊無からしむ」よう周知徹底させたところ、清使は監營所在地の平壤にて平安道觀察使・兵馬節度使および道内の守令とともに順治帝の聖節を祝うべく望闕礼を行っていた。⁽³⁾しかしながら、今回の冊封使帰国にあたって礼曹が事前に同様の措置を講じたとの記録は、いまのところ確認できない。伴送使として義州まで同行した呉始寿も「勅行、十八日開城府止宿の事」と書面にて簡略に報告したにすぎない。⁽⁴⁾開城府客館の太平館には「闕」字を刻んだ闕牌が正庁に奉安されており、⁽⁵⁾清使が客館の前庭で名節の望闕礼を行うことは可能であったと考えられるが、今回の巴泰一行が開城府にて地方官とともに三月一八日の聖節を

祝ったか否かについては判然としない。

(2) 清使滞在中の望闕礼——肅宗二年聖節の場合——

① 皇太子冊立頒詔使の入京

肅宗二年には清使が二度にわたって漢城を訪問している。まず、二月一五日に散秩大臣ト・二等侍衛納の一行が皇太子(康熙帝次男の胤祜、のち廢太子。生母は孝誠仁皇后)の冊立を天下の臣民に布告する詔書をもたらし入京し、肅宗は仁政殿の殿庭にて清使を出迎えたのち、そのまま仁政殿にて接見した。⁽⁶⁾翌日の仁政殿における恩赦令の頒布にあたっては、前例により宗親および文武百官が略式の権停礼により実施することも事前に取り決められていた。⁽⁷⁾また、今回は致死率が高い痘瘡の流行に加えて国喪期間ゆえ、刺繡を施した袞冕服の姿を沿道の庶民にみせるべきではないと判断し、肅宗は慕華館まで清使を出迎えることができないと大臣を介して伝達することにした。⁽⁸⁾清使入京の前日に肅宗は弘濟院へ領議政許積・戸曹判書呉挺緯らを派遣したところ、清使の出迎えと讎礼の中止については理解を得たものの、宮廷音楽の停止については大通官金巨軍が反対したという。前年九月の清使入京の際に遠接使として派遣された戸曹判書閔維重(のち肅宗継妃となる驪興閔氏の実父)は、国喪期間を理由に義州より漢城へ向かう道中(定州・安州・平壤・黃州)と殿庭での奏樂停止を要請したが、清使は聞き入れず、入京前日に迎慰使として弘濟院に向いた許積の懇請にも応じなかった前例がある。⁽⁹⁾

今回の清使を迎え入れるにあたって肅宗は二月上旬に備忘記(王命)を下し、従来は事前に三度行われてきた迎勅儀礼の習儀について「累次の習儀、蓋し其の事体を重んじ、而して亦た時に臨みて儀を失する無かれの意ならん。迎勅の拳、特(た)だに今日大小の執事、解(よ)く知らざる

者莫きみに非ず、三度に至るは甚だ文具為り」と考え、今後は一度のみで済ませるよう礼曹に定式化を命じた。⁽⁸²⁾ かつて顯宗代に許積はもはや空文も同然となった望闕礼の習儀に疑問を呈していたが、肅宗もまた三度におよぶ迎勅儀礼の習儀を形式的な法文にすぎないと判断したようである。そのうえ肅宗は「仁政殿茶礼の習儀、三度を以て定め行うは、乃ち是れ規例なれども、文具為るに似たり」とみなし、清使を朝鮮人蔘茶でもてなす茶礼の習儀も一度のみとするよう廚院(司饗院)に通達させた。⁽⁸³⁾ 肅宗が即位して以来、清使を漢城に迎え入れるのは今回ですでに四度目であり、文武百官もたびたび予行演習に参席すること煩雑さを覚えていたであろう。そして清使入京の前日、肅宗は領議政許積・戸曹判書吳挺緯を引見し、慕華館での迎勅ならびに仁政殿殿庭での儀礼を欠席した宗親・文武百官に対しては「従重推考」、つまり厳格に尋問することが裁決された。⁽⁸⁴⁾ にもかかわらず、臨時武官職の別雲劍として肅宗の護衛を任された宗親の靈豊君李澐(仁祖長弟綾原大君備の長男)は御駕出宮に遅参し、儀礼の手順を誤った礼官や儀仗隊の失態も次々に発生している。⁽⁸⁵⁾ 王命による習儀日数の短縮は、むしろ宮中儀礼に混乱を招いたといわざるをえない。

一方、迎接都監を指揮監督する提調⁽⁸⁶⁾に充てられていた吳挺緯の報告によれば、今回入京した清使も大通官金巨軍とともに前例を楯にとつて鳥銃を求めてきたという。とりわけ清使は正・副使ともに各一〇挺の鳥銃を要求したため、吳挺緯は「庚辛飢饉を経るの後ちより工匠「一字缺」死して能く造作せず、又た鄭⁽⁸⁷⁾金作乱の後ちより倭銃も亦た出で来らざれば、十柄の銃、勢い弁え出し難し」と国内外の情勢をたびたび陳述し、正・副使に各五挺、大通官には各二挺の計一四挺を渡すよう肅宗に提言した。⁽⁸⁸⁾ そのため肅宗は承政院同副承旨金德遠に備忘記を下し、「我が国の鳥銃、壬辰倭乱の後ちより体制を依倣して造作習熟し、

銃の微妙精銳なること倭物に下らず、即ち我が国の長技なり」と国産鳥銃の精度に自信を強めつつも、「寇に兵を藉し、盜に糧を齎す」ような過度な贈答とならぬよう、迎接都監堂上に命じている。⁽⁸⁹⁾

② 太皇太后・皇太后尊号加上頒詔使の入京

二月二七日に領議政許積と都承旨鄭楹が弘濟院を発つ頒詔使一行を見送ると、この日はあらたな清使が国境の鴨綠江を渡つたとの報告が平安道觀察使閔宗道・義州府尹尹以濟より届いた。⁽⁹⁰⁾ 三月四日に礼曹は詔諭翌日の恩赦令の頒布について、前回の迎接儀礼を参考に宗親および文武百官は喪服の白衣・白帽に麻で包んだ帯を着用のうえ、仁政殿にて略式の権停礼により実施するよう要請し、肅宗の裁可を得ている。⁽⁹¹⁾ 顯宗の死後、肅宗はいまだ三年の喪を終えていない。それ以上に問題となるのは前年三月と同様、清使の漢城滞在中に聖節を迎える蓋然性が高いことであろう。清使の入京が近づくと、右承旨南天澤は次のように礼曹の上奏を取り次いだ。

D 南天澤以礼曹言啓曰、自前勅使在館時、若值節日、則自上間、或率百官、行望闕礼於闕庭、勅使率都監官員、行礼於館所矣、今月十八日聖節、適值勅使在館之時、習儀則雖不必行、正日則令都監豫為定奪、臨時奉行、而親臨一款則重難、只百官依前例行礼何如、伝曰、允、(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一日癸巳条)

清使が漢城南部會賢坊の南別宮(明・清使節の留館所。現、ソウル市中区小公洞のウエスティン朝鮮ホテル)滞在中に名節を迎えた場合、王宮の正殿では朝鮮国王が「間ま或いは」文武百官を率いて望闕礼を執り行うことになっており、一方、南別宮では清使が迎接都監の官員を率いて行礼することが慣例であった。⁽⁹²⁾ 一週間後の三月一八日は聖節に

あたり、習儀はかならずしも行う必要はないが、聖節当日は迎接都監が事前に国王の裁可を得たうえで望闕礼を挙行すべきところである。しかし、現状では国王の親臨はなはだ難儀ゆえ、百官が前例にならつて略式の権停礼により望闕礼を執り行うよう要請し、肅宗の裁可を得た(史料D)。ついで三月一四日に礼曹は、早朝より仁政殿にて行礼予定の宗親と百官はもちろん、南別宮で清使と望闕礼を行う迎接都監の礼装についても黒団領・烏紗帽を着用することになり、また本来は大明皇帝の象徴であった闕牌を聖節当日に黄儀仗(迎勅・拝表の際の鹵簿)の先導のもと、夜間の通行禁止が解除される罷漏(午前四時頃)を待つて王宮より南別宮へ運び出すよう、迎接都監と各官庁に公文を送つて周知させた。『通文館志』には清使「留館時は則ち闕牌を西宴庁に移設し、都監堂上以下、行礼す」と成文化されており、国王主催の下馬宴・翌日宴・上馬宴と同様、望闕礼の会場は南別宮の西宴庁である。もつとも、清使が漢城滞在中であれ、朝鮮国王が「間ま或いは」文武百官を率いて望闕礼を挙行したとの記録は、肅宗二年三月以前には確認できない【表1】参照。

そして三月一五日、一等侍衛噶布喇(孝誠仁皇后の実父)・二等侍衛費揚古の一行が康熙帝の祖母(孝荘文皇后)と嫡母(孝惠章皇后)の尊号加上を天下の臣民に布告すべく入京し、肅宗は領議政許積・左議政権大運らとともに慕華館で出迎えた。仁政殿では詔書が宣読されたが、今回も儀礼上の失態があいついでいる。国王を誤つて拝位に導いた礼官は許積の上奏により罷免となり、山呼(萬歳三唱)の際に口を開こうとしなかった禁軍の指揮官は軍紀を乱したとして、厳格に尋問することになった。その指揮官が率いた軍官のうち、山呼に唱和したのは三分の一にすぎなかったというから、清使ひいては清帝室に対する抵抗感もあったのであろう。

【表1】丙子胡乱後の清使入京と望闕礼(仁祖・孝宗・顯宗代)

年月日	名節	実施状況	清使入京
仁祖17 (1639). 11. 28	冬至	百官が南別宮にて清使の戸部承政マフター一行と行礼 ※三田渡碑工役の視察	11.24~12.8
仁祖19. 10. 25	聖節(ホンタイジ)	百官が南別宮にて清使と行礼 ※明の錦州衛攻略に出征した領兵将柳琳らの査奨	10.24~11.12
仁祖22. 正. 30	聖節(順治帝)	南別宮にて清将につづき、昭顯世子が百官とともに行礼 ※昭顯世子の一時帰国	1.20~2.19
仁祖24. 正. 1	正朝	南別宮にて百官が行礼 ※鳳林大君(のち孝宗)の王世子冊封	23.12.28 ~24.1.16
仁祖24. 正. 29	聖節	帰国途中の清使、平安道觀察使・兵馬節度使のほか守令とともに平壤にて行礼	
仁祖27. 正. 30	聖節	王世子が清使とともに南別宮にて行礼 ※太祖ヌルハチの配天と四祖追尊	1.20~2.6
孝宗 4 (1653). 正. 1	正朝	南別宮で清使と迎接都監が、慶徳宮崇政殿では議政府が行礼 ※不法越境者査問	3.12.18 ~4.1.4
孝宗 9. 正. 1	正朝	南別宮で清使と迎接都監が、昌徳宮仁政殿では百官が行礼 ※皇子(榮親王)誕生	8.12.27 ~9.1.9
孝宗10. 正. 29	聖節	冠帯の準備がないため清使は望闕礼を辞退 ※麟坪大君(仁祖三男)弔祭	1.22~2.4
顯宗即位 (1659). 11. 9	冬至	清使は望闕礼を辞退、顯宗は七虞祭を親行 ※顯宗・王妃の冊封と孝宗弔祭	11.8~11.19

*『朝鮮王朝実録』『承政院日記』『議政府謄録』『勅使謄録』『昭顯瀋陽日記』『孝宗東宮日記』『顯宗東宮日記』より作成。

翌日、右承旨南天澤は聖節の望闕礼に関する迎接都監の上奏を取り次いでいる。

E（南天澤）又以迎接都監言啓曰、聖節在於今十八日、望闕礼不行、使差備訳官探問於勅使、則以為俺等則只率通官・家丁行礼於西宴厅、都監官員則不必同參於西宴厅云矣、敢啓、伝曰、知道、
 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一六日戊戌条）

二日後に迫った聖節の望闕礼の挙行について、臨時に任命された差備訳官を介して迎接都監が清使に意向を確認したところ、清使は南別宮の西宴厅で通官と跟役（従者）のみを率いて望闕礼を行う予定であり、迎接都監の官員はかならずしも参席する必要はないという（史料E）。聖節の前日になって肅宗が明日未明の開門後ただちに望闕礼を実施しよう王命を下すと、迎接都監は關牌と黄儀仗を前例どおり西宴厅に設営し、清使が早朝より行礼予定であることを關係部署に通達した、と報告してきた。また、いまなお国喪期間ゆえ南別宮で宴享を催すことはできないと領議政許積が申し入れたところ、清使は「宴礼を行わずと雖も、一たび来りて相見えざるべからず」といい、大通官李一善も「凡そ事は上使逐日記録し、歸りて皇帝に奏す。白衣を以て来り見えんと欲すれば、則ち来らざるに如かず」と反対して清使と協議した結果、肅宗は青鈍色ながら国王の喪服にあたる黻袍（97）を着用して翌日早朝、南別宮へ出向くこととなる。

聖節当日、仁政殿と南別宮にてそれぞれ個別に執り行われた望闕礼については、次のように記録されている

F①質明、聖節望闕礼、時領議政許積・左議政權大運進、同日辰初二刻、館所拳動、時洞口前路班列、三公及司録李東植進、
 『議政府曆録』丙辰三月一八日条）

F②一、同日聖節望闕礼、百官則依礼文行礼於闕庭、而勅使則只設關牌・香卓・黄儀仗、以彼之礼行於館所、而都監堂上以下及司香、則依其言勿參、
 『勅使曆録』第五、丙辰三月一八日条）

F③南天澤以迎接都監言啓曰、即者兩勅率通官及家丁等、行望闕礼於西宴厅矣、敢啓、伝曰、知道、
 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一八日庚子条）

聖節の夜明け方に仁政殿の殿庭にて略式の望闕礼を主宰したのは領議政許積であろう。その後、午前八時頃に肅宗を乗せた御駕が南別宮に向かい、三議政と議政府の書記官も扈從して小公洞の入り口に整列した（史料F①）。『承政院日記』によれば、御駕が南別宮に到着すると、肅宗は清使と茶礼を済ませて昌慶宮に戻っている。肅宗が喪中ゆえ下馬宴など恒例の接待儀礼に参席できない旨を伝えたところ、「俺等、少きより皇帝の左右に近侍して已に有年、皇帝恤民の志を知る」と自負する噶布喇と費揚古は肅宗に理解を示し、むしろ「是くの如く来り待てば、感恩の外、未だ安んぜざるの至りなり」と恐縮していたという。つまり、南別宮で肅宗は茶礼で客待するにとどまり、清使主導の望闕礼に臨席することはなかったのである。一方、仁政殿の殿庭でも肅宗が宗親と文武百官を率いて望闕礼を挙行することはなく、百官が儀註に則り行礼した。南別宮の西宴厅では關牌を前に清使なりの手順で望闕礼が執り行われており、清使による事前の指示（史料E）どおり迎接都監堂上が参席することもなかった（史料F②）。肅宗の還御後に右承旨南天澤は「即者兩勅、通官及び家丁等を率い、望闕礼を西宴厅に行えり」と、迎接都監の報告を取り次いで上奏している（史料F③）。記録のうえで肅宗は「知道せり（相判った）」と回答したにすぎないものの、肅宗も臣下も清使と同席して聖節を祝うことなく済んだのは好都合であったに相違ない。

略式の望闕礼が催された仁政殿では、香爐・香盒など祭器の設営を担当する掖庭署の官員に不手際があったとして、右承旨南天澤はこれを問題視したが、肅宗は大罪にはあたらないと不問に付した。また、諫

言をつかさどる司諫院は司憲府とともに儀礼を監察する任務を果たさなければならぬ。にもかかわらず新任の司諫院正言申善温は、事前に指定されていた黒団領の準備が整わずに仁政殿への参列が遅れたとして、みずから解任処分を願ひ出た。肅宗はいったんこれを慰留したが、上司にあたる大司諫李沃の上奏により免職となる。略式とはいえ肅宗即位後、百官によるはじめての望闕礼であったため、王宮内では多少の混乱もあったようである。

三月二〇日には南人の政界進出により失脚していた西人の前議政府左參贊閔鼎重（のち肅宗継妃となる閔氏の伯父）ら二二名が「清国の慶」によって叙用され、前同副承旨金萬重（国舅金萬基の実弟）ら四名にも告身（職牒）が還給された。この日、清使一行は迎接都監隨行のもと、「大清皇帝功德碑」（三田渡碑ともいう）が建つ漢江ほとりの三田渡へ遊覧したのち、帰路には予定外であった興仁之門（俗称、東大門）外の東関王廟にも立ち寄って軍神閔羽に拝礼している。清の戦勝記念碑ともいうべき三田渡碑閣への訪問は、仁祖一七年（一六三九）の戸部承政マフタによる視察以後、規模は若干縮小されながらも清使の遊覧コースとして定例化していた。肅宗代に清使が三田渡碑閣のみならず東関王廟へ足を運んだことも、すでに指摘されている。また、「俺等歸去すれば、則ち皇帝必ず別制の鳥銃を求むるに、數優く覺め入らざるべからず」と強弁する大通官李一善の要求に対し、朝鮮政府は康熙帝への献上用も含めて正使・副使に鳥銃各五挺を渡すことにしており、これも恒例の贈答儀礼となっていた。当初、清使一行は三月二五日に漢城を離れる予定であったが、外交儀礼として右承旨南天澤につきき領議政許積も滞留を懇請したため、二日後に帰国することになる。

清使の帰国が迫ると、大臣と備辺司堂上が筵筵庁に召し出され、迎接都監提調を担当する戸曹判書具挺緯の報告を交えつつ、大通官に対

する銀子の「密贈」について協議された。すでに迎接都監は「即者礼單の銀子もて入給すれば、則ち大通官・次通官等西宴庁に坐し、弊無く之を受く」と報告しており、清使帯同の大通官李一善・張孝礼と次通官（二等朝鮮語通事）二名は謝礼として定額の銀子を受け取っていた。『通文館志』によれば、「順治戊子」（仁祖二六年、一六四八）以降の正規の礼物用銀子は正使五百両、副使四百両、大通官各百両、次通官各八〇両である。ところが、領議政許積は「今番の勅使、則ち弊を省くも貲らず、誠に異な事なり」と驚いている。「勅使は則ち其の中良善の人、間ま或いは来り之けども、一善に至りては則ち前より作弊の人や、今は則ち此くの如きは、誠に怪しき事と為すなり」と、今回はみずから賄賂を要求してこない李一善の振る舞いを訝るほどであった。正使噶布喇は「朔閣老」（保和殿大学士索額図）と相親しいという（輔政大臣索尼の長男と三男）から、帰国後に大通官の贈賄について康熙帝に上奏しないよう、李一善は自重していたのかも知れない。とはいえ、一カ月前には「金巨軍、則ち郊迎を為さざるを以て言を執られ、故に已に一千五百両を給す」というから、金巨軍とは兄弟のように結束した李一善にも同額の千五百両を渡さざるをえないこととなった。丙子胡乱後の歳幣は白銀だけでも一千両（のち肅宗三七年に免除）であるから、朝鮮出身の大通官個人に支給した銀子はまさに「密贈」であった。朝鮮政府が李一善にかねてより私的に要望していた鳥銃三挺に加え、許積私蔵の許俊『東医宝鑑』（光海君二年、一六一〇）一部を贈ったのは、法外な銀子の要求がなかったためだと推察される。こうして三月二七日に清使一行は轎に乗って南別宮を出発し、許積以下、百官は迎恩門で見送った。

（3）清使の望闕礼辞退——肅宗一一年冬至の場合——

① 三道溝事件と「罰銀の辱」

肅宗一一年八月に「罰銀一萬両」の問題が浮上した。謝恩使錦平尉朴弼成（孝宗庶長女淑寧翁主の夫）一行は疫病による農牛の斃死を理由に国境の義州（中江）・会寧・慶源で行われる開市（互市）の一時停止を陳情すると、礼部より「牛隻疫斃すと称し、推諉して具題するは、殊に合わざるなり。此れが為め、朝鮮国王某を将て銀一萬両を罰す可なり」との回答が義州に転送された。礼部の議奏により国境貿易の停止は許可されなかったが、康熙帝は「朝鮮の人、賦性狡詐、若し遂に請う所の如くせば、此の後ち未だ必ずしも玩忽せずんばならず」と不信感を払拭できないながらも、「但だ外藩の小国に係れば、姑く此の一次を宥す」との寛大な措置により「罰銀一萬両」は免除されることとなる。とはいえ、朝鮮国王にいったん科された「罰銀」は臣下にとつては「国辱」であった。謝恩使朴弼成一行は八月に漢城西郊の弘濟院に到着したところで「臣等既に使を奉じて国を辱むるの罪有り、敢えて偃然として復命せず、城外に來り伏し、藁を席きて罪を俟つ」と上疏して引責辞任を申し出たが、肅宗は待罪することなく城内に入るよう促した。

ところが、わずか二カ月後の一〇月に「鴨綠江の三道溝に在いて、絵画輿凶駐防協領の勒楚等、朝鮮国人に鎗を放たれて致傷す」る事件の発生により、「犯人を將て期に先んじて拿獲を厳行せんことを務めて要め、以て審理を待つが可なり」と肅宗に指示する礼部の咨文が届き、義州府尹李增は査問の清使出來と漢城に報告した。人蔘採取のために鴨綠江上流の咸鏡道厚州鎮から不法越境した朝鮮の辺民が鳥銃を撃つて駐防八旗の官兵一行を殺傷したいわゆる三道溝事件であり、主犯格の韓得完（韓德萬とも表記）以下三一名（うち三名死亡）の処罰に加え、

清代では最高額の「罰銀二萬両」が肅宗に科せられることになる。朝鮮人による不法越境問題はこれまでも発生しており、迎接都監提調の戸曹判書柳尚運が王命により過去の謄録類を参照したところ、かつて大通官金巨軍に銀二千兩、張孝礼には千四百兩を渡していたが、大臣と協議の結果、今回の賄賂はその二倍になるという。今回の査問にあたり、肅宗が大通官金巨軍・張孝礼の両名を手厚く待遇せざるをえなかったことは明白である。肅宗六年に発生した不法越境問題の場合、礼部が議奏した肅宗に対する「罰銀一萬両」は康熙帝の寛恕により免れたものの、牡丹江中流域の寧古塔で捕らえられた辺民の朴時雄ら三名は死罪（のち減刑）、職務怠慢として柔遠・穩城鎮の地方官は流配・罷免、咸鏡道觀察使李堂揆と兵馬節度使柳斐然もそれぞれ降格処分となっていた。

② 査問使の入京

護軍統領 修宝（修保）・内閣学士兼礼部侍郎温代の一行は一月二一日に入京し、三議政のほか義禁府・刑曹堂上・両司（司憲府と司諫院）長官を交えて一〇日間におよぶ査問を終え、一二月二日に漢城を離れた。清使入京の二日前に行われた迎勅儀礼の習儀に参席した司諫院の官員は、ひとりもいなかった。本来、司諫院は司憲府とともに習儀を監察しなければならない。にもかかわらず、承政院は「在前、諫院員を備えずと雖も、亦た仍りて行うの規有り。之に使い仍りて行礼を為すの意、敢えて啓す」と事後報告し、習儀を形式的に済ませている。また、入京前日に肅宗は病床に伏すゆえ郊外まで直接出迎えることはできないと伝えていたが、清使は譲らず、左議政南九萬につづき右議政鄭載嵩が京畿坡州まで馳走して再三懇請し、ようやく便殿の熙政堂にて勅書を拝受することが承諾されていた。悪寒と嘔吐の症状を訴

える肅宗を大王大妃(仁祖継妃莊烈王后趙氏)が氣遣つており、肅宗が仮病を使つて慕華館での迎勅儀礼を拒否したわけではあるまい。清使の入京直後、肅宗は郊迎のみならず清使との査問にも親臨できないと通官を介して清使に伝えると、清使も「上候未だ寧んぜず、既に郊迎するを得ざれば、則ち明日親臨して行査するは、固より之を為し難し」と一定の理解を示していた。清使の帰国当日にも御駕による昌徳宮出御と還御の記録も確認できないため、肅宗が郊外で餞送することはなかったと考えられる。しかし、清使は帰国後に肅宗の「非礼」を報告したとみえ、礼部は「臣等毎に聞くならく、使臣彼に至るも、先年定むる所の儀注に遵わず、其れ国王或いは迎うれども見えず、或いは偃蹇して迎えずと。天威咫尺の義、之を何と謂わんや」と、病に託けて迎接儀礼を怠る肅宗を批判することになる。

この年十一月二六日は冬至であり、清使は漢城滞在中に名節を迎えていた。清使一行が入京すると、礼曹はただちに冬至の望闕礼ならびに陳賀礼の実施要領について上奏している。

G①一、曹啓曰、自前勅使在館時、若値節日、則自上間、或率百官、行望闕礼於闕庭、勅使率都監官員、行礼於館所、而丙辰三月勅使在館時、聖節望闕礼、只百官依例行礼於闕庭、勅使則設闕牌・香卓・黃儀仗、以彼之礼行礼於館所、而都監堂上以下執事官、依其所言不為入參矣、来二十六日冬至、亦與在館時相値、習儀則姑為停止、令都監預為定奪奉行、而親臨一款、則自上方在哀疚靜攝之中、依丙辰年例只百官行礼何如、伝曰、允、〔勅使騰録〕第六、乙丑十一月二一日条)

G②一、曹單子、国恤三年内、凡賀礼權停事、曾已啓下矣、十一月二十六日冬至、大殿・大王大妃殿・中宮殿、百官只進表裡事、知委奉行何如、啓依所啓施行為良如教、〔朝賀騰録〕第二、乙丑

十一月二一日条)

清使が在京中に名節を迎えた場合、朝鮮国王は王宮正殿の殿庭にて「間ま或いは」百官を率い、南別宮では清使が迎接都監の官員を率いて望闕礼を奉行することになっている(史料G①)。かつて肅宗元年三月に亡き顯宗の弔祭ならびに肅宗と王妃金氏の冊封のために入京した清使巴泰一行が聖節の二日前に漢城を離れると、百官は習儀を実施するにとどまっていた(史料BC)。しかし、翌年の肅宗二年「丙辰三月」に太皇太后と皇太后の尊号加上という「清国の慶」を布告すべく漢城入りした頒詔使噶布喇一行は南別宮にて聖節を祝い、仁政殿では国王不在のまま百官が略式ながら望闕礼を執り行った経緯がある(史料F①②③)。そこで、今回の清使が漢城にて二六日の冬至を迎える公算は大きいと想定した礼曹は、しばらく習儀を取りやめ、迎接都監に望闕礼挙行の意向を事前に清使に確認させるよう提案した。ただし、肅宗の病状が芳しくないため親臨せず、「丙辰年の例」により望闕礼を百官に代行させるよう要請し、肅宗の裁可を得ている。その一方で、いまなお国喪期間が明けていないことから、冬至の陳賀礼は前例により停止し、百官はただ大殿・大王大妃殿・中宮殿(肅宗継妃閔氏)に表裡を奉呈するにとどめることが再度確認された(史料G②)。すでに十一月七日の大王大妃の誕生日にも同様の措置が執られており、喪服を解く禪祭も終えていないため、明年正朝の陳賀礼もやはり停止することとなる。

名節の冬至には清使をもてなす宴享や礼物の準備も必要となる。礼曹は「前より勅使館所に在りて如し節日に遇わば、則ち例として礼単もて宴を設くるの挙有り」との前例に鑑み、その日のうちに迎接都監と関係部署に通達させた。ところが、大通官金巨重らの伝言によれば、清使は査問を終えればただちに帰国する予定だという。それでも迎接

都監は従来どおりに名節を祝うべく各種物品を準備のうえ、清使の接待儀礼に待機しておくよう要請している⁽⁸⁾。今回の清使の入京目的は清帝室の慶事のためでも朝鮮王室の弔事のためでもなく、朝鮮国王を問責することにあり、清使としては名節を華やかに祝う意向はなかったに相違ない。翌二二日に礼曹は南別宮への闕牌の移動や礼官の配置のほか、仁政殿での権停礼に際しては宗親・文武百官の礼装を周知徹底するよう上奏した⁽⁹⁾。

はたして、冬至当日に昌徳宮では康熙帝のために望闕礼が挙行されることはなかった。

H一、迎接都監啓辞、冬至節日、適値於勅使留館時、自前若值節日、則勅使與迎接都監堂上以下、行望闕礼於館所、故使差備訳官依例設行之意言于勅使、則答以望闕礼勿為設行、冬至宴亦勿備入云、儀仗等物勿為待令之意、分付該曹何如、伝曰、允、

I一、政院啓辞、二十六日冬至望闕礼、仁政殿権停例行礼事、礼曹草記曾已啓下矣、館所望闕礼既不設行、則仁政殿行礼亦不當仍行、依近例為之之意、分付何如、伝曰、允、（順に『勅使膳録』第六、乙丑十一月二三日・二四日条）

礼曹の上奏どおりに迎接都監が事前に臨時職の通訳を介して清使に望闕礼の実施の意向を確認したところ、清使は冬至を祝う望闕礼どころか宴享さえ催す必要はないという。そのため、厳かな黄儀仗の設営も不要となり、関係部署にその旨通達することとなった（史料H）。南別宮で清使が冬至の望闕礼を挙行しなくなれば、仁政殿にて予定していた百官による権停礼も行う必要はなからう。承政院は「館所の望闕礼、既に設行せざれば、則ち仁政殿の行礼も亦た當に仍りて行うべからず」と判断した。承政院がいう「近例に依り之を為す」とは、これまでどおり朝鮮国王も文武百官も王宮の正殿にて望闕礼を行わない

ことを意味していよう。「近例に依り之を為す」という承旨の啓辞については、国喪期間にあった肅宗元年聖節の事例（史料C）においても確認済みである。もちろん、肅宗はこれを許可した（史料I）⁽¹⁰⁾。二六日冬至は陳賀礼を催して盛大に祝うことはなく、藥房（内医院）・承政院のほか、近侍機構である玉堂（弘文館）と二品以上の高官、ならびに六曹・両司の長官が大王大妃・肅宗・王妃の三殿に問安（⁽¹¹⁾）機嫌伺い）している⁽¹²⁾。

明くる肅宗一二年二月初旬に北京では、三道溝事件に対する清使の査問結果を踏まえた礼部の議奏により、康熙帝は肅宗に「罰銀二萬兩」を科すことを許可した⁽¹³⁾。冬至兼陳奏使朗原君李偁（宣祖庶一二男仁興君瑛の次男）一行が北京より帰国するにあたり、「該国王、意に任せて下人を放縱し、禁に違いて江を越え探参せしむ。欽差の官役を將て鎗を放ちて人を傷つくるは、殊に法紀を干す⁽¹⁴⁾。此れが為め、朝鮮国王姓諱（⁽¹⁵⁾）李惇」を將て銀二萬兩を罰す」との礼部の回咨を急報したのは、翌三月初旬のことである⁽¹⁶⁾。まもなく領議政金寿恒・左議政南九萬らは「清咨の噴言もて罰、上の躬に及ぶ」ことになったため引責辞任を申し出たが、肅宗は慰留している。金寿恒は「清咨の至るや辱、聖躬に及ぶ」として再度辞職を請うたが肅宗は許可せず、かつて国境管理のため咸鏡道北端に厚州鎮を設置するよう上奏した南九萬も「臣、先朝に於いて厚州を建置するも、今に及びて事を国家に生じ、辱、聖躬に及ぶ。罪、実に臣に在り」と責任を痛感していた⁽¹⁷⁾。礼部の対応に肅宗は現職・前職の大臣を前に「其れ詬責絶悖の言、実に丙子以後、未だ有らざる所の辱なり」と憤慨する一方、あらためて不法越境の厳禁を命じることになる⁽¹⁸⁾。そのうえ、査問の謝恩兼陳奏使として北京に滞在中であった右議政鄭載嵩・礼曹判書崔錫鼎・司憲府執義李整らは「罰金の辱」を聞くや、肅宗に報告することなく経書・史書をみだりに引用して礼部

に呈文を提出したため、礼部のみならず「胡皇」（康熙帝）の怒りを買う結果になったという⁽⁹⁾。もつとも、肅宗即位年には王妃金氏の冊封が大通信金大憲らの中間操作によって先送りされるや、赴京中の告訃使沈益頭一行が呈文により礼部に抗議して承認された前例があり、鄭載嵩らによる外交手続きは異例とはいえない⁽¹⁰⁾。

五月に帰国した奏請使鄭載嵩は城外で右議政の職を辞すべく上疏したが肅宗は慰留し、六月になると司諫院は連日のように鄭載嵩らの罷免を上奏したものの、肅宗はことごとく退けた⁽¹¹⁾。後日、北京に派遣された謝恩兼陳奏使南九萬・副使李奎齡・書状官吳道一一行は「罰銀」献上の咨文と謝罪の表文を提出するが、康熙帝より鄭載嵩ら三使の罷免と流配は寛恕され、また方物の返却もひとまず回避できたことは幸いであつたというほかあるまい。このとき南九萬らは礼部筆帖式（書記）吳應鵬と通信李一善らによる中間操作に巻き込まれながらも正確な情報を入力して彼らの偽証を正し、たび重なる賄賂の要求を拒んでいた⁽¹²⁾。一年前に開市の一時停止をめぐって礼部が「罰銀一萬兩」の罪科を議奏したと知るや、南九萬は皇帝も閣老も配慮するであろうという張孝礼の助言を信用して奏文の提出を朝鮮政府に要請していたため、今回はみづから戒めて情報収集を慎重に進めたものと考えられる。

この年正朝の望闕礼に向けて少なくとも左承旨宋昌と右承旨尹以道が習儀に参席していたが、三月一八日の聖節の場合は習儀に関する記録が確認できない。聖節の二日前に肅宗は領議政金寿恒・左議政南九萬・領中枢府事金寿興（金寿恒の実兄）らの重臣とともに京畿楊州の崇陵（顕宗陵）に行幸して寒食祭を執り行い、隣接する顯陵（文宗陵）・穆陵（宣祖陵）・健元陵（太祖陵）に参拝後、漢城東郊の沙河里（沙阿里）では三司（司憲府・司諫院・弘文館の総称）と承政院の反対にもかかわらず将台に登って軍事訓練を視察していた⁽¹³⁾。朝鮮後期に国王

は王陵参拝の帰途、沙河里にて小規模な閱兵（「小閱」という）をししば実施している。推測の域を出ないが、「罰銀の辱」の急報に接してまもない朝鮮政府は陵幸とその準備を優先し、聖節の望闕礼はいうまでもなく事前の習儀さえ停止したのかも知れない。

肅宗は一月に弘文館官員を召し出して、「神宗皇帝、我が国に百世忘れざるの恩有れども、強弱の勢いに拘わり、羞じを抱きて忍び過ぎし、以て今に至る。痛恨すること言うに勝うべけんや」と心情を吐露し⁽¹⁴⁾、翌年二月の夜対（夜更けの経筵）の際にも「皇朝の速亡、未だ必ずしも東征に由らざるばならず。而るに我が国小さく力弱く、既に復讐雪恥する能わず」と慨嘆した。朝鮮の辺民が引き起こした三道溝事件と「罰銀二萬兩」という清代最高額の科料は、武力による対清強攻策（北伐論）がもはや非現実的であることを認識せざるをえなかつたに相違ない。

二 望闕礼の習儀

(1) 清使入京と習儀の停止

①皇后冊立頒詔使の入京
肅宗三年一〇月末に第二皇后（孝昭仁皇后、輔政大臣遏必隆^{ユベイルン}の娘。翌年二月崩御）の冊立を天下に布告する頭等侍衛宜都額真阿喇尼^{イラニ}・内閣侍讀學士王國安の一行が入京すると、肅宗は慕華館にて出迎え、二日後には下馬宴を催して遠来の清使をねぎらった。清使を迎え入れるに先立ち、礼曹は沿路の客館に掲げられた「天使」（明使）所製の扁額をすべていったん撤去させ、壁や柱の墨跡まで削り落とすよう上奏し、肅宗の裁可を得ていた⁽¹⁵⁾。往事の明使との文化交流は、清使にとって不快に映ると判断したのであろう。たとえば、黃州客館（齊安館）の東に位置する三間の太虚楼（旧広遠楼）ではかつて明使のために宴が催さ

れ、皇太孫（のちの熹宗天啓帝。在位一六二〇～二七年）誕生の詔書を頒布すべく宣祖三十九年（一六〇六）⁽⁸⁾に出使した翰林院修撰朱之蕃の書跡になる扁額が懸けられていたという。また、前年三月に入京した噶布喇一行のように、清使が漢城滞在中に急遽、三田渡碑閣に加えて閔王廟へ参観する意向を伝えることもありえよう。そこで東閔王廟のみならず、崇礼門（俗称、南大門）外の南閔王廟についても修理・清掃と供物の準備を当該官衙に指示した。実際に、阿喇尼一行は漢城滞在中に三田渡への遊覧を楽しみ、例によって鳥銃を要求することになる。⁽⁹⁾ 迎接都監は大通官金大憲・金明善の二名に対しては事前に鳥銃一挺の削減を伝えていたが、金大憲は恩に着せて承服せず、やむなく前例により三挺を贈っている。⁽¹⁰⁾ そのうえ、今回の清使は帰国途中に朝鮮領域内で冬至を迎えることが想定される。そこで礼曹は、「前より勅行我が境に在り、如し節日に遇わば、則ち到る所の処は例として、官を遣わし問慰し宴を設くるの挙有り」との前例に鑑み、問慰官（問慰使ともいう）を派遣して宴席と礼物の準備にあたらせるよう要請した。⁽¹¹⁾ とはいえ、このとき礼曹が伴送使に冬至の望闕礼に備えるよう指示したとの記録は、『承政院日記』にも『勅使膳録』にも残っていない。

むしろ注目すべきは、かつて進賀兼謝恩使として北京に派遣された福昌君李楨が禁書あつかいの『皇明十六朝紀』⁽¹²⁾を購入し、この事実が発覚して外交問題に発展したことである。前年の肅宗二年一二月に弁誣使福善君李栴（麟坪大君の三男）⁽¹³⁾は帰国に先立ち、「私買史記の犯禁、大臣を遣わして往査せんことを請う。題本到るの日、臣部、該国王を將て一併査奏し、仍りて此の冊を繳め還さしめんことを云云。清皇、命じて大臣を遣わす勿く、只だ本国をして行査せしめ、餘は奏に依れ」との礼部の咨文を膺写し、漢城に送り届けていた。⁽¹⁴⁾ そのうえ、この年肅宗三年三月に帰国した冬至使吳挺緯一行は最新の北京情勢について、

「素たるや我が国に於ける疑阻特に甚だしく、歳幣の方物輸納の時、必ず梗を生ぜんと欲せり」と、孝誠仁皇后の叔父として専横を振るう「索閣老」（索額図）の朝鮮に対する疑念と歳幣への悪影響を懸念しており、衙訳（会同館の通官）に「朝鮮、萬科を設けて壯士を募り、城池を修むるは何ぞや」と詰め寄せられたように、尹鏞の建議によって実施された萬科（武科）で数多くの兵士を募っていたことも知られていた。⁽¹⁵⁾ そこで、陳奏使福昌君李楨は事の重大さに鑑みて「白金萬五千兩」を持参して四月に赴京するが、幸いに「皇帝、特に罰金を減じて、使臣以下、禁を犯す者は皆な赦前の事を以て論ずる勿かれ」との恩情にあらずかった。⁽¹⁶⁾ 『同文彙考』には弘文館應教の経歴を持つ戸曹参議俞夏益がおり、朝鮮政府は今回の清使入京中に禁書私買にかかるこの外交問題を収束させようとして準備していたものと考えられる。

さて、清使帰国前日の一月九日、肅宗が慕華館で餞送することを知った議政府右参贊尹鏞は二年前と同様、「痘疫遍く城中に満つるに、殿下、何ぞ自ら軽がるしく危に乗じて遠出すべけんや」と、肅宗を諫めた。そこで肅宗は郊外での餞送を取りやめるべく、迎接都監に命じて清使にその旨を伝達させたところ、「清の執政索額図」との衝突を憂慮して聞き入れなかったという。尹鏞は独自の北伐論を展開しつつ迎接都監の不手際を批判すると、肅宗は再度迎接都監に周旋を命じたが、迎接都監の指揮監督者として清使に應對していた戸曹判書吳始寿は「今更に請うと雖も、勢い動もすれば聴し難し」と説得し、大臣もまた「之を言うも益無く、言わざるに如かず」と同調したため、肅宗も慕華館への駕幸については再論を禁じた。⁽¹⁷⁾ そして清使一行が漢城を離れる一月一〇日、肅宗は寒風のなか慕華館にて茶礼を行い、清使を餞送したのである。⁽¹⁸⁾

清使の帰国から一週間後、礼曹は来たる冬至の宮中儀礼について上奏している。

J一、曹单子、今十一月二十七日冬至、大殿・慈懿恭慎徽猷大王大妃殿・顯烈王大妃殿・中宮殿陳賀時、應行節目、磨鍊開坐為去乎、令各該司舉行何如、一、陳賀習儀乙良、今十一月二十四日早朝、宗親及文武百官以黒団領、議政府良中冬至望闕礼習儀兼行、而正日大殿陳賀時、殿下具冕服、御仁政殿、宗親及文武百官四品以上朝服、五品以下黒団領行礼為白乎矣、慈懿恭慎徽猷大王大妃殿・顯烈王大妃殿・中宮殿陳賀時、百官四品以上仍朝服行礼為白乎、(中略)一、未盡条件、追乎磨鍊為白乎、啓權停例為之為良如教、無習儀、(『朝賀曆録』第一、丁巳十一月一八日条)

一月二七日に冬至を迎えるにあたり、礼曹は開坐(官吏が集まり政務を執ること)して肅宗と大王大妃・王大妃(顯宗妃)・中宮の四殿に対する陳賀礼の準備を進めていた。陳賀礼の習儀は一月二四日の早朝より議政府にて執り行い、望闕礼の習儀も兼ねて行う予定であった。そして二七日の冬至当日に肅宗は冕服の出で立ちで仁政殿に出御し、宗親と文武百官も位階に応じて朝服・黒団領を着用のうえ祝賀儀礼に臨むよう、礼曹は提案している。ところが、肅宗は冬至の陳賀礼を略式の権停礼とするよう礼曹に命じ、史料Jの末尾に「習儀無し」とあるように事前の習儀も行われなかった。

『朝賀曆録』によれば、この年は五月一七日に予定されていた王大妃の誕生日のほか、八月一五日の肅宗の誕生日につづいて九月三日の王妃の誕生日もすべて権停礼により陳賀礼を行うことが決定している。凶作による財政難のため、政府は六品官以上の俸禄を減額したうえ、三名日の方物進献については免除するよう決定したばかりであった。東アジアの異常低温現象を原因として朝鮮半島を襲った、いわゆる庚辛大飢饉(顯

宗一(一二年)の余波であろう。のちに弘文館大提学兼同知経筵事李敏叙が「辛丑(＝顯宗二年)より以後、常に旱災多く、辛亥(＝顯宗一二年)に至りて極まれり。辛亥後十餘年、一たびも未だ豊熟せず、今年も又た此くの如し」と発言したように、顯宗代以来の自然災害は深刻な社会問題であった。それゆえ、冬至の陳賀礼も略式で済ますよう肅宗が命じた点に関しては、異例の措置ではない。しかし、すでに清使が漢城を離れているにもかかわらず、礼曹が冬至の望闕礼の習儀についても実施する予定であったところは注目すべきであろう。法制上、望闕礼の習儀参席は文武百官にとつては義務であり、たとえ名節に清使が漢城に不在であれ、清使が鴨緑江を渡るまでは議政府にて習儀を執り行うことを前提としていたと察せられる。冬至には略式ながら百官による陳賀礼のために昌徳宮の開門時間が早められ、冬至当日は承政院と弘文館が四殿に問安した。二月中旬になると礼曹は、来年正朝の陳賀礼も今回の冬至の手順と同様に行う旨、上奏している。おそらく、たび重なる凶荒に配慮した肅宗は礼曹に権停礼を命じ、習儀についても不要と回答したのであろう。むしろ、正朝の望闕礼が仁政殿にて舉行されることもなかった。

②皇后伝訃使の入京

康熙帝の第二皇后であった孝昭仁皇后に関連して、半年後の肅宗四年聖節の事例についても取りあげておこう。肅宗四年三月八日、礼曹は聖節の望闕礼の習儀を一日早朝より議政府にて執り行うよう上奏し、肅宗の裁可を得た。『勅使曆録』によれば、聖節当日の国王出御についてはこれまでどおり、承政院が直前に伺いを立てることになっていた。『承政院日記』は三月中旬の記録に脱落があり、予定されていた三月一五日に宗親と文武百官が習儀を執り行ったか否かについては判

然としない。ところが、翌一六日に礼曹は四年前の「甲寅年皇后喪伝訃迎勅時の謄録」を取り出して急遽、迎接儀礼の準備に入っている。聖節の一八日には平安道觀察使李宇鼎より「清使、皇后の訃を伝えるを以て出来ず」との急報が漢城に届いており、承政院が肅宗に仁政殿出御の意向を伺うまでもなく、昌徳宮にて望闕礼が執り行われることはなかつたであろう。この日、礼曹は「迎勅の習儀、前例に依り只だ一度行う」ことを確認したうえで、習儀を二〇日早朝より執り行うよう提案して許可されたが、あいにく二〇日当日は降雨のため百官が習儀を行うことは困難となり、習儀は翌二一日に実施された。

すでに二月下旬に肅宗の病状は回復し、三月中旬には快癒を祝つて宗廟への報告と陳賀礼の開催に加え、朝鮮全土に恩赦令が頒布されたばかりであった。しかし、郊外での迎勅儀礼と便殿での清使接見は困難と判断した備辺司は、遠接使に任じられた工曹判書李之翼に清使への周旋を指示し、清使入京直前には戸曹判書吳始寿を遣わして説得にあたらせた。孝昭仁皇后の訃報をもたらず一等侍衛塞勒・内閣侍読学士舒恕一行を左議政権大運と都承旨鄭輪らが弘濟院まで出迎えたのは、三月二二日のことである。その後、肅宗は内侍に支えられながら熙政堂に清使を接見して哀悼の意を表し、仁政殿では勅書が宣読されることになる。大司憲を辞して散職ながら軍令機関として存続する五衛都総府の護軍に転じた尹鏞は、その直前に承政院に謁見を申し入れていた。二三日午前八時頃に熙政堂西棟の別儲廂（のち克綏齋と改称）にて領議政許積・左議政権大運らとともに肅宗に面会した尹鏞は、「病患是くの如き中、何ぞ必ずしも便殿に出で、促膝して接待せんや。若し病を以て未だ能く迎勅せず、亦た出でて接するを得ず、勅使必ず我に見えんと欲すれば、則ち須らく臥内に入来すべしと爾か云わば、則ち好きに似たり」と便殿での清使接見について助言するにとどまり、前年一

一月のように強硬な北伐論を展開することはなかつた。

清使が帰国する前日、別儲廂に出御した肅宗は清使の要望に依えて計一四挺の朝鮮製鳥銃と長剣八振を贈り、戸曹判書吳始寿・領議政許積と協議のうえ、清使の怒りを鎮めたという大通官金巨軍には銀二千両を渡すことにしている。当初、清使は「倭銃剣」を要求していたが、迎接都監は「倭人の防禁極めて厳しく、銃剣の出でざること已に久し。公私に旁求するも得べき路無し」と説明して「郷物」の銃剣を贈った。また、吳始寿が「今番勅使来る時、上より未だ郊迎するを得ざれば、勅使顯わに怒気有り。大通官金巨軍、言を為して良久しくして後ち、怒気乃ち解く。故に巨軍、以て己が功と為して望む所甚だ高く、未だ何をか為すを知らず」と困惑していた。大通官による中間操作も考えられるが、迎接都監提調の吳始寿としては信用するほかあるまい。高麗な賄賂を要求する金巨軍に対して、肅宗はまず銀千両を渡して様子を見ようと考えたが、吳始寿は「若し梗を生じて後ち之を給せば、則ち其の数畜だに数倍のみならず、而も亦た必ず載送の弊有らん」と異を唱え、許積も「此くの如きの事、統統として変通すべからず。先ず二千両を給するの後ち、如し已むを得ざれば、則ち数百両を加給するも亦た宜當と為す」と助言して決着したのである。清使一行は滞在期間を二日間延長して二七日に漢城を離れ、文武百官は迎恩門にて再拝礼で見送った。清使の漢城滞在はわずか六日間であったが、鳥銃の贈答のみならず大通官への贈賄もなかば常態化していたと考えられる。

今回の清使は事前の通達がないまま入京した。にもかかわらず、礼曹は限られた日程と気象条件のなかで迎勅儀礼に向けて習儀の準備を進めており、形骸化した望闕礼の習儀とは異なる様相を呈している。また、清使に対する尹鏞の姿勢が軟化するところにも注目すべきであろう。おそらく、兵士を募集する萬科の実施が清に知られ、朝鮮の軍

備増強が朝清関係に緊張感をもたらしたことがその背景にあったものと推察される。

(2) 台諫による習儀の監察

①三藩の乱平定と頒詔使迎接儀礼

肅宗八年前半期には清使を二度、漢城に迎え入れている。まず、二月二日に一等侍衛武備院堂上儀図額真羅一行が呉世璠(平西王呉三桂の孫)征討を天下に布告すべく入京し、一週間後の二七日に帰国した。八年におよんだ三藩の乱の終結については、この年正月月上旬に謝恩使の昌城君李泌(宣祖庶九男慶昌君珩の四男)より「聞くならく、四川・雲南次第に平定して呉世蕃、首を北京に伝う、應に赦勅有るべし」「皇帝、太后と明春を以て瀋陽に巡向せんと欲すれども、清・漢人、議を異にして決せずと云えり」との急報が鳳凰城から漢城に届いていた。「虜使」を迎えるにあたり、例によって沿路の客館に掲げられた「天使」所製の扁額は事前に撤去させている。肅宗は恩赦令を下して百官の品階を加資し、清使は従者とともに三田渡へ遊覧したのち、東関王廟に立ち寄って再叩頭礼を行った。正使は武備院の長官を務めており、朝鮮の「武廟」にも関心はあったであろう。清使一行には大通官李一善も同行していたが、右承旨李世翊が迎接都監の報告として「一善等答うるに、前頭勅行連続すれども、今番の接待、極めて款曲と為すを以て、感激して去ると云えり」と上奏したように、とくに問題は生じなかったとみえる。

そしてわずか一〇日後の三月七日、護軍統領杭奇一行が入京し、康熙帝が三藩の乱平定を祝うべく太皇太后・皇太后の尊号を加上したとの詔書をもたらした。ところが、肅宗が今回も病を押して漢城郊外まで清使を出迎えたにもかかわらず、司諫院の官員はだれひとり進参せ

ず、承政院も彼らを呼び出さなかったため、承旨の取り調べを命じた。そもそも、司諫院の官員は事前の習儀にさえ参席していなかった。翌日に仁政殿では清帝室の慶賀のため百官に加資するとともに恩赦令が下されたが、その一方で郊迎の際に不手際があった承旨と新任の司諫院正言が更迭されている。頒議政金寿恒の進言と司憲府の上奏によれば、司諫院の行動は未曾有の事態であったという。

K①(頒議政金寿恒請対時) 又所啓、人主左右、不可一日無台諫、故挙動時、必使両司備員、自是古例、至於習儀之時、両司不備、則亦不得行、或諫院有故、則必啓稟以後、仍為行礼、今日郊外挙動、諫院無一人進参者、此実會所未有之事、諫院新除之官亦有在京者、所當牌招察任、政院終無改稟之奉、難免不察之失、莫重規例、到今廢墜、尤極未安、當該承旨從重推考何如、上曰、依為之、K②府前啓、(中略) 國制之大小挙動、必有両司、然後乃行、其意有在、故自前或值両司有故之時、則雖急遽之際、必委通備員、不備則停止而不得行、此國朝以来古事然也、昨者慕華館挙動時、諫院無行公之員、而政院矇然不察、聖上往返城外、而終致諫院之闕從、此會所未有之事也、非尋常不察之比、不可推考而止、請當該承旨遞差、君上駕行郊外、則百官奉職而從、苟非有難強之疾、難仕之嫌、則義不當晏然退在也、(中略) 近来百僚怠職、凡於挙動之際、不成班列貌様、誠極寒心、今日頒教時、堂上以上尤甚不進、班列殆空、事甚埋没、請堂上以上有実病及事故人外、不進人員並命摘発推考、(中略) 答曰、(中略) 遞差及推考事及下諭事、依啓、(後略)(いずれも『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月初八日丙辰条)

頒議政金寿恒と司憲府が問題視したのは望闕礼の習儀ではなく、慕華館での迎接儀礼である。とはいえ、現実的な対清外交儀礼における

司諫院の職務怠慢は、虚礼化した望闕礼の習儀のあり方に通底する。三月八日の郊迎後、金寿恒は急遽肅宗に面会し、「是れより古例、習儀の時に至り両司備わらずんば、則ち亦た行うを得ず、或いは諫院故有らば、則ち必ず啓稟以後、仍りて行礼を為す。今日の郊外挙動、諫院一人の進参する者無く、此れ実に曾て未だ有らざる所の事なり」と発言したように、司諫院の官員は事前の習儀のみならず郊迎当日にも進参していなかった。金寿恒は当該承旨を嚴格に尋問するよう要請し、いったん肅宗の裁可を得ることになる（史料K①）。ところが、司憲府は承旨の処分を尋問にとどめるべきではなく、更迭という嚴罰を要請した。のみならず、司諫院に対しても「昨者、慕華館挙動の時、諫院行公の員無く、而も政院矇然として察せず。聖上城外を往返すれども、終に諫院の闕従を致すは、此れ曾て未だ有らざる所の事なり」と弾劾した。国王の御駕が郊迎のため城外を往復したにもかかわらず、儀礼の監察を担当すべき司諫院の官員がだれひとりとして扈従しなかったのは問題であろう。司憲府は「近来、百僚職を怠り、凡そ挙動の際に於いては班列の貌様を成さず、誠に極めて寒心す」と批判しており、司諫院のみならず文武百官の怠業は常態化していたと考えられる。また、仁政殿では宗親と百官は略式の権停礼により恩赦令頒布の儀に臨むことが事前に決定していた。とはいえ、司憲府は「今日頒教の時、堂上以上尤も甚だ進まず、班列殆ど空しく、事甚だ埋没す」と、閑散とした殿堂の状況についても看過するわけにはいかなかった（史料K②）。司諫院も政府高官も清の太皇太后の尊号加上には無関心であったとみえる。

その後、清使は急病のため、次通官と従者が三田渡碑閣の参観に出かけた。鳥銃の贈与も恒例となっており、清使の要望により康熙帝への献上用も含めて計一四挺を渡している。清使の漢城滞在期間を引き延

ばすこともまた外交儀礼であったが、右副承旨李世翊・領議政金寿恒の懇請にもかかわらず、清使は予定どおり三月一五日に漢城を発つて陪都の盛京（瀋陽）へ向かいたいという。三藩の乱を鎮圧した康熙帝は三月上旬に親政後二度目の東北巡幸（東巡）を実施していたからである。康熙帝は「祖宗創立の鴻基」たる盛京東郊の太祖ヌルハチ（在位一六一六―二六年）陵（福陵）と太宗ホントイジ陵（昭陵）で祭祀を行い、またヌルハチの祖先らを祀る興京の永陵にも詣でて「雲南底定、海宇蕩平」を報告していた。朝鮮政府もすでに左議政閔鼎重を問安使として盛京に派遣していたから、無理に清使を引き留めることはできなかったであろう。こうしたなか、病床に伏す肅宗は一五日に漢城を離れる清使を昌徳宮の正殿ではなく便殿に招き、百官が迎恩門で清使を見送った。

② 諫官不在の習儀

この年三月一八日の聖節に先立ち、望闕礼の習儀は吉日の一四日に行うことがすでに決定していた。前例にならって議政府では早朝より宗親ならびに文武百官が黒団領の出で立ちで習儀を執り行い、聖節当日の国王出御については承政院が直前に意向を確認することについても前例を踏襲している。では、清使が漢城に滞在するなか、はたして百官は望闕礼の習儀を実施したのであるか。また、清使の帰国後に承政院と肅宗は聖節の望闕礼についていかなる措置を執ったのであろうか。

L一、曹单子、聖節望闕礼習儀、當行於今日、而諫院之官皆有故不得進参云、雖無諫院、依前例仍為行礼何如、啓依所啓施行、（勅使膳録」第六、壬戌三月一四日条）

M① 宋昌啓曰、明日聖節望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知

道、『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月一七日乙丑条)

M②一、政院啓辞、明日聖節望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道、『勅使膳録』第六、壬戌三月一七日条)

習儀当日の一四日になって、司諫院の官員がみな都合により参加できないとの報告に接したものの、礼曹は「諫院無しと雖も、前例に依り仍りて行礼を為すは何如」と上奏して肅宗の裁可を得た(史料L)。司諫院が迎勅儀礼の習儀のみならず、慕華館での郊迎にも扈從しなかったことは、すでにみたとおりである(史料K①②)。清使が帰国すると、聖節の前日に右承旨宋昌は「明日聖節の望闕礼、近例に依り之を為すの意、敢えて啓す」と報告し、肅宗の了承を得た(史料M①②)。清使一行は二日前に漢城を離れており、肅宗が百官を率いて聖節を祝う必要はあるまい。肅宗元年聖節の承旨による事前報告(史料C)にみたように、「近例」とは略式の権停礼ではなく望闕礼それ自体の停止を意味することは、繰り返し述べるまでもあるまい。

迎接都監の事後報告によれば、今回は大通官に周旋を依頼すべき懸案事項はとくになかったため、前例にない張孝礼への「密贈」銀は千両、尹孫には七百両を上限額とする予定であった。しかし、「孝礼、前に一千五百両を得るを以て、今数を減すべからずと云えり」と受け取りを拒否されたため、大臣と協議した結果、帰路で問題を起さぬよう早馬で銀千五百両を松都(開城)へ送り届けさせたという。かつて肅宗六年閏八月の不法越境者査問の際に張孝礼へ渡したのは千四百両であったにもかかわらず、欲深く偽って百両を上乗せしており、「孝礼の人と為り、渠輩之れ亦た賤悪する所の者なり」と不評を買っている。この迎接都監の報告は聖節前日のことであり、承政院が肅宗に仁政殿出御の意向を伺うまでもなかったであろう。

当時、朝清間では朝鮮人の不法越境に加えて外交文書の書式をめぐ

る問題も発生していた。たとえば、すでにみた謝恩使李倬一行が北京に赴いたのは前年の肅宗七年九月のことであったが、彼らの本来の赴京目的は三藩の乱に関する情報収集ではない。実録記事には「是れより先、我が辺民彼の境に越入する者有り、清、使を遣わして査勘す。又た文書差誤有るに因りて、該部奏して當ち罰銀を請うも、清主、特に除免を行えり。故に使を遣わして之を謝せしむるなり」と簡潔に記されている。礼部の議奏によつて肅宗に科された「罰銀一萬兩」が康熙帝の寛恕により免除されたため、肅宗は宗親を派遣して深謝したのである。ところが、翌年正月に帰途の鳳凰城より漢城に届いた謝恩使李倬の急報によれば、朝鮮が奉呈した表箋には「称謝」(謝意を述べる)の「謝」字を改行せずに連書するなど、書式違反があったとして礼部に詰問された。のみならず、礼部の咨文には康熙帝の配慮により「従寛(寛大にも)罰を免す」とあったにもかかわらず、表文ではこれを忠実に引用することなく「罰銀一萬兩を減す」と書き記していた。そのため、清使による査問の回避と引き換えに賄賂を要求され、「罰銀五千兩」で落ち着くことになる。同年一月に帰国した陳賀使瀛昌君李沈(宣祖庶六男順和君珪の孫・副使尹以済の復命報告によれば、これまで礼部尚書は朝鮮を加護してきたが、「人と為り甚だ苛察」な額星格が礼部左侍郎に就任すると、朝鮮ではかねてより悪評を買った通官李一善でさえ「星格若し久しく礼部に在らば、則ち此の後ち事を生ぜん」と慮るべし」と漏らしたという。既述のごとく、その後も三道溝事件により朝鮮政府は肅宗十二年六月に左議政南九萬一行を清に派遣して「罰銀二萬兩」を納めており、朝清相互の緊張関係はつづいていた。

こうした不安定な朝清関係を背景に、望闕礼の習儀の監察はしだいに弛緩していったと考えられる。たとえば肅宗十二年冬至の場合、左承旨洪萬鍾は習儀が予定されている一月五日には政務を一時停止す

るよう肅宗に事前に要請し（「視事頤稟」という）、当日は都承旨李選が習儀に参席すべく退出を願い出て許可された。すでに「康熙壬寅」（顯宗三年）には、宗廟大祭の前日・当日のほか望闕礼の習儀は政務に優先せよ、との王命が下っていた。にもかかわらず、司諫院の官員の大半は都合により習儀に進参することができず、前例にならつて諫官不在のまま習儀を執り行うことにしている。そのうえ、習儀当日には司諫院のみならず司憲府監察一三名もほとんど都合がつかないという異例の事態が生じたため、礼曹は承政院を通じて善処するよう上奏した。これを受けた承政院の報告によれば、司憲府監察一三名は祭祀儀礼、親の病氣、任命資格審査中など正当な事情により習儀に参席することはできないが、ただ監察李相頤のみ参席可能だという。本人は病氣を患っているものの、いまのところ彼以外に監察官がいないため、病を押し習儀に進参するよう、司憲府に働きかけることとなった。李相頤が実際に出任できたか否かについては記録がないが、儀礼を管掌する礼曹はその職務上、台諫（司憲府と司諫院）不在のまま習儀を執り行うことは躊躇されたに相違ない。翌六日には承旨が望闕礼の習儀のために退出を願ひ出した記録が断片的ながら残っており、監察の都合により習儀は順延されたものと思われる。

一月七日の冬至に昌徳宮にて望闕礼が実施されたとの記録はないが、当日は大王大妃の誕生日でもあり、承政院・弘文館のほか二品以上の高官と六曹の長官が大王大妃・肅宗・中宮の三殿に問安した。この日は右議政李端夏が持病のため「今日の朝賀両礼、趨参するを得ず、臣の職を罷め、以て朝綱を肅さんことを乞う」と上奏文を奉ったところ、肅宗は慰留しており、「朝賀両礼」つまり冬至と大王大妃の誕生日をあわせて祝う朝賀礼（陳賀礼）が催されたとみてよからう。この年五月には大王大妃の還曆を祝つて尊号が加上されたばかりであった。肅宗

により朝鮮王室の威厳が高められるなか、文武百官が略式であれ康熙帝のために冬至を祝うことはなかったと考えられる。

（3）習儀欠席者の処分

名節の望闕礼がたとえ大清皇帝のためとはいえ、事前の習儀は文武百官にとつて義務化されていたと考えてよい。習儀に際しては司憲府と司諫院が監察にあたることもすでに検討済みである。にもかかわらず、肅宗代には百官が望闕礼の習儀を怠つて告発された事例を少なくとも二件確認できる。

N府啓、（中略）新啓、百隸怠慢之習為近日痼弊、今此正朝望闕礼習儀時、東班正三品以上来参者只有兩人、而西班亦甚虚疎、不成貌様、誠極寒心、除実病公故者外、應参不参者、請並命從重推考、（中略）答曰、不允、推考及処置事、依啓、（『承政院日記』第三〇六冊、肅宗一〇年一月二十五日丙辰条）

○司諫李頤晚啓曰、日昨政府肆儀時、一依親臨挙動例為之、則東西班百官所當一齊進参、而西班則二品以上只二員、東班則堂上以上無一人来参者、其在事体殊涉未妥、請東班三品以上除呈告及公故應頤外、無故不参人員並從重推考、（中略）答曰、依啓、（同書第四四七冊、肅宗三五年三月一四日乙酉条）

まず、肅宗一〇年一二月下旬に司憲府は新啓（告発文書）に「百隸怠慢の習いは近日の痼弊為り」と前置きしつつ、正朝に向けて実施された望闕礼の習儀について問題視した。この日、習儀に参席した正三品以上の文官はわずか二名にすぎず、「西班も亦た甚だ虚疎にして貌様を成さず、誠に極めて寒心す」と批判したように、武官の班列も閑散として儀礼の体裁をなしていなかったという。そこで司憲府は、病氣もしくは公務による欠席者を例外として、習儀に参席しなかった文武

官僚を厳格に尋問するよう要請して肅宗の裁可を得た(史料N)。二年前に司憲府は慕華館での迎接儀礼に扈從しない司諫院を弾劾したばかりであった(史料K②)から、文武百官の怠業ははまだ改善されていなかったとみえる。この年は曆が甲子を迎えたことを祝って天下に詔書を頒布すべく、武英殿大学士勒徳洪^{レデホン}一行が二月一二日に入京し、一九日に帰国したばかりであった。清使帰国後とはいえ、司憲府は官僚の怠慢を見過ごすことはできなかったであろう。清使帰国直前には領中枢府事金寿興の進言により、二年前の継妃閔氏冊封に際して大通官金巨軍に銀二千兩を「密贈」した前例に準じ、今回の大通官金大憲には銀千七百兩が渡されていた。史臣は「我が国の民窮まり財竭くるは、未だ近歳より甚だしきこと有らざれども、又た蕩竭の財を捐て、以て谿壑の慾を充たせり。是れ真に六国の地を割き、以て秦に事するなり。地盡くること有れども、秦の求めは已むこと無き者なり。痛むに勝うべけんや」と批判する^{②③}。凶荒にもかかわらず大通官への「密贈」も常態化しており、官僚のなかには不満もあったのかも知れない。年末年始に昌慶宮では例によって承政院・弘文館のほか二品以上の高官と六曹長官が問安のため参内しているが、正朝の望闕礼に関する記録はない。

また、肅宗三十五年三月にも同様の「百隸怠慢の習い」が司諫李頤晩によって論駁された(史料O)。望闕礼の肆儀(習儀)にあたっては「二に親臨挙動の例に依り之を為す」よう義務づけられており、文武百官はみな名節当日の国王出御を想定して議政府に進参しなければならぬ。にもかかわらず、聖節を控えて望闕礼の習儀に参席した二品以上の武官はわずか二名にすぎず、文官の堂上官にいたってはだれひとり参席しなかったという。そこで司諫院は二〇年前の司憲府の弾劾(史料N)と同様、公務など特別な事情がないかぎり、無断欠席者を厳格

に尋問するよう上奏して許可された^④。当時はすでに肅宗が昌徳宮後苑の大報壇にて対明義理論を可視化する宮中儀礼を挙行しており、この年三月六日に肅宗は王世子陪從のもと萬曆帝を祀っていた^⑤。それから一週間後、康熙帝の聖節を祝う望闕礼の習儀のために議政府に赴く官僚は、ほとんどいなかったに相違ない。むしろ、肅宗が三月一八日に王世子と百官を率いて聖節の望闕礼を挙行したとは考えられない。それでも司諫院は言官としての務めを果たすべく「百隸怠慢の習い」を正さねばならず、肅宗もまた司諫院の上奏に裁可を下すほかなかったのであろう。望闕礼の習儀をめぐる「百隸怠慢の習い」が、大報壇創設以前よりすでに「近日の痼弊」であったところにも注意を喚起しておきたい。

ただし、清使に対する当時の朝鮮民衆のまなざしは朝鮮官人層とは異なっていた。一カ月後の肅宗三十五年四月に義州府尹権愷より、儀度額真頭等侍衛敦岱・内閣学士兼礼部侍郎年羹堯が皇太子の復位を天下に布告すべく詔書を持参して出来との急報が漢城に入るや、五月に肅宗は郊外の慕華館までこの頒詔使一行を出迎えた。遠接使に任じられた礼曹判書姜鋭は副使について「副勅年羹堯、即ち内閣学士、文を以て用いらると云えども、其の詩句を見るに、僅かに押韻を知るのみ。人物敏けれども頗る苛し」と報告し、副使の従者のなかには「東方の山川」を遊観するために同行した応天府の長老もいたという^⑥。御駕が昌徳宮に戻ると、肅宗は仁政殿において「胡勅」を授かり、「虜使」に接見した。その一方、漢城では「虜使入城の日、士夫の女子多く路傍の家舎を占め、競いて觀光を為す」ばかりでなく、士大夫も「訳舌」(訳官)を介して内閣学士年羹堯の書跡を求めていた。丙子胡乱よりすでに半世紀が経ち、尊周の大義もしだいに忘れ去られるようになった、と史官は慨嘆する^⑦。いまや漢城の民間人にとって、清の使節入京は異國

情緒あふれる行列を参観できる稀なる機会であったと思われる。頒詔使敖岱一行もまた入京翌日に早朝より三田渡碑閣と閔王廟への遊覧を楽しみ、南別宮に戻った副使年羹堯は碑文の謄写と帖装を求めて許された。⁽²⁰⁾ 頒詔使の帰国前日には迎接都監の判断により、「密贈の地銀」として大通官白海宝・洪二哥に各千両、一次通官文以善には当初の予定より百両増の三百両、二次通官柳汝土にはその分百両を減じて百両が渡されている。⁽²¹⁾ のち肅宗三八年一月に冬至兼謝恩使として派遣された判中樞府事金昌集（金寿恒の嫡男）一行に打角夫（器物の監守者）の名目で北京を遊覧した実弟金昌業は、大通官洪二哥が話す朝鮮語は幼児のように拙かったと記録する。⁽²²⁾ こうした朝鮮出身の清使に対する「外交機密費」の負担も、漢城の庶民にとっては無縁であったに相違ない。

（4）習儀停止の特例

『勅使膳録』によれば、肅宗代には礼曹が「即今の事勢、常時と異なる有り」との事情から望闕礼の習儀を「今のみ権に停むるは何如」と上奏して停止した事例が二件、「朝市を停む」との事情からやはり習儀を「今のみ権に停むるは何如」と要請して停止した事例が一件確認できる。前者は肅宗一四年冬至と同二七年冬至の事例であり、礼曹の上奏にはいかなる事情が発生していたのかについては明記していない。⁽²³⁾ しかし、肅宗一四年八月には仁祖継妃趙氏が、同二七年八月には肅宗継妃閔氏が死去しており、その二カ月後にいわゆる「巫蠱獄」により肅宗は王世子の生母禧嬪張氏（張玉貞）に自盡を賜っている。おそらく礼曹は、王室の不幸という「即今の事勢」により望闕礼の習儀を取りやめるよう要請し、肅宗の裁可を得たのであろう。⁽²⁴⁾ この二件の事例から推せば、肅宗六年冬至に向けて実施予定であった望闕礼の習儀も、肅宗妃金氏の急死により停止されたと考えて差し支えあるまい。⁽²⁵⁾

後者は肅宗二六年聖節の事例であり、望闕礼の習儀を予定していた吉日の三月一六日に右議政閔鎮長（国舅閔維重の甥）が死去したことによる。この日、礼曹は「今日より十八日に至るまで朝市を停めんことを」と上奏したうえ、「聖節望闕礼の習儀、當に今日に於いて行うべけれども、朝市を停むると相値えば、今のみ権に停むるは何如」と要請し、裁可を得ている。⁽²⁶⁾ 文武百官による事前の習儀を今回のみ「権に停む」とは、略式の権停礼ではなく習儀の停止を意味している。顯宗三年には宗廟大祭の前日・当日とならび、「停朝市日」（政務と市場の停止期間）もまた各官衙では政務を執り行わないよう、王命が下っていた。⁽²⁷⁾ もちろん、大臣の急逝により聖節の一八日に国王が文武百官を率いて望闕礼を催すことも日程上は不可能となり、礼曹は国王の出御について伺いを立てることさえなかった。名節に朝鮮国王が王宮の正殿に出御して大清皇帝のために望闕礼を挙行することは、すでに朝鮮政府内では想定していなかったと考えてよからう。その一方で、同じく「朝市を停む」との事情から望闕礼の習儀を延期した事例も確認できる。肅宗二二年三月一四日に樂善君李瀟（仁祖の庶次男）が死去すると、礼曹は当初予定していた三月一五日の習儀を聖節前日の一七日に延期するよう上奏して裁可を得た。⁽²⁸⁾ 宗親の不幸により政務と市場を三日間停止したとしても日程上、名節以前に習儀を執り行うことは可能であると礼曹は判断したのであろう。文武官僚としても、議政府にて習儀さえ実施すれば臣下としての名分は立つ、と考えていたに相違ない。こうして三月一七日に延期された望闕礼の習儀は、諫官不在のまま行われた。⁽²⁹⁾ 『承政院日記』『議政府膳録』は肅宗二一年の記録をすべて欠くが、翌一八日の聖節に肅宗が文武百官を率いて望闕礼を催すことはなかったと考えられる。⁽³⁰⁾

また、国王が痘瘡を患っていたため、礼曹が大臣に上奏して習儀を

事前に中止させた事例(肅宗九年冬至⁽²⁾)や、降雪(同二三年正朝)・風雨(同一九年聖節)など悪天候の場合には議政府の前庭がぬかるんでしまうため、望闕礼の習儀が停止された事例もある⁽³⁾。肅宗八年暮れに肅宗は、「天災地異、晝ねて現れ層ねて出で、国は民の憂いを計るも一の恃むべきもの無く、大廈の將に傾かんとするが如く、川を涉れども涯まり無し」と、異常気象による凶荒を憂えていた⁽⁴⁾。二日後の肅宗九年正朝は天変地異とみなされていた日食と重なり、宮中儀礼が催された形跡はみあたらない。それどころか、年始の謁見に参内した官僚がわずかに四名であったことから、肅宗は「百隸、官を怠るは已に痼弊を成し、良に寒心すべし」「怠慢の習い、誠に甚だ駭然たり」と驚き、無断欠席者を取り調べて戒めるよう王命を下した⁽⁵⁾。肅宗一八年正朝は大風に加えて午前中に日食を観測しており、天候は「或いは雨、或いは晴れ」であったというから、そもそも宮中儀礼を執り行うには適切ではあるまい。肅宗二九年冬至の場合には事前に習儀を済ませていたが、月食と重なった一月一五日冬至に望闕礼に関する記録はなく、陳賀礼を翌一六日に延期している。もともと、すでに朝鮮初期の成宗(在位一四六九〜九四年)代には国喪のほか国王の病氣、氣象条件により望闕礼の挙行を停止していたから、朝鮮後期も慣例により習儀を取りやめることはあったであろう。

むしろ、明清交替後においても文武官僚が望闕礼の習儀を実施せざるをえなかったところに注目したい。のち英祖二二年(一七四六)に『經国大典』の続編として刊行された『続大典』に、用刑衙門(義禁府および三法司の刑曹・漢城府・司憲府)においては「事過ぎたる後ち開坐し刑を用うるの日」として「迎勅の日、拝表の日」につづいて「望闕礼習儀の日」を定めたように、望闕礼の習儀は迎勅・拝表の儀とならぶ重要な対清外交儀礼として位置づけられていた。「望闕礼の日」で

はなく「望闕礼習儀の日」と法典に明文化しているのは、朝鮮国王と百官による名節の望闕礼がもはや空文化していたことを示唆しているように。その習儀もすでに肅宗代には二度から一度のみに減省となっていたにもかかわらず、「百隸怠慢の習い」は是正されなかった。台諫不在のまま習儀を執り行うことも常態化しており、国王を諫める司諫院も百官の風紀を取り締まる司憲府も、大清皇帝のための望闕礼の予行演習さえ忌避していたのかも知れない。

(次号につづく)

【附記】本稿はJSPS科研費(二〇K〇〇九二七)による研究成果の一部である。なお、本稿の一部は第七三回朝鮮学会大会(二〇二二年一〇月二日 オンライン開催)の研究発表会第三部門(歴史学・考古学・文化人類学・その他の分野)にて報告した。

註

- (1) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀および迎詔書儀条。
- (2) 許泰玖『명자호란과 예, 그리고 증화』(召命出版、ソウル、二〇一九年四月)「제4장 전후처리와 척화론斥和論의 함의」二二二〜二二三頁。
- (3) 『清太宗実録』卷三三、崇徳二年正月庚午(三〇日)条。李益柱・金秉駿・金昌錫・尹栄寅・桂勝範・丘凡真・裴京漢『동아시아 국제질서 속의 한중관계사—제언과 모색』(東北亜歴史財団、ソウル、二〇一〇年二月)「동아시아 국제질서의 변동과 조선·청 관계(執筆は丘凡真)三四七〜三四八頁。丘凡真『大清帝国の朝鮮認識と朝鮮の位相』(『中国史学』第二二卷、二〇二一年一〇月)九七〜九八頁。同『명자호란, 홍타이지의 전쟁』(까치글방、ソウル、二〇一九年二月)「제7장 대미—삼전도의 레로 전쟁의 막을 내리다」二九八〜三〇〇頁。
- (4) 桂勝範『삼전도항복과 조선의 국가정체성문제—허태구, 『명자호란과 예, 그리고 증화』(소명출판, 二〇一九)에 대한 종합비평』(『朝鮮時代史学報』

- 九一、城南、二〇一九年二月）三〇七〜三〇八頁。
- (5) 全海宗『韓中關係史研究』（一潮閣、ソウル、一九七〇年五月…a）『清代韓中朝貢關係考』（初出は『震檀學報』第二九・三〇号、ソウル、一九六六年一月）五九〜六〇・七七〜一〇〇頁。
- (6) 全海宗『東亞文化の比較史的研究』（一潮閣、ソウル、一九七六年八月…b）『清代韓・中關係の一考察―朝貢制度を 통하여―』清の態度の変遷에 대하여（初出は『東洋學（檀國大學校東洋學研究所）』第一輯、ソウル、一九七一年一月）。
- (7) 崔韶子『清과 朝鮮―근세 동아시아의 상호인식』（慧眼、ソウル、二〇〇五年七月）『제1부1 康熙시기（二六六〜二七二）：清・朝關係의 확립』（初出は『明清史研究』第五輯、ソウル、一九九六年二月）四九〜五〇頁。
- (8) 東北亜歴史財団韓國外交史編纂委員會編『한국외교의 대외관계와 외교사―조선편』（東北亜歴史財団、ソウル、二〇一八年二月）『제10장 병차호란 이후 조선의 대청 외교, 一六三七〜一七〇〇』（執筆は禹景燮）四三九頁。
- (9) 김창수『17〜18세기 조선 사신의 외교활동과 조선・청 관계 구조』（『朝鮮時代史學報』八八、城南、二〇一九年三月）。
- (10) 李在璟『大清帝國體制 내 조선국왕의 법적 위상―국왕에 대한 讓處・罰銀을 중심으로』（『민족문화연구』第八三号、ソウル、二〇一九年五月）。
- (11) 金雨鎮『숙종의 대청인식과 수도권 방어정책』（民俗苑、ソウル、二〇二二年三月）『II 국내외 정세와 위기의식』。
- (12) 桑野栄治『朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清關係』（『久留米大學文學部紀要（國際文化學科編）』第三七号、二〇二二年三月）。
- (13) 桑野栄治『朝鮮肅宗代の王世子冊封にみる朝清關係』（『久留米大學文學部紀要』第三八号、二〇二二年三月）。
- (14) 松浦章『近世中国朝鮮交渉史の研究』（思文閣出版、二〇一三年一〇月）『第四部第二章 康熙盛京海運と朝鮮賑濟』（初出は石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、一九九五年七月）二六八〜二六九頁。金文基『17세기 중국과 조선의 기근과 국제적 곡물유통』（『역사와 경계』八五、釜山、二〇一二年一月）三五六〜三五七頁。
- (15) 『國朝五禮儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行禮儀および皇太子千秋節望闕行禮儀條。『經國大典』卷三、礼典、朝儀條。
- (16) 檀上寛『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』（京都大學學術出版會、二〇一三年一月）第一章 明初の海禁と朝貢―明朝専制支配の理解に寄せて（初出は森正夫等編『明清時代史の基本問題（中国史學の基本問題4）』汲古書院、一九九七年一月）七二〜七三頁。岩井茂樹『朝貢・海禁・互市―近世東アジアの貿易と秩序』（名古屋大學出版會、二〇二〇年二月）第一章 明の朝貢擴大策と礼制の覇權主義（初出は『東洋文化』第八五号、二〇〇五年三月）五〇〜五一頁。
- (17) 桑野栄治『高麗末期の儀礼と國際環境―対明遥拝儀礼の創出』（『久留米大學文學部紀要』第二二号、二〇〇四年三月）。同『朝鮮初期の対明遥拝儀礼―その概念の成立過程を中心に』（『久留米大學比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月）。同『朝鮮世祖代の儀礼と王權―対明遥拝儀礼と圓丘壇祭祀を中心に』（『久留米大學文學部紀要』第一九号、二〇〇二年三月）。同『朝鮮成宗代の儀礼と外交―『經國大典』成立期の対明遥拝儀礼』（同『第二〇号、二〇〇三年三月）。これら四本の論考は増補・修正のうえ桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』（二〇〇一〜二〇〇三年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書、二〇〇四年二月）に収録した。その後の動向については桑野栄治『正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と國家―朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に』（『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一月）、同『朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼―一六世紀前半の朝鮮と明・日本』（『久留米大學文學部紀要』第二四号、二〇〇七年三月）、同『朝鮮明宗代の対明遥拝儀礼―威臣政治と王權』（同『第二八号、二〇一一年三月）、同『東アジア世界と文祿・慶長の役―朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から』（『日韓歴史共同研究委員會編』『第2期日韓歴史共同研究報告書（第2分科會篇）』同委員會、二〇一〇年三月）、同『朝鮮光海君代の儀礼と王權―対明遥拝儀礼を中心に』（『久留米大學文學部紀要』第二九号、二〇一二年三月）を参照されたい。
- (18) たとえば、望闕礼のほか迎詔・迎勅・拝表などの嘉礼を「親王の礼」と位置づけた韓亨周『対明儀礼를 통해 본 15세기 朝・明관계』（『역사민속학』第二八号、ソウル、二〇〇八年一月）、明清交替後に望闕礼の自発性が退色するというおおまかな見取り図を提示した윤석호『조선조 望闕礼의 중흥적의 레구조와 성격』（『韓國思想史學』第四三輯、ソウル、二〇一三年四月）のほか、元明交替期の望闕遥賀儀を再検討した崔鍾奭『고려시대 朝賀儀의 레구』

- 조의 변동과 국가 위상」(『한국문화(서울대학교奎章閣韓國學研究院)』五
一、ソウル、二〇一〇年九月)、鄭殷禎「14세기 元明교체기의 胡・漢共存과
개경의 望闕禮 공간」(『한국중세사연구』第四九号、釜山、二〇一七年五月)、
同「고려 開京・京畿의 도시 왜곡」(慧眼、ソウル、二〇一八年四月)、「제5장 胡
漢共存과 開京・京畿의 도시 왜곡」二九三〜二九五頁、崔鍾奭「원복속기 遙
賀禮(望闕禮)의 기행과 예식 변화상」원종・충렬왕대를 중심으로」(『한국
학연구』第五九輯、仁川、二〇二〇年一月)などがある。朴美善「조선시
대 嘉禮 연구의 현황과 과제」(『史學研究』第一四四号、果川、二〇二一年一
二月) 九四〜九六頁、参照。
- (19) 桑野栄治「朝鮮仁祖代における対明遙拜儀禮の変容―明清交替期の朝鮮」
〔お茶の水女子大学、比較日文学教育研究センター 研究年報』第一二号、二〇
一六年三月)。同「朝鮮孝宗代の望闕禮にみる朝清關係」(須川英徳編『韓国・
朝鮮史への新たな視座―歴史・社会・言説』勉誠出版、二〇一七年五月)。同
「朝鮮顯宗代の朝清關係と望闕禮」(『久留米大学文学部紀要』第三六号、二〇
一九年九月)。
- (20) 中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学报』第七八輯、一九七
二年三月)、鄭玉子「조선후기 조선중화사상 연구」(一志社、ソウル、一九
九八年五月)、「2 대보단(大報壇)의 창설」(初出は刊行委員會編『辺太
燮博士華甲紀念史學論叢』三英社、ソウル、一九八五年一〇月)、李泰鎮「조
선후기 対明義理論의 변천」(『아시아문화』第一〇号、春川、一九九四年一
二月) 四〜七頁、桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開―大報壇祭祀の整
備過程を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識』17〜19世紀(日
韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年五月)、李迎春「朝鮮
後期の 祀典의 再編과 国家祭祀」(『韓國史研究』一一八、ソウル、二〇〇二
年九月) 二一一〜二二二頁、李旭「조선후기 전쟁의 기억과 대보단(大報壇)
제향」(『宗教研究』第四二輯、城南、二〇〇六年三月)、韓明基「再造之恩
과 조선후기 정치사―임진왜란 이후 정조대시기를 중심으로」(『大東文化研究』
第五九輯、ソウル、二〇〇七年九月) 二二四〜二二〇頁、林富淵「유교의 예
화의 정치학―만동묘와 대보단을 중심으로」(『종교문화비평』通卷一五号、
ソウル、二〇〇九年三月) 一七一〜一八〇頁、桂勝範「정치된 시간―조선의
대보단과 근대의 문턱」(西江大学校出版部、ソウル、二〇一一年六月)、「제
2장 대보단의 설립과 그 배경」. なお、大報壇の空間分析と現状調査につい

- ては정우진・심우경「장터궁 대보단(大報壇)의 공간구성과 단제(壇制)
특성에 관한 고찰」(『文化財』第四六卷第一号、大田、二〇一三年三月)、参
照。
- (21) 禹景燮「조선중화주의의 성립과 동아시아」(유니스트리、ソウル、二〇
一三年五月)、「I 충실…조선중화주의에 대한 학술사적 검토」(初出は『韓
国史研究』一五九、ソウル、二〇二二年二月) 二八頁。
- (22) 桂勝範、前掲書「제8장 대보단의 정치・문화적 함의와 근대의 문턱」二
六四〜二六五頁。
- (23) 桂勝範「조선후기 조선중화주의와 그 해석 문제」(『韓國史研究』一五九、
ソウル、二〇二二年二月) 二七八〜二七九頁。
- (24) 英祖二〇年の火災により『承政院日記』は仁祖元年から景宗元年(一七二
一)まで九九年間分の記録が焼失したため、王室で作成された「内下日記」
のほか、『備辺司謄録』など各官庁の謄録類、私家所蔵の史草・日記類を収集
して編纂された。中村栄孝「日鮮關係史の研究(下)」(吉川弘文館、一九六
九年二月)「別編四 朝鮮英祖の『承政院日記』改修事業」(初出は小田先
生頌寿記念會編『朝鮮論集』大阪屋號書店、京城、一九三四年一月)、鄭萬
祚「承政院日記」の作成과 史料的 價值」(『충정원일기』의 사료적 가치와 정
보화방안 연구(한국사론37)』国史編纂委員會、果川、二〇〇三年一月) 三
五〜三六頁、강성득「英祖代 改修本『承政院日記』에 나타난 内下日記檢
討」(『도시역사문화』第四号、ソウル、二〇〇六年二月)。
- (25) 肅宗代の『議政府謄録』(保景文化社、ソウル、一九八九年四月)は肅宗
三年〜同一三年、肅宗一八年〜同二年、肅宗二五年〜同二八年、そして肅
宗四一年以降の記録を欠く。また、『備辺司謄録』(国史編纂委員會、ソウル、
一九八二年一〇月)の場合には肅宗六年〜同七年、肅宗二二年〜同二四年、肅
宗二七年・同三五年の記録を欠く。
- (26) テキストはソウル大学校奎章閣蔵本を底本として電算入力した『勅使謄録
1(各司謄録90)』『勅使謄録11・朝賀謄録1(各司謄録91)』(国史編纂委員
会、果川、一九九七年一月・九八年一月)を利用した。
- (27) テキストは高宗二五年(一八八八)の最終重刊本を底本とした朝鮮史編修
會編『通文館志(朝鮮史料叢刊第二)』(朝鮮總督府、京城、一九二四年二
月)を利用した。同書の編纂目的および構成体系と叙述内容については、金
允濟「奎章閣所蔵『通文館志』의 간행과 판본」(『奎章閣』第二九輯、ソウ

- ル、二〇〇六年（二月）のほか、李迎春『通文館志』의 편찬과 조선 후기 韓中關係의 성격』(『歴史와 実学』三三輯、ソウル、二〇〇七年九月)、金暎緑『조선의 通文館志』편찬과 대청관계』(『震檀學報』第一三四号、ソウル、二〇〇六年六月)、参照。
- (28) 『同文彙考』(国史編纂委員会、ソウル、一九七八年二月)。国家的事業として外交文書を事案別に体系的に分類整理した『同文彙考』がもつ歴史的意味については、金暎緑『朝鮮後期『同文彙考』의 編纂過程과 性格』(『朝鮮時代史學報』三二、ソウル、二〇〇五年三月)、同『조선의 对清關係 認識과 外交体系—조선 후기의 외교 문서의 政리를 중심』(『梨花史學研究』第三七輯、ソウル、二〇〇八年二月)、参照。
- (29) ソウル大奎閣韓國国史研究院東宮日記訳註チーム編『影印 景宗輔養庁日記・景宗春宮日記』(民俗苑、ソウル、二〇一七年二月、所収)。
- (30) 「一、勅使三員、以冊封・賜諡・賜吊賜祭事、出来牌文入來」(勅使騰録第五、乙卯正月二七日条)。「肅宗実録」卷二、元年正月丁亥(二八日)条。『承政院日記』第二四四冊、肅宗元年正月二八日丁亥条。『備辺司騰録』第三一冊、肅宗元年正月二八日条。駅遞の証明書に相当する牌文の書式については『通文館志』卷四、事大(下)、牌文条のほか、阿風(黄素英訳)『明清時代の「信牌」』(小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、二〇二〇年二月)二七一〜二七二頁、参照。
- (31) 『領議政許積・刑曹堂上・三司入侍、(中略) 上出示奏請使状啓曰、北京危急矣、積曰、此等伝聞不可盡信、然相持之久、則北京勢必難支、吳三桂之子、果為太極獃子之婿、而與之同心、則尤危矣、木柿蔽海亦是遼野之虞、上又以李寿慶所進小札示積、積曰、麗朝果有此患、而迎勅之礼不可廢之、兵曹・總府則以此意申飭無効、至於西西則若有事變、何以不防守也、然分付帥臣可矣、(後略)』(『肅宗実録』卷二、元年正月丙子(一七日)条)。洪性鳩『朝鮮王朝実録』에 비친 17세기 내륙 아시아 제세와 寧古塔回扁說』(『中国史研究』第六九輯、大邱、二〇一〇年二月)二九四〜二九五頁によれば、当時、康熙帝が疑心を抱いていた「太極獃子」とはオイラートのジュンガル勢力を指すといひ、金雨鎮『수중대 몽고・러시아에 대한 知識・情報 분석—청과 몽고・러시아간의 交戰 정보를 중심』(『인문학연구』第三七号、ソウル、二〇一八年九月)八二〜八三頁ではガルダンと特定する。
- (32) 矢木毅『朝鮮朝刑罰制度の研究』(朋友書店、二〇一九年一〇月)第五章
- 朝鮮時代における三司の言論と官人の処罰(初出は『東方學報』第八九冊、二〇一四年二月)二二五〜二二六頁。その後、肅宗六年まで辺境の慶尚道長響(のち濟州島へ移配)に追放処分となる宋時烈の生涯についてはさしあたり、李迎春『尤菴 宋時烈의 尊周思想』(『清溪史學』二、城南、一九八五年二月)一三一〜一三四頁、参照。
- (33) この南人の政界進出(甲寅換局)については洪順敏『肅宗初期의 政治構造化—換局』(『韓國史論』(서울대학교 国史學科)一五、ソウル、一九八六年八月)一六八〜一六九頁のほか、池斗煥『조선시대 사상사의 재조명』(歴史文化、ソウル、一九九八年七月)『第2篇第3章 朝鮮後期礼訟研究』(初出は『釜大史學』第一輯、釜山、一九八七年六月)三三二〜三四四頁、国史編纂委員会編『한국사』(30 조선 중기의 정치와 경제)』(同委員会、果川、一九九八年二月)『II 4 봉당 정치의 동요와 환국의 민반』(執筆は洪順敏)一五三〜一五五頁、李熙煥『조선 정치사』(慧眼、ソウル、二〇一五年五月)『제4장 수중대 환국과 당쟁』二〇〇〜二〇五頁、参照。
- (34) 『肅宗実録』卷二、元年正月丁亥(二八日)条。韓祐勅『朝鮮時代思想史研究論攷』(一潮閣、ソウル、一九九六年九月)『第4章 白湖尹鑄研究—人間白湖尹鑄과 그의 經世論을 中心』(初出は『歴史學報』第一五・一六・一九輯、ソウル、一九六一年九月・二月・六二年二月)一八三〜一八四頁。李善娥『윤유의 학문세계와 정치사상』(韓國學術情報、坡州、二〇〇八年一月)『IV 國家自尊的 北伐大義論』一〇〇〜一〇一頁。김창우『조선 후기 조선・청 관계와 국왕의 건강 문제—수중 조반 교영례(郊迎礼)를 들러싼 갈등을 중심』(『医史學』第二九卷第三号、ソウル、大韓医史學會、二〇二〇年二月)一〇〇八頁。
- (35) 『肅宗実録』卷二、元年二月丁酉(九日)条。洪鍾泌『三藩亂을 前後한 肅宗 肅宗年間の 北伐論—특히 儒林과 尹鑄를 中心』(『史學研究』第二七号、ソウル、一九七七年六月)一〇二頁。
- (36) 北伐論者の宋時烈が滿洲人を「北虜」「犬羊」とみなしたのは典型的かつ觀念的な中国認識であろう。中純夫『北伐と北學—近世朝鮮の対清認識』(岡本隆司編『交隣と東アジア—近世から近代へ』名古屋大学出版会、二〇二一年一月)五三〜五五頁。
- (37) 肅宗の御前で記録されたと考えられる『広州李氏家承政院史草II』(ソウル歴史博物館、ソウル、二〇〇六年二月)通番14、乙卯正月初一日召对中

草条に「(司業尹) 鑑曰、丙子後、仁祖望闕礼之日、必西望痛哭、孝廟嘗流涕言之云矣」とあり、これを清書した同書通番16、乙卯正月初一日午時条にも「尹曰、仁祖望闕礼之日、丙子後、必西望痛哭、孝廟嘗流涕言之云矣」とある。しかし、『承政院日記』第二四四冊、肅宗元年正月初一日己巳条には「召対入侍、領議政許積・司業尹鑑・承旨鄭維岳・玉堂李濬・李夏鎮・仮注書李聯命・史官李后沆・南益熏」と記録するにすぎない。末尾には「以上朝報」とあるように、この日の記録は承政院が毎朝頒布する「朝報」(朝紙ともいい、官報にあたる)によって英祖代に補われており、李聯命による長文の議事録は『承政院日記』に残っていない。

(38) 『肅宗実録』巻二、元年二月戊午(三〇日)条。同書巻三、元年三月朔己未条。

(39) 「清使寿西泰・桑額・阿達哈哈等到弘濟院、領議政許積・右議政權大運・都承旨沈梓往問起居後復命、上引見大臣及備局諸宰、(後略)」(『肅宗実録』巻三、元年三月庚申(二日)条)。清使の職名・姓名については『同文彙考』補編巻九所収の「詔勅録」を検討した丘凡真「清の朝鮮使行人選考、大清帝国体制」(『人文論叢(서울대학교人文研究院)』第五九輯、ソウル、二〇〇八年一月)のほか、『接勅放』一冊(米国カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館蔵。請求記号は19.15。高麗大学校外韓国学資料センター <http://kosin.korea.ac.kr>)より入手)をあわせて活用した李明済「강희연간 清使의 사행 기록과 조선 인식의 양상」(『한글문화』八八、ソウル、二〇一九年二月)八八〜八九頁の「表5」강희연간 직사명단 및 사행 목적」を参照した。

(40) 『肅宗実録』巻三、元年三月庚申(二日)・辛酉(三日)条。神田信夫「清朝史論考」(山川出版社、二〇〇五年二月)「三藩の乱と朝鮮」(初出は『駿台史学』第一号、一九五一年三月)二六九頁。韓浩勅、前掲書「第4章 白湖尹鑑研究」一八四頁。洪鍾秘、前掲「三藩乱」前後한 顯宗 肅宗年間의 北伐論」九一〜九四頁。李花子「清朝与朝鮮關係史研究——以越境交渉为中心」(延辺大学出版社、延吉、二〇〇六年七月)第二章「入関初朝鮮人越境問題」四八頁。同「朝清国境問題研究」(集文堂、坡州、二〇〇八年七月)「제2장 입관 초 조선인 월경 문제」一八二頁。

(41) 「陳慰兼進香使靈慎君濬等還到山海関、因先來馳啓曰、(中略) 通官金德之附耳密謂張炫曰、兵部以吳兵日盛、欲取用朝鮮鳥銃之意、已達於皇帝、而以

國王新薨、姑待請封嗣王後、可以取用云云、詔官問曰、只請鳥銃、而不請放銃之兵乎云、則答以此則未有聞、故仍令詔官、探得兵部題奏、則果如所伝」(『肅宗実録』巻一、即位年十一月丙寅(七日)条)。「同文彙考」補編巻一、使臣別単一、甲寅、陳慰兼進香行書狀官姜碩者聞見事件。伍躍「朝貢關係と情報収集——朝鮮王朝对中国外交を考えるに際して」(夫馬進編『中国東アジア外交史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年三月)二〇〇〜二〇三頁。金雨鎮、前掲書「II 국내외 정세와 위기의식」四七〜四九頁。

(42) 『同文彙考』補編巻一、使臣別単一、甲寅、進賀兼冬至行書狀官洪萬鍾聞見事件。김창수「17세기 후반 朝鮮使臣의 공식 보고와 정치적 과정」(『사학연구』第一〇六号、果川、二〇一二年六月)一四九頁によれば、当時は張孝礼のように「自身の利益のために清朝の意図と関係なく不正確な情報を持って朝鮮に圧力を加えていた者もいた」という。もっとも、福昌君李楨・副使尹深・書狀官洪萬鍾の三使は三月五日に領議政許積とともに肅宗に召し出されて復命報告するが、鳥銃の徵発に関しては話題になっていない(『肅宗実録』巻三、元年三月癸亥(五日)条)。それゆえ、朝鮮政府内では洪萬鍾による北京情報が共有されていなかったことも想定すべきであろう。

(43) 『華夷変態』巻三上、朝鮮伝説、延宝三年乙卯正月一六日、宗対馬守、および同書巻三下、朝鮮国ニ而風説之覚書、乙卯一月八日、宗対馬守。石原道博「明末清初日本乞師の研究」(富山房、一九四五年一月)「明末の日本乞師と鄭経」(初出は『史潮』七年四号、一九三七年二月)九一〜九二頁。

(44) 「一、三月初三日、勅使入京時、親臨郊迎」(『勅使膳録』第五、乙卯三月初二日条)。「迎勅時、上具吉服、百官皆從吉、上先還宮、清使宣勅於仁政殿、住留南別宮」(『肅宗実録』巻三、元年三月辛酉(三日)条)。「議政府膳録」乙卯三月初三日条。「同文彙考」原編巻一、封典一、甲寅、頒誥命影幣勅(一等待衛桑額等來、乙卯)・冊封詔。同書原編巻五、哀礼一、甲寅、論祭文(丙大臣寿西泰等來)・賜諡文。「通文館志」巻九、紀年、肅宗大王元年乙卯条。

(45) 「清聖祖実録」巻五二、康熙一四年正月乙亥(二六日)条。正使については「清史稿」巻五二六、列伝三三三、属国一、朝鮮、康熙一三年一二月条にも「丙大臣寿西特」とある。しかし、当時の丙大臣は中和殿大学士兼吏部尚書巴泰であり、老病のためいったん致仕したものの、康熙一四年に再度入閣して「清太宗実録」編纂の総裁官に任じられた(『清聖祖実録』巻三四、康熙九年一〇月甲午(二〇日)条。同書巻四一、康熙一二年三月己亥(二九日)

- 条。同書卷五三、康熙一四年三月戊子〔三〇日〕条。同書卷五四、康熙一四年四月庚戌〔二二日〕条。なお、顯宗の賜諡と王妃金氏の冊封をめぐる朝清間の外交交渉については桑野栄治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」三〇五頁、参照。
- (46) 李賢珍「명·칭의賜祭・賜諡에 대한 조선의 대응」〔朝鮮時代史學報〕六三、ソウル、二〇一二年二月、一五〇～一五一頁。
- (47) 『清世祖実録』卷二二八、順治一六年九月戊寅（二〇日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮顯宗代の朝清関係と望闕礼」三頁。
- (48) 清から朝鮮に派遣された使臣が五品以下の下級官員ではなく、三品以上の旗人であったことは丘凡真、前掲「清の朝鮮使行人選과 大清帝国体制」三〇一三・二四〇二頁に明快に説かれ、同、前掲「동아시아 국제질서의 변동과 조선·청관계」三四七～三四八頁、同、前掲「大清帝国の朝鮮認識と朝鮮の位相」九七～九八頁にも言及されている。
- (49) 張乙演「清代 조선왕실 冊封詔命과 조선 敎命의 형태 비교연구」〔藏書閣〕第二四輯、城南、二〇一〇年一〇月、一四八頁のほか、丘凡真「崇徳年間清朝의 朝鮮王室 冊封과 冊封文書」〔明清史研究〕第五二輯、ソウル、二〇一〇年一〇月、七四頁、参照。
- (50) 「清使致祭于孝敬殿、許積・金錫胄請罷祭後親往館所、上從之、上每發言、積輒從傍贊之、罷後、上素服還宮」〔清使行二次祭于孝敬殿〕（順に『肅宗実録』卷三、元年三月壬戌〔四日〕・甲子〔六日〕条。顯宗の魂殿は昌徳宮に隣接する昌慶宮の文政殿が充てられ、孝敬殿と命名された。朝鮮時代の魂殿とその位置については尹晶「조선시대 魂殿 운영에 대한 기초적 정리」〔奎章閣〕二八、ソウル、二〇〇五年一二月）のほか、李賢珍「조선왕실의 혼전」〔鄭玉子外「조선시대 문화사(상)－문물의 정비와 왕실문화」一志社、ソウル、二〇〇七年一二月〕一七五～一七七頁に整理されており、肅宗代に造成された魂殿の空間構造は신지혜「조선조 숙종대 혼전조선과 그 특징에 관한 연구－창경궁 문정전을 중심으로」〔건축역사연구〕第一九卷三号、龍仁、二〇一〇年六月）に詳しい。
- (51) 「諭礼部、朝鮮國王李柁、襲封以來、殫竭忠忱、克盡藩屏之職、今聞溘逝、朕心深為惻惻、可從優給與恤典、於常例外、加祭一次」〔清聖祖実録』卷五二、康熙一四年正月乙丑〔六日〕条。亡き顯宗に対する康熙帝の礼遇については崔韶子、前掲書「제1부1 康熙시기(一六六二～一七二二)·清·朝刊

계의 화림」二七頁に指摘されている。康熙年間に朝鮮が「忠実な朝貢国家」として認識されるようになった（同、四九頁）という根拠のひとつであろう。

(52) 『肅宗実録』卷三、元年三月辛酉（三日）条。二度の弔祭をめぐる呉始寿と尹鏞の論争については、裴祐晟「肅宗代 宗반 臣強說과 그 정치적 과정」〔鄭玉子外、前掲「조선시대 문화사(상)」〕、所収、二一〇～二一三頁に指摘がある。なお、呉始寿らの南人はこの強い臣下を宋時烈とみなしていた（同、二〇九頁）。

(53) 森川哲雄「チャハルのブルニ親王の乱をめぐる」〔東洋學報〕第六四卷第一・二号、一九八三年一月、一一四～一二二頁。

(54) 『承政院日記』や各種曆録類に転写されている無啓目单子は、繰り返される単純な報告の際に使用される書式で「何如」と結ばれ、「啓」字につづけて「依所啓施行」（史詠を含む場合は「依所啓施行爲良如教」）と決裁される。명정일「無啓目单子の 서식과 용례」〔古文書研究〕第三七号、城南、二〇一〇年八月）。

(55) 『経国大典』卷三、礼典、朝儀条。しかし、『経国大典』成立時には望闕礼の習儀に関する直截的な規定はなかった。のち判中枢府事具允明が正祖（在位一七七六～一八〇〇年）の支援を得て正祖一〇年（一七八六）に完成させた『典律通補』（沈載祐解題『典律通補（奎章閣資料叢書法典篇）』ソウル大 学校奎章閣、ソウル、一九九八年一二月）卷三、礼典、朝儀条では「正・至・聖節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」との『経国大典』の規定につづけて、その割註に「百官は期に先んじて儀を政府に習う」と補足された。

(56) 「上御集祥殿、入診入侍、（中略）許積曰、冬至習儀之舉、乃為彼国而設行也、至於「一字缺」度、事涉虛文、莫如革罷其事矣、上曰、初不為之、則可也、為之而今遽罷罷如何、（後略）」〔承政院日記〕第二一七冊、顯宗一〇年一二月二五日甲寅条。桑野栄治、前掲「朝鮮顯宗代の朝清関係と望闕礼」二一～二二頁。その許積も領議政として肅宗を支える立場になると、「議政府曆録」丙辰一二月一〇日条に「冬至望闕礼習儀、時領議政許積・司録李東植進、左議政權大運葉房進、右議政許穆病、右參贊閔點実録斤進、三宰（≡左參贊）・舍人未差」とみえるように、肅宗二年に文武百官を代表して望闕礼の習儀に参席している。また、その一週間後には「冬至、四殿、百官陳賀、時領議政許積・左議政權大運・右議政許穆・右參贊閔點・司録李東植進參、三宰・舍人未差」とある（同書丙辰一二月一七日条）ように、許積は百官を率いて冬

至の陳賀礼を行っており、望闕礼奉行に関する記録はない。

- (57) 「(同副承旨) 李之翼啓曰、小臣、冬至望闕礼二度習儀進上、下直、伝曰、知道」(『承政院日記』第二七冊、顯宗一〇年一月二十五日甲寅条)。(一)、曹单子、今三月十八日聖節望闕礼習儀吉日、令日官推扱、則今月十五日為吉云、同日早朝、百官以黑團領、議政府良、中行礼為白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨奉行何如、啓依所啓施行」(『勅使曆録』第四、壬子三月一日四日条)。後者の顯宗一三年の記録が史料Aのように定型化されていることは、一目瞭然である。

- (58) 『承政院日記』第二四五冊、肅宗元年三月初九日丁卯条。

- (59) 「午時、上御熙政堂、諸承旨持留院公事入侍、行都承旨申厚載・左承旨安如石・右承旨李允修・左副承旨姜世龜・右副承旨李雲徵・同副承旨李元齡・仮注書全命三・記事官李瀏・李柱天入侍、(中略)允修以礼曹望闕礼日单子進読、上曰、啓下、(中略)允修以礼曹来十一月冬至陳賀儀奏進読、上曰、權停可也、(中略)仍罷出(以上燼餘移曆)」(『承政院日記』第三五四冊、肅宗一九年一〇月二十七日丁酉条)。「勅使曆録」第七、癸酉一〇月二十七日条には「一、曹单子、来十一月二十五日冬至望闕礼習儀吉日、令日官推扱、則同月二十日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黑團領、議政府良、中行礼為白乎矣、正日挙行、依前例自政院臨時稟旨奉行何如、啓依所啓施行為良如教」とあり、史料Aのようにほぼ定型化されているものの、承政院に留め置かれていた礼曹の啓目(小事にかかると奏文)は具体的である。

- (60) 「礼曹啓言、自前国恤三年内、三名日陳賀・進箋、不為挙行、而各殿誕生日、百官只進表裏、今宜依此挙行、允之」(『肅宗実録』卷一、即位年八月甲寅(二十三日)条)。

- (61) 「上接見虜使于熙政堂、許積・金錫胄・承旨・史官等並入侍、上與虜使循例叙話、上問曰、南方叛乱今已討平乎、使曰、俺等在京時、聞有処伐賊之報、来此之後、未聞消息云」(『肅宗実録』卷三、元年三月辛未(二十三日)条)。(62) 禹仁秀「朝鮮後期山林勢力研究」(一)潮閣、ソウル、一九九九年八月)「一」3章、山林の政治参与と政局運営」一七四一〜七七頁。李在喆「朝鮮後期備辺司研究」(集文堂、ソウル、二〇〇一年一月)「附録 肅宗代 備辺司 運営の性格」(初出は『大丘史学』第五三輯、大邱、一九九七年六月)二八一〜二八二頁。李熙煥、前掲書「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二一〇〜二一六頁。

- (63) 張永起「조선시대 궁궐 운영 연구」(歴史文化、ソウル、二〇一四年六月)「제5편 제2장 청(淸) 사신접견과 궁궐의 운영」三三三〜三三八頁。

- (64) 「(同副承旨崔文湜) 又以迎接都監郎厅、以領議政意啓曰、勅使即刻来到迎恩門百官班前、良久相議後下馬、臣等依例行再拜礼、則使之回班背立後、騎馬過去、(中略)臣即自迎恩門、不及降辭、直往弘濟院之意、敢啓、伝曰、知道」(『承政院日記』第二四六冊、肅宗元年三月一六日甲戌条)。

- (65) 李康旭「啓辭에 대한 考察」『承政院日記』를 중심으로」(『古文書研究』第三七号、城南、二〇一〇年八月)一三七〜一三九頁。

- (66) 「鄭重徵啓曰、小臣與右承旨丁昌燾、冬至望闕礼習儀進上、下直、伝曰、知道」(『丁昌燾』又啓曰、明日冬至望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道」(順に『承政院日記』第二五七冊、肅宗二年一月初一〇日戊子・一六日甲午条)。

- (67) たとえば肅宗二六年冬至の場合、承政院仮注書權斗紀による『堂后日録』乾(『朝鮮時代史草II(畢齋堂后日記外)』国史編纂委員会、果川、一九九六年一月、所収)には「(左承旨) 沈杵啓曰、小臣、冬至望闕礼習儀進上、下直、伝曰、知道」(右承旨崔錫恒)又啓曰、明日冬至望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道」(順に同書、康熙三十九年一月初九日丁酉・一日己亥条)とある。『承政院日記』の当該年月日条は焼失したとみえ、これらの記録は残っていない。

- (68) 「政院啓曰、来初二日冬至望闕礼、何以為之、敢稟、伝曰、依近例為之」(『承政院日記』第一二九冊、孝宗四年一月初一日癸巳条)。「(右承旨) 洪旭亮啓曰、明日聖節望闕礼、依近例為之乎、敢稟、伝曰、依啓」(同書第一四四冊、孝宗八年正月二十九日壬申条)。桑野栄治、前掲「朝鮮孝宗代の望闕礼にみる朝清關係」六九〜七一頁。

- (69) 「正言趙重晦上疏、略曰、(中略)噫、国家皮幣・珠玉之事、百年于茲、而列聖薪膽之志、志士風泉之感、未嘗少衰、每於望闕・陳賀等事、輒曰依近例為之、雖似不誠、於此亦可見本心之難誣、而其所以永有辭於天下萬世者、亦惟在此、今番瀋陽使价之行也、擺脫常規、祇迎於五十里之外、大被恩數、皇恩罔極之說、佞笑一世、而駿馬・金鞍得而帰、殿下又特賜儀仗・鼓吹以迎之、(後略)」(『英祖実録』卷五八、一九年一月丁未(二十八日)条)。四日前に正言に就いたばかりの趙重晦は当時の言路の閉塞状態、宗廟奉審(検分)の遅延のほか、瀋陽問安使趙頭命によってもたらされた高宗乾隆帝(在位一

七三五（九五年）下賜の扁額・鞍馬・弓矢（『清高宗実録』卷二〇一、乾隆八年九月乙巳〔二六日〕条）への対処を批判した。

(70) 趙重晦は英祖一二年に仮注書に任じられ、のち世子侍講院説書に転じた。『承政院日記』第八三五冊、英祖一二年一〇月初三日癸亥条。同書第八三五冊、英祖一五年二月二〇日丁酉条。

(71) 『英祖実録』卷五八、一九年一月戊申（二九日）・二二月戊午（九日）条。『正祖実録』卷一三、六年四月丙申（三〇日）条、原任吏曹判書趙重晦卒伝。趙重晦の経歴については、金東煥「趙重晦 驢行『餞別詩帖』에 관한 연구」『書誌学研究』第四五輯、ソウル、二〇一〇年六月）一二四～一三一頁、参照。

(72) 「御昼講、（中略）鏞又曰、北人求火炮、臣猶以数柄為多、聞所給將至五十柄、国之利器、輕易與人、流毒中華、得罪天下、豈非慨然之甚乎、上曰、此乃我國長技、豈有出給之心、而終不得不給、可恨、（後略）」（『肅宗実録』卷三、元年三月丙子〔一八日〕条）。韓浩勅、前掲書「第4章 白湖尹鏞研究」一八四頁。なお、洪鍾儀、前掲「三藩乱后 前後 顯宗 肅宗年間의 北伐論」九三頁では「清は要請事項を変更し、鳥銃に代えて火炮を要請すると、朝鮮は清の今回の要請だけは拒絶することができず、火炮五〇挺を清に給与してやった」と叙述するが、誤解であろう。この日、右議政權大運とともに肅宗に面会した許積が「今番の勅使、時に鳥銃持ち去らんとするの故を以て、礼單もて給する所の馬匹及び環刀は終に之を受けず。而して其の鳥銃は則ち皆な各軍門より取り用う」と発言したことが「御營庁膳録」に残っており（『承政院日記』第二四六冊、肅宗元年三月一八日丙子条）、尹鏞が「火炮」とは訓練都監・禁衛營・御營庁など各軍營衙門より取り寄せた鳥銃を指す。

(73) 「使於路上、若遇聖節・冬至・正朝、則於站上闕室之庭行望闕礼、而速接使該道監司・差使員・差備官等隨班行礼、留館時、則移設闕牌於西宴庁、而都監堂上以下行礼、如右（崇徳己卯〔仁祖一七年〕、馬將〔戸部承政マフタ〕之来、適值冬至日、因上候未寧、大君・大臣率百官来會館所、使一時行礼、出備局膳録）」（『通文館志』卷四、事大〔下〕、望闕礼条）。

(74) 「一、曹為知音事、今月三十日聖節望闕礼、依礼文當為行礼事是置、勅使若有相値於我境、則所到處儀物精備、依例行礼事、前期知委、俾無闕礼之弊為乎矣、到付日時、移文向事」二、伴送使狀啓、勅行二十九日聖節望闕礼後、尙向順安云云、而勅使分付内、聖節日、本道監兵使及道内守令沒數聚會

參礼、而義州府尹・江界府使叱分俾勿來參為白去乙、臣謂、江辺守令則道路遙遠、勢未及來、以近邑散官代充其數、冠帶入參、於礼合當是如、反覆開諭、則鄭使（〔三使〕戸部主事鄭命壽。満洲名はグルマフン）答云、依此無妨、冠帶各別整齊、行礼亦為白乎等以、本道監司處以此意知委事（順に「勅使膳録」第三、丙戌正月一七日・二九日条）。桑野采治、前掲「朝鮮仁祖代における対明遥拝儀礼の変容」一八四頁。

(75) 『承政院日記』第二四六冊、肅宗元年三月一九日丁丑条。

(76) 朝鮮總督府編『朝鮮古蹟圖譜』第一一冊（朝鮮總督府、一九三一年三月。名著出版、一九七三年三月復刻）、朝鮮時代、客舎、一五八〇頁、一五〇九二客舎太平館殿牌及闕牌。国史編纂委員會編『한국사』(31 조선 중기의 사회와 문화) (同委員会、果川、一九九八年二月)「V2 미술 (5) 건축」(執筆は朱南哲) 五二七頁。

(77) 「清使入京、以冊封太子頒詔也、上出仁政殿迎勅、仍接見勅使」（『肅宗実録』卷五、二年二月丁卯〔二五日〕条）。二、勅使入京時、自上勿為郊迎、出迎於仁政殿殿庭、而只百官郊迎訖、先導詣仁政殿行礼、自上接見時、仍以迎勅時黑頭領袍、行茶礼（『勅使膳録』第五、丙辰二月一五日条）。『同文彙考』原編卷一〇、進賀四、乙卯、頒冊立皇太子詔（散秩大臣卜等来）。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王二年丙辰条。

(78) 「一、曹啓曰、今此勅使既以頒詔出来、迎詔翌日、當有仁政殿權停例頒教之舉、應行節目、依前例預為磨鍊奉行何如、伝曰、允〔冊封皇太子頒詔〕」（『勅使膳録』第五、丙辰二月初二日条）。

(79) 「伝曰、痘疫之遍滿城中、諒閣之中累然衰服之身、襲袞冕衣錦繡、以示群黎瞻仰之地、俱為未安、故勿為郊迎事、方為停當矣、以此辭緣添入下之、使大臣亦為知之」（『備辺司膳録』第三二冊、肅宗二年二月一一日条）。實際上、「議政府膳録」丙辰二月一五日条には「慕華館長中迎勅拳動、時領議政許積・右議政許穆進參、大駕教、是拳動不為之、而百官仍為詣闕、陳賀為之」とあり、慕華館へは肅宗の名代として領議政許積と右議政許穆が出向いている。李花子『한중국경사 연구』(慧眼、ソウル、二〇一一年一月・c)「제5장 한중관계사론」三二四頁。同「明清時期中朝邊界史研究」(知識産權出版社、北京、二〇一一年六月・d)「附論 清代中朝關係史論」二七七頁。李花子氏は「肅宗実録」にみえる迎接儀礼関連史料を抽出し、肅宗一一年に発生した三道溝事件（後述）以後、肅宗は迎接儀礼を正常に行うようになったと指摘

する(同c、三二〇〜三二七頁。同d、二六七〜二七二頁)。김창수、前掲「조선 후기 조선·청관계와 국왕의 건강 문제」によれば、それまで肅宗が迎接儀礼を避けていたのは肅宗自身の疾病のほか、痘瘡に罹患することを憂慮したからである。

(80) 『領議政許積・戸曹判書吳挺緯・都承旨鄭楹自弘濟院還、上引見、積曰、郊迎及離禮、彼即順從、而先見大通官、言及動樂事、則勃然變色曰、不顧有害而欲言於勅使、則當言之、勢難開論矣』(『肅宗實錄』卷五、二年二月丙寅〔二四日〕条)。

(81) 『肅宗實錄』卷一、即位年九月己巳(八日)条。『承政院日記』第二四一冊、肅宗即位年九月初八日己巳条。『勅使曆錄』第二、甲寅八月一日・二一日・二二日および九月一日条。李花子、前掲書c「제5장 한중관계사론」三二四頁。同、前掲書d「附論 清代中朝關係史論」二七七頁。なお、この清使入京の目的は難産により崩御した孝誠仁皇后の冊諡を通達することにあつた(『同文彙考』補編卷九、詔勅錄、甲寅、康熙一三年七月二一日冊諡皇后詔一道)。

(82) 「一、備忘記、凡迎勅習儀再度、則自慕華館至議政府、三度則至仁政殿、累次習儀、蓋重其事体、而亦無臨時失儀之意、迎勅之舉、非特今日大小執事莫不解知者、至於三度甚為文具、今番則以一度定行、今後每以一度習儀為之事、言于礼曹定式奉行」(『勅使曆錄』第五、丙辰二月初三日条)。この王命は二日後の『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月初五日丁巳条にも収録されている。

(83) 「以司襄院茶礼習儀单子、伝于鄭樸曰、仁政殿茶礼習儀、以三度定行、乃是規例也、而似為文具、只為一度習儀於十二日事、分付廚院」(『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月初五日丁巳条)。

(84) 「慕華館迎勅時及仁政殿庭行礼時、文武百官及宗班、衆所共知、老病有故人外、不參之員、姑先從重推考、觀其臧辭後処之事、楊前定奪」(『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月一四日丙寅条)。朝鮮後期の編年史料・法典に散見する「從重」とは「嚴格に」「仮借なく」という修辭にすぎず、「從重推考」という場合は、とくに重い量刑を想定して取り調べが行われる。田中俊光「朝鮮時代の法典に見える「從重」の意味」(『亜細亜大学学術文化紀要』第三二号、二〇一八年一月)。矢木毅、前掲書「第五章 朝鮮時代における三司の言論と官人の処罰」二一九頁。

(85) 『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月一五日丁卯・一六日戊辰条。『備辺司曆錄』第三二冊、肅宗二年二月一五日条。

(86) 臨時機構の迎接都監は館伴(判書・判尹・參贊など正二品官が兼任)と提調(慣例として戸曹判書が兼任)が全般的な業務を監督する。『通文館志』卷四、事大(下)、都監堂上以下各務差備官条。金暻祿「朝鮮時代使臣接待와迎接都監」(『韓國學報』第一一七輯、ソウル、二〇〇四年一月) 九七頁。

(87) 『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月一九日辛未条。なお、庚辛大飢饉とその後乙丙大飢饉(肅宗二二〜二五年)についてはさしあたり、金盛祐「17세기 위기와 수종대사회상」(『역사와 현실』第二五号、ソウル、一九九七年九月)、金文基「17세기 중국과 조선의 재해와 기근」(『梨花史學研究』第四三輯、ソウル、二〇一一年一月)、参照。

(88) 「以備忘記伝于金德遠曰、自前勅使留館時、求請鳥銃不過數三柄、通官輩求得亦至數三柄、我國鳥銃、自壬辰倭亂之後、依倣体制、造作習熟、銃之微妙精銳、不下於倭物、即我國之長技、而彼人以溪壑之慾、求請必至於多數、過於前例、則此所謂藉寇兵而齎盜糧者也、都監堂上堅執前例、俾勿過數」(『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月二〇日壬申条)。

(89) 『承政院日記』第二一冊、肅宗二年二月二七日己卯条。

(90) 「一、曹单子、今此迎詔翌日頒教事、啓下矣、頒教時節目、參考前例磨鍊為白去乎、令各該司依此奉行何如、(中略) 一、宗親及文武百官以白衣・白帽・布裏帶、仁政殿權停例行礼為白齊、(中略) 一、未盡条件、追乎磨鍊為白齊、啓依所啓施行為良如教」(『勅使曆錄』第五、丙辰三月初四日条)。

(91) 史料Dにみえる礼曹の上奏は『勅使曆錄』第五、丙辰三月一日条にも記録されている。

(92) 「一、曹单子、今三月十八日聖節望闕礼、只百官行礼事啓下矣、同日質明、宗親及文武百官以黑團領・烏紗帽・黑角帶、仁政殿權停例行礼為白乎矣、都監堂上以下、則具黑團領・烏紗帽・品帶、行礼於館所之意、知委何如、啓依所啓施行為良如教」(『勅使曆錄』第五、丙辰三月一四日条)。

(93) 「一、曹為相考事、今月十八日聖節望闕礼時、勅使則率都監堂上以下、行礼於館所事、既已定奪矣、闕牌自闕内詣館所時、前導黃儀仗・香亭・龍亭・鼓吹等事乙良、同日罷漏時、待令於闕内、而行礼時、司香二員、床卓・床巾・香爐・香燭・香合排設、軒架等事乙良、同日罷漏時、待令於館所事、分付各司為去乎、自都監檢飭奉行事(都監及各司移牒捧甘)」(『勅使曆錄』第五、丙

辰三月一四日条。

(94) 『通文館志』卷四、事大〔下〕、望闕礼条。南別宮の空間構成については鄭貞男「壬辰倭乱 이후 南別宮의 公廨的 역할과 그 공간 활용」장서각 소장 『소공동홍고양가도형』·『사대부가메치도형』의 분석을 통하여」(『건축역사연구』第一八卷四号、ソウル、二〇〇九年八月) 五七～五九頁、参照。

(95) 「清使入京、以其国所謂太皇太后・皇太后加上徽号、頒詔事也、上出迎于慕華館」(『肅宗実録』卷五、二年三月丁酉〔一五五〕条)。(前略)同日、勅使入来、時大駕慕華館良中、奉勅、時三公及司録李東植進參後、隨駕則領・左議政及司録進、還宮、時領議政許積大駕隨駕進、左議政權大運・右議政許穆・司録李東植、勅使班列以進、大駕還宮後、二品以上、大殿口伝問安為之」(『議政府謄録』丙辰三月一五五日条)。「同文集考」原編卷一〇、進賀四、乙卯、頒尊号太皇太后皇太后詔〔丙辰、一等侍衛鳴等來〕。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王二年丙辰条。正使と副使は覃恩によりともに太子少師を拝した「一等公鳴布喇」と「三等公内大臣費颺古」であろう(『清聖祖実録』卷五九、康熙一五年正月庚戌〔二七日〕条)。なお、洪性鳩「국립중앙도서관 소장 『清太宗詔諭』에 대하여」(『大丘史學』第一二三輯、大邱、二〇一六年五月) 一七～一九頁、および同「韓國所藏清朝(滿文)文書について」(『学習院大学国際センター年報』第五号、二〇一九年二月) 八五～八六頁によれば、国立中央図書館蔵の太宗撰「清太宗詔諭」一冊一〇張(請求記号は한貴古朝51·다23)のなかに漢語と滿洲語による康熙一五年正月一二日付けの「康熙皇帝詔勅漢滿文」漢文二張・滿文二張(印記・皇帝之宝)が現存する。

(96) 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一五五丁酉条。「備辺司謄録」第三二冊、肅宗二年三月一五五日条。

(97) 「明日開門未明、望闕礼待開門即為行礼事、榻前下教」(『南天澤』) 又以迎接都監言啓曰、勅使、明日聖節望闕礼時、闕牌・儀仗依例排設於西宴厅、司香官勿入、臨時豫為焚香、則平明行礼云、依此拳行之意、分付各該司矣、敢啓、伝曰、知道(いずれも『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一七日己亥条)。

(98) 『肅宗実録』卷五、二年三月己亥(二七日)条。李一善については『通文館志』卷四、事大〔下〕、勅使行、大通官条に「擅に威福を作す」平安道殷山出身の鄭命寿とならんでその名が記される。

(99) 「大殿南別宮入幕次後、政院・玉堂問安、答曰、知道」(勅使曰、(中略)

勅曰、俺等自少近侍皇帝之左右、已有年矣、知皇帝恤民之志、俺等往来、雖為省約、猶未知果合於皇帝意否也、上請行茶礼、勅曰、可、(中略) 上曰、方在喪中、故只行茶礼、未參宴享、留大臣等行宴耳、勅曰、如是來待、感恩之外、未安之至、上請拜礼、勅曰、未安」(『大駕還宮後、藥房問安、答曰、知道』(いずれも『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一八日庚子条)。

(100) 「南天澤啓曰、今日望闕礼時、闕牌及香爐・香盒、雖送於館所、而仁政殿望闕礼時、香爐・香盒次知司諭不為待令、事甚可駭、當該司諭令攸司推治何如、伝曰、待令只有一件、元無豫差待令、則似非渠罪、勿為推治」(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一八日庚子条)。

(101) 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月一八日庚子条。申善温と李沃は二日前に司諫院に配属されたばかりであった(『肅宗実録』卷五、二年三月戊戌〔一六日〕条)。

(102) 「因清国慶、叙用前左參贊閔鼎重等二十二二人、前承旨金萬重等四人、職牒還授」(『肅宗実録』卷五、二年三月壬寅〔二〇日〕条)。

(103) 「李溟翼」又以迎接都監言啓曰、勅使歸到東閔王廟前路、馳入廟内、行拜礼周視後、仍即出還、急遽之間、未即啓、到館所、始為啓達矣、敢啓、伝曰、知道」(『金德遠啓曰、勅使還入館所後、自都監郎序依例問安、則答以俺等皇帝德分來見太祖碑石、心甚喜幸、且国王德分無事還館云矣、敢啓、伝曰、知道』(いずれも『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二〇日壬寅条)。

(104) 裴祐晟「서울에 온 청의 칙사 馬夫大와 삼전도비」(『서울학연구』第三八号、ソウル、二〇一〇年二月) 二六三～二六五頁。李明濟、前掲「강희연간 清使의 사행 기록과 조선 인식의 양상」七六～七九頁。

(105) 沈勝求「조선 후기 무묘(武廟)의 창건과 향사(享祀)의 정치적 의미」(鄭萬祚・金海榮外「조선시대의 정치와 제도(조선시대 양반사회와 문화2)」集文堂、ソウル、二〇〇三年八月) 四三～一頁。남호현「조선 후기 관왕묘(關王廟)에 대한 인식의 전환과 그의 미」18세기 서울동・남관왕묘를 중심으로」(『역사와 현실』第一〇一号、ソウル、二〇一六年九月) 二九〇頁。金芝英「조선 후기 관왕묘 향유의 두 양상」(『奎章閣』四九、ソウル、二〇一六年一二月) 五〇九～五一五頁。

(106) 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二二日甲辰条。翌日、正使・副使に鳥銃各五挺、大通官には戸曹が貿易により入手した鳥銃を宛がい、次通官にも弥縫策は通用しまいと判断して各一挺を贈ることにした(同書第二五

- 二冊、肅宗二年三月二三日乙巳条。
- (107) 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二三日乙巳・二四日丙午条。『通文館志』卷四、事大〔下〕、請留節次条によれば、迎接都監・承旨・大臣・中使(王命を奉じた内侍)の順に、清使の帰国を引き留めることになっている。
- (108) 「(南天澤) 又以迎接都監言啓曰、即者礼单銀子入給、則大通官・次通官等出坐西宴厅、無弊受之矣。敢啓。伝曰、知道。」(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二五日丁未条)。
- (109) 『通文館志』卷四、事大〔下〕、礼单条。清使に対する贈与物品については張存武「清韓宗藩貿易 一六三七～一八九四」(中央研究院近代史研究所、台北、一九七八年六月) a)「第一章第二節 宗藩關係之規制」四五頁の「表一三 朝鮮贈清使人員礼物」に整理されている。
- (110) 「積曰、今日則無大段稟定之事、而今番勅使、則省弊不實、誠異事也、大運曰、此非本情也、積曰、勅使則其中良善之人、間或來之、而至於一善、則自前作弊之人也、今則如此、誠為怪事也、上曰、馬匹無事捧納乎、挺緯曰、無事受之矣」(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二五日丁未条)。のち肅宗六年に謝恩兼陳奏使沈益頭・副使申殿らは赴京する際に「臣等、大臣の言を聞くに、彼中の通官中、李一善・張孝礼輩の如きは、性頗る順わず」と発言している(『肅宗実録』卷九、六年六月丁卯〔一〇日〕条)。
- (111) 「積曰、今日之事、吳挺緯以彼人接待事、多稟定矣、挺緯曰、礼单依例給之、而即今定奪有密贈之物、而今番異於前時、彼有減定之數、此則定奪然後、可以給之矣、積曰、一善則或給二千兩、或給三千兩、或給五千兩、此則查事之時也、不可齒論於常時矣、上曰、查事時則必如此矣、挺緯曰、從前所贈逐年不同、壬寅年則五千兩、丙午則三千兩矣、大運曰、雖無事之時、必有所贈之物也、積曰、金巨昆、則以不為郊迎為執言、故已給一千五百兩、而今番一善、則每称除弊、而凡求請一切不為、若計其減省之數、則不止於一千五百兩矣、且一善與巨昆結為兄弟、巨昆所贈之物、一善必無不知之理、誠難減數也、一依金巨昆所贈之數、不為生梗於彼人、宜當矣(中略) 吳挺緯曰、從前則勅使・通官輩求請甚多、而今番則時無所索之物、一善但云、上使與湖閣老相親、有相約之事、上使雖不求請、文房之物・南草竹・南草、不可不備給各種云、若干之物似當給之矣、上曰、量宜為之」(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二五日丁未条)。
- (112) 『通文館志』卷三、事大〔上〕、方物數目、歲幣(崇徳丁丑始定)条に「白

銀一千兩〔添二十兩、○康熙辛卯免〕とあるように、歲幣のうち銀千兩の貢獻は、清朝が安定期を迎えた康熙帝在位五〇周年を節目に免除された。『清聖祖実録』卷二四八、康熙五〇年一〇月戊寅(二三日)条。『肅宗実録』卷五〇、三十七年十一月辛亥(二六日)条。『備辺司謄録』第六三冊、肅宗三十七年一月二六日条。『同文彙考』原編卷二四、節使七、辛卯、礼部知会免白金紅豹及修葺沿途館舍咨〔互鑄幣〕。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王三十七年辛卯条。

- (113) 「積曰、左相赴北時、李一善私求鳥銃三柄、而答以帰国與領相議定云、彼必欲得倭銃三柄矣、臣自戸曹覓給事分付、而不可不啓達為之、故敢陳矣、上曰、依為之、積曰、彼又求東医宝鑑、而此冊則從前頻頻求索、故戸曹多措置、而必求臣在案之件、以小臣私覽一件給之之意、敢達矣、上曰、倭銃當自内出之矣」(『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二五日丁未条)。この史料は朴現圭「『東医宝鑑』의 중국 전래 시기와 활용에 관한 고찰」(『韓中人文學研究』第四四輯、春川、二〇一四年八月)三七頁に引用された。また、同一권 동시기 동아시아에 표상된 조선 許浚의 『東医宝鑑』(『中国學報』第七六輯、春川、二〇一六年五月)三八九頁、および邦訳版の同(黄昱訳)「東アシア伝統医学の真髄―朝鮮許浚の『東医宝鑑』」(陳捷編『医学・科学・博物―東アシア古典籍の世界』勉誠出版、二〇二〇年二月)七六頁、参照。
- (114) 『承政院日記』第二五二冊、肅宗二年三月二七日己酉条。『議政府謄録』丙辰三月二七日条。

- (115) 『肅宗実録』卷一六、一一年八月癸卯(二五日)条。『同文彙考』原編卷四五、交易一、乙丑、因牛畜疫斃請停互市奏(文闕、互陳奏)・同咨。夫馬進「朝鮮燕行使と朝鮮通信使」(名古屋大学出版会、二〇一五年二月)「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」(初出は夫馬進編『大清帝国体制 내 조선 국왕의 법적 위상』四二一～四三三頁)。

- (116) 『清聖祖実録』卷一一一、康熙二十四年六月甲寅(二五日)条。『同文彙考』原編卷四五、交易一、乙丑、礼部知会不許停市及寬免咨〔互飭諭〕。『備辺司謄録』第三九冊、肅宗一一年八月一八日条。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一一年乙丑条。韓明基「정묘・병자호란과 동아시아」(푸른역사、ソウル、二〇〇九年四月)「9장 병자호란 이후 조선의 대청 人문치 과정」(初出は『韓国史學報』第一三三号、ソウル、二〇〇二年九月)五三八～五三九頁。

- (117) 『肅宗実録』 卷一六、一一年八月甲辰（一六日）条。『承政院日記』 第三一〇冊、肅宗一一年八月一六日甲辰条。
- (118) 『肅宗実録』 卷一六、一一年一〇月丙申（九日）・己酉（二二日）条。『備辺司曆録』 第三九冊、肅宗一一年一〇月初九日・二二日条。『同文彙考』 原編卷五一、犯越三（「我国人」）、乙丑、礼部知会犯越人等嚴查候審咨・遣官查擬勅〔護軍統領佟保等来、互飭諭〕。『通文館志』 卷九、紀年、肅宗大王一一年乙丑条。
- (119) 清朝による不法越境者処罰強化の契機となるこの事件の概要については、李洪烈「三道溝事件과 그善後策—施策面에서 본 事件의 時代性—」（白山学报）第五号、ソウル、一九六八年二月）一六九〜一八〇頁のほか、以下の論考を参照されたい。金慧子「朝鮮後期北辺越境問題研究」（梨大史苑）第一八・一九合輯、ソウル、一九八二年二月）六六〜六八頁。張存武「清代中韓關係論文集」（台湾商務印書館、台北、一九八七年一月・b）「三朝鮮對清外交機密費之研究」一二四頁。崔韶子、前掲書「제1부 1 康熙시기 (一六六二)~一七二二: 清・朝관계의 확립」三六〜三七頁。全海宗「청대 조선인과의 국인 범외의 특징—양국 범외 사례의 분석을 중심으로—」（明清史研究）第二六輯、全州、二〇〇六年一〇月）七六〜七七頁。李花子、前掲書 a 「第三章 朝鮮人越境問題的寬容交涉」五五〜六一頁。同 b 「제3장 조선인 월경 문제에 대한 청의 유화책」九一〜一〇〇頁。山本進「大清帝國と朝鮮經濟—開發・貨幣・信用—」（九州大学出版会、二〇一四年一〇月）「第一部第一章 近世鴨綠江流域の開發と國境管理」（初出は『九州大学東洋史論集』 第三九号、二〇一一年五月）一六〜二二頁。東北亜歴史財團韓國外交史編纂委員會編、前掲書「제12장 18~19세기 조선의 대청 외교」（執筆は盧大煥）四九五〜五〇一頁。李在瓊、前掲「大清帝國體制내 조선국왕의 법적 위상」四一三・四三〇〜四三五頁。
- (120) 「以承伝色伝于政院曰、會前查事時、通官処有例贈之物、而初則從略及之、及其生怒之後、始為加給、此則無異於不給、今番則取考各年優給之曆録、依此給之可也」（『承政院日記』 第三二冊、肅宗一一年一月二二日丁丑条）。『戸曹判書柳尚運以贈賂胡差事請對、會前查事時、胡差金巨重得二千金、張孝礼得一千四百金、今則又倍其數云』（『肅宗実録』 卷一六、一一年一月己卯二三日）条。
- (121) 『肅宗実録』 卷一〇、六年閏八月庚子（一四日）条。『承政院日記』 第二八二冊、肅宗七年三月二七日庚辰条。『同文彙考』 原編卷五〇、犯越二（「我国人」）、庚申、礼部知会遣官查審朴時雄越江取木咨〔互飭諭・遣官確審定罪勅（内閣學士希福等、互飭諭）・礼部知会寬免咨（辛酉）〕。『通文館志』 卷九、紀年、肅宗大王六年庚申・七年辛酉条。夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中國の對朝鮮外交における「礼」と「問罪」七〇頁。李花子、前掲書 a 「第二章 入関朝鮮人越境問題」四六〜四九頁。同、前掲書 b 「제2장 입관 초 조선인 월경문제」八〇〜八三頁。
- (122) 『肅宗実録』 卷一六、一一年一月丁丑（二二日）・二月戊子（二日）条。副使の姓については『同文彙考』 原編卷五一、犯越三（「我国人」）、乙丑、遣官查擬勅のほか、「接勅放」康熙二十四年乙丑二月犯越罪人查勅条にも「丹代」と記録するが、「温代」の誤りであろう。筆帖式から起家した温代は康熙一六二二年に内閣學士兼礼部侍郎となつて経筵講官に充てられ、同二二年には黒龍江左翼副都統に任じられていた（『清聖祖実録』 卷六七、康熙一六年六月辛未二六日）条。同書卷六九、同一六年九月己卯（五日）条。同書卷一一二、同二二年一〇月癸亥（二六日）条。温代の経歴については内田直文「清代康熙年間における奏摺政治の展開」（九州大学東洋史論集）第三三三号、二〇〇五年五月）一四九頁の「表1 旗人経筵講官（康熙10~26年）」No.12、参照。
- (123) 「一、政院啓辭、今日迎勅習儀、兩司當為進參、而諫院無行公之員、在前諫院雖不備員、亦有仍行之規、使之仍為行礼之意、敢啓、伝曰、知道」（勅使曆録）第六、乙丑一月一九日条。
- (124) 「南九萬馳往坡州、以勿許郊迎事、屢請於勅使、而終不許、更遣右議政鄭載嵩再三力請、勅使始許以便殿受勅」（『肅宗実録』 卷一六、一一年一月丙子二〇日）条。『承政院日記』 第三二冊、肅宗一一年一月二〇日丙子条。『勅使曆録』 第六、乙丑一月二〇日条。
- (125) 『備辺司曆録』 第三九冊、肅宗一一年一月一九日条。
- (126) 『承政院日記』 第三二冊、肅宗一一年一月二二日丁丑条。ただし、清使接見の際に肅宗は熙政堂にて冠帯を整えていた（『肅宗実録』 卷一六、一一年一月丁丑（二二日）条）。それゆえ、김창수、前掲「조선 후기 조선・청 관계와 국왕의 긴장 문제」一〇一〜一〇二頁によれば、迎勅儀礼と呑問に出席できないほど肅宗が重病であったか否かは明確でないという。
- (127) 『同文彙考』 原編卷五一、犯越三（「我国人」）、乙丑、礼部知会呈文陪臣免職拿獲與該國治罪咨〔互飭諭〕。李花子、前掲書 c 「제5장 한중관계사론」三

- 一四〇三二五頁。同、前掲書d「附論 清代中朝關係史論」二六九〇二七〇頁。김창수, 前掲「조선 후기 조선·청 관계와 국왕의 건강 문제」一〇〇四〇一〇〇五頁。
- (128) 史料G①の礼曹の上奏は「已上臚録」によるとして、『承政院日記』第三二冊、肅宗二十一年二月二日丁丑条に謄写されている。
- (129) 『朝賀臚録』第二、乙丑一〇月二七日・一二月一七日条。
- (130) 「左承旨宋昌」又以礼曹言啓曰、自前勅使在館所、如遇節日、則例有礼單設宴之舉矣、今月廿六日乃是冬至節日、宴享・礼單等事考例奉行之意、分付都監及該曹何如、伝曰、允「(同副承旨成虎徵) 又以迎接都監言啓曰、即者大通官使差備訳官送言、畢查之後、則即當發行、勅使例給各種之物必令豫為備待、俾無臨時窘迫之弊云、故申飭各該司、使之備待之意、敢啓、伝曰、知道」(いづれも『承政院日記』第三二冊、肅宗二十一年二月二日丁丑条)。
- (131) 「一、曹単子、今十一月二十六日冬至節日、勅使館所望闕礼時、應行諸事、参考前例磨鍊為白去乎、令各該司照例奉行、亦令迎接都監檢飭施行為白去乎、一、闕牌自闕内詣館所時、前導黃儀仗・香龍亭・鼓吹等事乙良、同日罷漏時、待令闕内、司鑰陪進館所為白乎矣、床卓・床巾・香燭・香爐・香合・軒架・帳幕等事、令各該司前期排設奉行為白乎於、司香二員、本曹郎序及事知礼貌官(一儀礼に熟達した臨時官員) 四員、進去指揮奉行為白乎於、此外未盡条件乙良、令都監分付奉行為白去、啓依所啓施行為良如教」(一、曹単子、今十一月二十六日冬至望闕礼、只百官行礼事啓下矣、同日質明、宗親及文武百官以黒団領・烏紗帽・品帶、仁政殿權停例行礼事、知委奉行何如、啓依所啓施行) (いづれも『勅使臚録』第六、乙丑十一月二日条)。
- (132) 史料H1は若干の省略はあるものの、「已上臚録」によるとして、『承政院日記』第三二冊、肅宗二十一年二月三日己卯条に一括して謄写されている。
- (133) 『承政院日記』第三二冊、肅宗二十一年二月二日壬午条。
- (134) 「礼部議覆 差往朝鮮國審事、護軍統領修宝疏言、朝鮮國王李焯、前屢次獲罪、俱荷皇上洪恩寬宥、理應益加恪慎、乃平日不将人民禁飭、以致韓得完等二十八人、違禁越江採參、復擅放鳥鎗、将欵差絵面輿凶官役打傷、殊干法紀、請將該國王罰銀二萬兩、以警疏縱、應如所請、從之」(『清聖祖實録』卷一二四、康熙二十五年二月丁亥〔三日〕条)。
- (135) 『肅宗實録』卷一七、一二年三月辛酉(七日)条。『同文彙考』原編卷五
- 一、犯越三(我国人)、乙丑、礼部知会罰銀咨。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一二年丙寅条。
- (136) 『肅宗實録』卷一七、一二年三月壬戌(八日)条。
- (137) 『肅宗實録』卷一七、一二年三月丁卯(二三日)条。その後、南九萬はみずから赴京を志願し、司憲府執義徐宗泰が「國家此く無前の恥辱に遭えば、謝恩の行 宜しく陳弁の挙有るべし。專対の責 宜しく廟堂に委ぬべし」と上奏すると、肅宗は南九萬を正使として清に派遣することを決定した(『肅宗實録補闕正誤』卷一七、一二年四月丁酉〔二三日〕条。『肅宗實録』卷一七、一二年四月庚子〔一六日〕条)。
- (138) 清使の帰国後、肅宗二十二年正月に備辺司の上奏により「西北沿辺、凡そ彼の辺に犯越する者有らば、採參・佃獵と他事と、首倡と随従と、事を彼中に生ずと否とを論ずる勿く、一併境上に梟示せらるべし」など、辺民の不法越境を厳禁する全二三条の「南北蔘商沿辺犯越禁断事目(丙寅正月初十日啓下)」が決裁され(『備辺司臚録』第四〇冊、肅宗二十二年正月初六日条)、のち肅宗二十四年に完成する『受教輯録』卷五、刑典、禁制条にも「康熙丙寅、蔘蔘」として全七条にわたる禁令を収録する。李洪烈、前掲「三道溝事件」二善後策」一九三〇一九四・二〇一〇二〇三頁。呉星「朝鮮後期商人研究」17・18世紀人蔘・木材・米穀・塩商の活動을 중심으로(一潮閣、ソウル、一九八九年一〇月)「第1章 人蔘商人과 禁蔘政策」三七〇三八頁。金春善「조선 후기 한인의 만주로의 犯越 과 정작과 정」(『白山学報』第五一号、ソウル、一九九八年八月)一六七〇一六八頁。アンデシ・カールソン「千金の子は市に死せず」17・18世紀朝鮮時代における死刑と梟首」(富谷至編『東アジアの死刑』京都大学学術出版会、二〇〇八年二月)一二四頁。
- (139) 『肅宗實録』卷一七、一二年閏四月壬午(二九日)条。『清聖祖實録』卷一二五、康熙二十五年四月癸丑(二九日)条。『同文彙考』原編卷五一、犯越三(我国人)、乙丑、呈礼部文・礼部知会呈文陪臣免嚴拿與該國治罪咨(互飭諭)。
- (140) 桑野栄治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清關係」五頁。礼部の咨文を分析した김창수, 前掲「17〇18세기 조선 사신의 외교 활동」과 조선·청 관계 子조 一八九〇九一頁によれば、鄭載嵩の呈文に対して礼部は強硬な立場と論理で逐一反駁していた。
- (141) 『肅宗實録』卷一七、一二年五月丁酉(一四日)・六月戊午(六日)条。『承

政院日記』第三一五冊、肅宗一二年五月一四日丁酉条。同書第三一六冊、肅宗一二年六月初九日辛酉条。

(142) 『清聖祖實録』卷一七、康熙二五年九月己亥（一八日）・庚子（一九日）条。『承政院日記』第三一八冊、肅宗一二年一〇月二三日甲戌条。同書第三一九冊、肅宗一二年一月二日壬寅条。『同文彙考』原編卷五二、犯越四（我

國人）、封進罰銀咨（丙寅）・謝罰銀表（製金昌集、使南九萬）・方物表・謝寬免陪臣表。張存武、前掲書 b 三、朝鮮對清外交機密費之研究」一、二四頁。李花子、前掲書 a 第三章、朝鮮人越境問題的寬容交涉」六〇～六一頁。同

b 「제3장 조선인 월경문제에 대한 정의 유화책」九九～一〇〇頁。葉泉宏「조선 후기 오도일의 사대사행(事大使行) 연구」(『淵民學志』第二〇輯、ソウル、二〇一三年八月)一〇六～一〇九・一一二頁。

(143) 『同文彙考』補編卷二、使臣別單二、丙寅、謝恩使正使南九萬副使李奎齡別單・謝恩行書狀官吳道一聞見事件。김창수、前掲「17～18세기 조선 사신의 외교활동과 조선・청 관계 구조」九一～九三頁。

(144) 「宋昌啓曰、小臣與右承旨尹以道、正朝望闕禮習儀進去、下直、伝曰、知道」(『承政院日記』第三一二冊、肅宗一二年二月二五日辛亥条)。

(145) 『肅宗實録』卷一七、一二年三月庚午（一六日）条。『承政院日記』第三一四冊、肅宗一二年三月一六日庚午条。백기인「조선 후기 국왕의 연등구 시행과 그 성격」(『韓國政治外交史論叢』第二七輯二號、ソウル、二〇〇六年二月)四八～五一頁によれば、朝鮮後期には軍事権の掌握と統帥体系の確立という政治的目的から総計三二回の閔武(閔兵)が実施されており、そのうち肅宗代の七回が最多であって、英祖代の六回がこれに次ぐ。

(146) 盧永九「조선 후기 漢城에서의 閔武 시행과 그 의미」大闕 사례를 중심으로」(『서울학연구』第三三號、ソウル、二〇〇八年八月)二二～二四頁。

(147) 『肅宗實録』卷一七、一二年一月庚戌（三〇日）条。許太裕「조선 후기 중화론과 역사인식」(『아카넷』, ソウル、二〇〇九年五月)「제3장 중화계승의식의 전개와 북방영토의식의 성장」(初出は『震檀學報』第一〇三號、ソウル、二〇〇七年六月)一一五～一一六頁。

(148) 『肅宗實録』卷一八、一三年二月辛亥（二日）条。盧大煥「숙종・영조대 對明義理論의 정치 사회적 기원」(『韓國文化』三二、ソウル、二〇〇三年一月)二一～二五頁によれば、以上二件の実録紀事を三道溝事件後に「肅宗は露骨に清に対する反感を表出した」事例として引用し、「肅宗の不快な感

情は和らがなかった」というが、むしろ現実問題として北伐論が潰えたことを憂いていたと理解すべきであろう。

(149) 「清国以冊封皇后遣使頒詔、上出迎于慕華館」(上幸南別宮、接見清使、設下馬宴)（順に『肅宗實録』卷六、三年一〇月癸酉（二十九日）・一二月乙亥（二日）条）。『同文彙考』原編卷一〇、進賀四、丁巳、頒冊立皇后詔（宜都額眞阿等來）。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王三年丁巳条。

(150) 「一、曹单子、今此勅使時、遠接使事目、依前例磨鍊開坐為白去乎。依此奉行何如、(中略)一、館駟懸板、天使所製外、悉令撤去、壁柱所書、亦令削去、(中略) 啓依所啓施行」(『勅使磨鍊』第四、丁巳一〇月初二日条)。後述するように、この措置は肅宗八年二月に三藩の乱平定を布告する清使一行を迎え入れる際にも執られており、以後、慣例となった。

(151) 「輿地圖書 黃海道黃州牧、樓亭条、太虚樓の項。朱之蕃が齊安館滞在中に太虚樓にて詩を詠んだことは、金翰奎「사조전록(使朝鮮錄) 연구」송(宋)・명(明)・청(淸) 시대 조선 사행록(使行錄)의 사료적 가치」(西江大学校出版部、ソウル、二〇一一年九月)「제2부 제5장 朝明唱和詩의宝库」明使朱之蕃의 使行唱和詩集「奉使朝鮮稿」三三三頁に指摘されている。

(152) 「一、曹单子、今此勅使時、應行節目、參考前例磨鍊開坐為白去乎。依此奉行何如、(中略)一、東南閔王廟及碑石諸処、勅使若欲往見、則令各該掌修掃祭物乙良、亦令該司磨鍊奉行、都監檢飭為白去、(中略) 啓依所啓施行」(『勅使磨鍊』第四、丁巳一〇月一七日条)。金雨鎮「조선 후기 肅宗의 閔王廟 행사와 의미」(『史學志』第六一輯、龍仁、二〇一二年二月)一六九～一七〇頁。

(153) 『承政院日記』第二二二冊、肅宗三年一月初五日戊寅・初六日己卯条。

(154) 「(右副承旨金德遠) 又以迎接都監言啓曰、兩勅・兩大通官所求鳥銃、依例入給、而兩大通官則各減一柄事、昨已啓達矣、一大通官金大憲每色慮有德色、懇請一柄之加給、(中略) 有難終始防塞、且有三柄之前例、不得已加給一柄之意、敢啓、伝曰、知道」(『承政院日記』第二二二冊、肅宗三年一月初七日庚辰条)。金大憲はかつて王妃金氏の冊封奏請に際して、礼部との仲介を口実に北京でも賄賂を要求していた。桑野栄治、前掲「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」四～五頁。

(155) 「(右承旨) 睦昌明以礼曹言啓曰、自前勅行在我境、如遇節日、則所到処例

有遣官問慰設宴之舉矣、今此勅行、冬至勢將經過於我境、依前例令該曹問慰官豫爲差出、御帖・礼單照例磨鍊、臨時下送所到處、依例設行事、知委何如、伝曰、允(『承政院日記』第二六二冊、肅宗三年一月初四日丁丑條)。「通文館志」卷四、事大(下)、問安節次条にも「中路、若し疾病有らば、則ち政院、問慰使を差送し、若し節日に遇わば、則ち礼曹、問安使を差送し、礼單を呈して宴を設く」とある。また金暉録、前掲「朝鮮時代使臣接待와 迎接都監」一一〇〜一一一頁の「(丑12) 勅使行의 各種儀式」、参照。

(156) 崇禎五年(一六三三)に出版された陳建編・陳龍可增訂「皇明十六朝広彙紀」二八巻を指すと思われる。その書誌については新宮学「陳建「皇明資治通紀」の禁書とその続編出版(二)」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第七号、二〇〇六年三月) 一一〇〜一二頁、参照。岡本さえ「清代禁書の研究」(東京大学出版会、一九九六年二月)「第一部第三章 禁書に対する清朝の態度」六四〜六五頁によれば、明末の裨史野乘は一八世紀後半の乾隆年間に禁書となる。

(157) のち肅宗六年に南人から西人へ政權が交替する(庚申換局あるいは庚申大黜陟という)過程で、許積の庶子許堅らが福善君李柁の推戴を謀ったとの嫌疑により、李柁は絞首刑、李慎も死を賜った。洪順敏、前掲「肅宗初期の政治構造外「換局」」一七八〜一八〇頁。同、前掲「II 4 봉당정치의 동요와 환국의 빈발」一五五〜一五七頁。李熙煥、前掲書「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二〇五〜二〇八頁。

(158) 「先数日、弁誣使先來入來、贈送咨文、礼部議奏略曰、明史修正是非、一出於至公、筆削務歸於允當、該國癸亥事(一六二三年癸亥政変、仁祖反正ともいふ)實蹟、自有定論、並無旁採野史之事、又私買史記犯禁、請遣大臣往査、題本到日、臣部將該國王一併査奏、仍令徹還此冊云云、清皇命勿遣大臣、只令本國行査、餘依奏、(後略)」(『肅宗實録』卷五、二年一二月癸亥(一五五)条)。「清聖祖實録」卷六四、康熙一五年一二月己卯朔条。「同文彙考」原編卷三三、陳奏一、丙辰、因購明史陳弁誣職奏(「五犯禁」・礼部回咨。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王二年丙辰条。この事件については黄元九「東亞史論攷」(慧眼、ソウル、一九九五年五月)「II 7 清代七種書所載朝鮮記事의 弁正」(初出は「東方学志」第三〇輯、ソウル、一九八二年三月) 一〇七〜一〇八頁のほか、以下の論考を参照されたい。李成珪「明・清史書의 朝鮮、曲筆斗 朝鮮의 弁誣」(刊行委員会編「五松李公範教授停年退任紀念

東洋史論叢」知識産業社、ソウル、一九九三年九月) 五一〜五一三・五三五・五四七〜五四八頁。韓明基、前掲書「9장 병자호란 이후 조선의 대청 순치 과정」五二〇〜五二七頁。金文植「조선 후기 지식인의 대외 인식」(初出は「大東文化研究」第三九輯、ソウル、二〇〇一年一二月) 三七・五三〜五四頁。李在瓊、前掲「大清帝國體制내 조선국왕의 법적 위상」四二頁。

(159) 『肅宗實録』卷六、三年三月甲午(一八日)条。李善娥、前掲書「IV 國家自尊的 北伐大義論」一〇九〜一一〇頁。金雨鎮、前掲書「II 국내외 정세와 위기의식」一五〇頁。沈勝求「조선 후기 무과와 운운실대의 기승」萬科를 중심으로(『朝鮮時代史學報』二三、ソウル、二〇〇二年二月) 一七九〜一八〇頁によれば、肅宗元年一〇月に実施された萬科の初試(一次試験)には士族・農民・賤民を問わず全国で四萬八千名あまりが受験し、翌年三月に漢城で実施された殿試(最終試験)では一萬七千六百名を越える及第者を輩出した。

(160) 「陳奏使福昌君楨等赴燕、上引見、楨以為、事甚重大、請齎白金萬五千兩以去、從之、(後略)」(『陳奏使福昌君楨・權大載・朴純等自燕還、命引見、楨曰、(中略) 大載曰、(中略) 至於史冊事、大有所持難、故使詔官輩多方周旋、而猶有罰金之議、其論奏措語亦多痛駭者、皇帝特減罰金、而使臣以下犯禁者、皆以赦前事勿論矣」(順に『肅宗實録』卷六、三年四月乙丑(一九日)・九月庚寅(一六日)条)。「同文彙考」原編卷三三、陳奏一、謝停查勅箋(「丁巳」・陳查審犯官謝停查勅奏・礼部知会寬免罰銀咨。なお、張存武、前掲書b「三朝鮮對清外交機密費之研究」八八〜九七頁によれば、公用銀の支出額は數百兩から一萬六千兩というから、事の重大性は容易に察せられる。

(161) 「同文彙考」原編卷三三、陳奏一、謝寬免表。李成珪、前掲「明・清史書の朝鮮、曲筆斗 朝鮮의 弁誣」五四八頁に、清は「翌年(一六七七)、朝鮮の誠意のない報告に罰金銀五千兩の処分を下す一方、回送された「十六朝記」を焼いたという」と叙述するが、誤解を招きかねない。たしかに「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王三年丁巳条には「礼部回咨、節該、本部題、史書不許收買禁律最嚴、拋奏、其犯官姓名盡行隱匿、相應罰銀五千兩、十六朝紀已到部、燒毀」とあり、礼部は「罰銀五千兩」を科すべしと議奏した。しかし、回咨の末尾には礼部が奉じた康熙帝の論旨として「奉旨、從寬免罰、前後陪臣事在赦前、俱免、餘依議」とあるように、寛大な措置により肅宗は

「罰銀五千兩」を免れている。「同文彙考」原編卷三三、陳奏一、礼部知会寛免罰銀咨の末尾にも「康熙十六年七月十六日題、本月二十日奉旨、該王從寛免罰、餘依議」とあり、すでに矢木毅「漢籍購入の旅―朝鮮後期知識人たちの中国旅行記をひもとく」（京都大学人文科学研究所附属東アジア人情報学研究所センター編「漢籍の遙かな旅路―出版・流通・収蔵の諸相」）研究出版、二〇一八年三月）一二二頁に指摘されている。

(162) 『御昼講、(中略)上將親餞清使于郊外、鑄諫曰、痘疫遍滿城中、殿下何可自輕乘危遠出、上欲停拳動、命迎接都監試言于清使、清使不聽、都監啓其狀、鑄曰、都監諸臣不能反覆開曉、期於得請、甚非人臣之道也、彼雖終始不聽、決不可出也、上曰、彼以清執政索額圖之生梗爲慮云爾、鑄曰、清人與吳三桂相持已累年矣、天下中分、干戈搶攘、国内虚耗、兵民愁怨、我以全盛之国土卒精銳、當此之時、声大義率大衆、乘虚直擣、則乃彼國滅亡之日也、彼方懼我國之生梗、又安敢生梗於我乎、上又命都監極力周旋、都監堂上具始壽請對言、今雖更請、勢難動聽、大臣亦以爲言之無益、不如不言、上是其言、使勿復言』（『肅宗實錄』卷六、三年一月壬午〔九日〕条）。この史料の一部を引用した韓治勳、前掲書「第4章 白湖尹鑄研究」一八五頁によれば、尹鑄は「これを機会に北伐を断行するよう建議したが、都監堂上具始寿をはじめ大臣らの反対により、肅宗もその問題は再論しないようにした」と叙述するが、誤解である。

(163) 『肅宗實錄』卷六、三年一月癸未（一〇日）条。

(164) 『朝賀曆録』第一、丁巳五月初二日・八月初三日・八月十九日条。翌年には王大妃・肅宗の誕日に先立ち、陳賀礼を「權に停めよ」との王命が下り（同書第二、肅宗大王四年戊午五月初六日・八月一三日条）、一月七日に大王大妃の誕日を迎えるにあたって礼曹が「在前、三名日陳賀の時、百官は則ち例に依り外庭に於いて行礼すれども、命婦の朝賀に至りては則ち權に停めり。今亦た此れに依り舉行せんこと、敢えて稟しあぐ」と上奏すると、「啓に依れ」と裁可を得ている（同書第二、戊午一〇月二十四日条）。

(165) 『肅宗實錄』卷六、三年九月庚寅（一六日）・一〇月丙辰（二二日）条。『備辺司曆録』第三三冊、肅宗三年九月一四日・一〇月一四日条。

(166) 『肅宗實錄』卷一、七年五月甲戌（二二日）条。鄭亨芝「국종대 진흥적 책의 성격」(『역사와 현실』第二五号、ソウル、一九九七年九月)五〇頁。

(167) 『承政院日記』第二六二冊、肅宗三年一二月初三日乙巳条に「伴送使書目、

勅行二十九日還爲渡江事」とあるように、清使一行が義州より鴨綠江を渡ったのは一月二十九日のことであり、清使は渡江以前に朝鮮領域内で冬至を迎えていた。【表1】に示したように、かつて仁祖二十四年正月末の聖節に帰国途中の清使は平壤にて平安道觀察使・兵馬節度使のほか守令とともに望闕礼を実施した前例がある。また、孝宗二年には帰国途中の清使が渡江前に冬至を迎えた場合、清使とともに望闕礼を行うよう伴送使に指示していた（『承政院日記』第一二二冊、孝宗二年一〇月二十九日癸酉条。桑野栄治、前掲「朝鮮孝宗代の望闕礼にみる朝清関係」六五頁）。しかし、肅宗代に清使が地方の客館で名節の望闕礼を実施したとの報告は確認できない。

(168) 『明日冬至陳賀時、開門差早』「四殿、政院・玉堂冬至問安、答曰、知道」（順に『承政院日記』第二六二冊、肅宗三年一月二六日己亥・二七日庚子条）。

(169) 『朝賀曆録』第一、丁巳一月一八日条には史料Jにつづけて「一、丁巳十二月十八日曹啓目、来戊午年正朝節目、與冬至節目同」とある。

(170) 「一、曹単子、今三月十八日、聖節望闕礼習儀吉日、令日官推拏、則今月十五日爲吉云、同日早朝、宗親及文武百官以黑団領、議政府良中行礼爲白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨舉行何如、啓依所啓施行爲良如教」（勅使曆録」第四、戊午三月初八日条）。

(171) 『勅使曆録』第二、戊午三月一六日条。

(172) 『肅宗實錄』卷七、四年三月己丑（一八日）条。『同文彙考』補編卷九、詔勅録、戊午、康熙一七年二月二六日皇后崩逝勅一道に「牌文遣わさず」とあるように、今回の清使出来については公文による事前の通達がなかった。備辺司もまた「即ち義州府尹・平安監司の状啓に接すれば、則ち計を伝うるの勅使、不意に出来すと。接待等の事、萬分緊急なり」と上奏したように、困惑している（『備辺司曆録』第三四冊、肅宗四年三月一八日条）。もっとも、『通文館志』卷四、事大〔下〕、牌文条には「使、未だ京を離れずんば、先に牌文を送りて知会し、或いは板に書し、或いは紙に書す。若し急遽ならば則ち羽を挿し、或いは牌文無し」と割註を付す。

(173) 「一、曹単子、今此勅使入京不遠、迎勅習儀、依前例只行一度、而今三月二十日早朝、百官以黑団領、自慕華館至仁政殿行礼何如、啓依所啓施行」。「一、曹単子、迎勅習儀、定於今日、而雨勢如此、庭際泥濘、勢難行礼、退行於二十二日、而依正日例行礼事、知委舉行何如、啓依所啓施行爲良如教」（百官

- 以黒団領、自慕華館至仁政殿、変服淺淡服行礼」(順に「勅使膳録」第四、戊午三月一日・二〇日条。習儀はいつたん二日に延期されていたが、実際には清使入京前日の二日に行われ、少なくとも都承旨鄭輪と右承旨李元祿が参席している(『承政院日記』第二六四冊、肅宗四年三月二日壬辰条)。
- (174) 『肅宗実録』卷七、四年二月己巳(二八日)・三月甲申(二三日)条。『承政院日記』第二六三冊、肅宗四年二月二八日己巳・三月一日甲申条。張永起、前掲書「제5면제2장 청(淸) 사신접견과 궁궐의 운영」三三六―三七頁。
- (175) 『備辺司膳録』第三四冊、肅宗四年三月一日・二二日条。
- (176) 「清使二勅来、伝皇后鈕祜盧(鈕祜祿)氏訃、是日、左議政樞大運・都承旨鄭輪等出迎清使於弘濟院、以上候遠豫、請停郊迎及便殿接見之礼、清使只許停郊迎一節、清使既至、上接見於熙政堂房内、令内侍扶掖而坐受勅、拳哀慰訖、清使請出宣勅于仁政殿」(『肅宗実録』卷七、四年三月癸巳(二二日)条)。「同文彙考」原編卷一六、陳慰(進香)、戊午、頒皇后崩逝勅(一等侍衛塞等来)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王四年戊午条。
- (177) 『承政院日記』第二六四冊、肅宗四年三月二三日甲午条。このとき許積は「玉候未だ寧んぜざるの時、郊迎決して之を為すべからず、而して便殿と雖も接見も亦た甚だ重ねて難し。故に此の意もて遠接使に言えり」と発言し、肅宗も尹鏞の助言に対して「酬應すれば則ち熱上がるの氣有り、故に昨日も亦た接見するを得ず」と語って退席していることから、肅宗が清使を便殿にて接見したのは、弘濟院到着翌日の二三日であろう。
- (178) 「(右承旨) 丁昌燾以迎接都監言啓曰、兩勅使求請、鳥銃各五柄、長劍各二把、大通官、鳥銃二柄、長劍二把、次通官二人、鳥銃各一柄、長劍各一把入給、而渠之所索在於倭銃劍、不願郷物、故以倭人防禁極嚴、銃劍之不出已久、旁求公私無路可得之意、使訊官極力防塞、終不弥縫、皆以郷物無弊入給、誠為多幸之意、敢啓、伝曰、知道」(『承政院日記』第二六四冊、肅宗四年三月二六日丁酉条)。
- (179) 「巳時、上御別儲廂、入診、藥房都提調許積・提調金錫曹・副提調鄭輪・戸曹判書具始壽(中略)入侍、(中略)始壽曰、今番勅使來時、自上未得郊迎、勅使頗有怒氣矣、大通官金巨軍為言良久後、怒氣乃解、故巨軍以為己功、而所望甚高、未知何為、上曰、先給一千兩金後、觀勢為之可也、始壽曰、若生梗後給之、則其數不啻數倍、而亦必有載送之弊矣、積曰、如此之事不可続

続爰通、先給二千兩後、如不得已、則加給數百兩、亦為宜當、(後略)」(『承政院日記』第二六四冊、肅宗四年三月二六日丁酉条)。

(180) 『肅宗実録』卷七、四年三月戊戌(二七日)条。『承政院日記』第二六四冊、肅宗四年三月二七日戊戌条。

(181) 『肅宗実録』卷一三上、八年二月己亥(二二日)・乙巳(二七日)条。『同文彙考』原編卷一〇、進賀四、辛酉、頒討平吳世播詔(二等侍衛羅等来)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王八年壬戌条。

(182) 『肅宗実録』卷一三上、八年正月乙卯(七日)条。李在璟「三藩の乱」(辛(一六七四)一六八四) 조선의 정묘사변과 정세인식」(『韓國史論』六〇、ソウル、二〇一四年六月)二〇三―二〇四頁。

(183) 「一、曹單子、今此出来勅使時、遠接使事目、依前例磨鍊開坐為白去乎、依此举行何如、(中略)一、沿路各官館舍、勿令女人執事為白乎、館驛懸板、天使所製外、悉令撤去、壁柱所書、亦令削去為白乎、(中略)康熙二十一年正月二十五日、啓依所啓施行」(『勅使膳録』第六、壬戌正月二十五日条)。

(184) 『承政院日記』第二八八冊、肅宗八年二月二日庚子・二四日壬寅条。

(185) 『承政院日記』第二八八冊、肅宗八年二月二七日乙巳条。

(186) 「清使護軍統領杭・一等侍衛衛祥出来、時上候不寧、藥房屢請勿為郊迎、上不許、力疾郊迎、還宮受勅、下教曰、人主舉動、台諫不可不參、今日郊迎、諫院無一人進參、政院亦不請牌招、承旨推考」(『肅宗実録』卷一三上、八年三月乙卯(七日)条)。「同文彙考」原編卷一〇、進賀四、辛酉、頒尊号太皇太后皇太后詔(護軍統領杭等来)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王八年壬戌条。洪性鳩、前掲「국립중앙도서관 소장 『淸太宗詔論』에 대하여」一九―二一頁、および同、前掲「韓國所藏淸朝(滿文)文書について」八六頁によれば、国立中央図書館蔵の太宗撰「淸太宗詔論」一冊一〇張のなかに漢語による康熙二〇年一月二四日付けの「仁宣皇太后尊号冊封詔勅」一張(印記・皇帝之宝)が現存する。「仁宣皇太后」は康熙帝祖母の孝莊文皇后、つまり「仁宣太皇太后」である。

(187) 「一、曹單子、迎勅習儀、當行於今日、而諫院之官皆有故不得進參云、雖無諫院、依前例仍為行礼何如、啓依所啓施行」(『勅使膳録』第六、壬戌三月初四日条)。

(188) 「因淸頒詔、赦、百官加、宥徒流以下」「憲府論、昨日迎勅時、諫院無行公之員、政院矇然不察、終致諫官闕從、請當該承旨遞差、正言尹德駿亦遞差、

從之」(いづれも『肅宗実録』卷一三上、八年三月丙辰〔八日〕条)。その日のうちに左承旨朴純以下、右承旨宋昌・左副承旨李世翊・同副承旨尹以道の四名は上奏して懲罰を願ひ出たため、翌日には都承旨李師命が引責辞任を申し出たが、肅宗は慰留した(『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月初八日丙辰・初九日丁巳条)。

(189) 『勅使曆録』第六、壬戌二月二十九日条。

(190) その後も肅宗一四年正月に太皇太后の訃報をもたらす清使が入京した際に、肅宗は「今日、仁政殿迎勅行礼の時、東班甚だ稀疎為りて、殆ど班行を成さず。其れ怠慢自便の習い、誠に甚だ駭然たり」と嘆き、無断欠席者を厳格に取り調べるよう王命を下した。『承政院日記』第三三七冊、肅宗一四年正月一七日辛卯条。

(191) 『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月一日己未条。このとき迎接都監は「蓋し前に去りし勅行も亦た此の請有り、持去の数、合計十四柄なり」と述べており、鳥統計一四挺の贈答が一定の基準になっていたと考えられる。

(192) 『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月一三日辛酉条。

(193) 『清聖祖実録』卷一〇一、康熙二十二年三月壬子(四日)・癸丑(五日)・乙卯(七日)・己未(十一日)条。園田一亀「清朝皇帝東巡の研究」(大和書院、一九四四年一月)「第二章第二節 聖祖第二次の東巡」四一〜四六頁。宋美玲「清康熙帝東巡의 목적과 의미」(『明清史研究』第二四輯、ソウル、二〇〇五年一〇月)二二六〜二二九・二四三〜二四五頁。

(194) 「是年、帝謁祖陵、煇遣陪臣至盛京迎覲、貢方物」(『清史稿』卷五二六、列伝三三三、属国一、朝鮮、康熙二十二年条)。後日、閔鼎重が帰国に先立って鳳凰城より「皇帝本月初四日、瀋陽に来到す。従行者は幸姬三人、侍妾百餘人、親王八人、蝦六百人(蝦即ち清の官名、我が国の宣伝官の如し)、大臣索額図・明珠以下、雑色従官、共に二十餘萬なり」と随行者数を誇張して報告した(『肅宗実録』卷一三上、八年三月乙丑〔二七日〕条)。この報告はすでに園田一亀、前掲書「第二章第二節 聖祖第二次の東巡」四六〜四九頁に指摘されている。

(195) 「清使帰、上邀見于便殿、時上候未寧、不得出御正殿」(『肅宗実録』卷一三上、八年三月癸亥〔一五日〕条)。「承政院日記」第二八九冊、肅宗八年三月一五日癸亥条。

(196) 「一、曹单子、今三月十八日聖節望闕礼習儀吉日、令日官推扱、則十四日

為吉云、同日早朝、宗親及文武百官以黒団領、議政府良中行礼（白乎矣、正日挙動、則依前例自政院臨時稟旨举行何如、啓依所啓施行）」(『勅使曆録』第六、壬戌二月二十九日条)。

(197) 「宋昌以迎接都監言啓曰、所謂密贈、在前孝礼処母過千兩、尹孫処母過七百兩、而始於庚申(肅宗六年)孝礼処加給四百兩者、以其不為郊迎時有所宣力故也、今番則別無渠輩周旋之事、故例贈千兩之外不為加給矣、孝礼以前得一千五百兩、今不可減數云、上年加給者四百兩、而今謂之五百兩、比上年又加一百兩、其為濫墾之愆不可充塞、每每加給、日後之弊亦不可不慮、使詔舌輩捩理言說其不可每每加給之意、而孝礼終不受去云、孝礼為人、渠輩之亦所賤惡者也、其為喜怒、元不関重、而站上作弊、則実難禁止、故千兩之外、添入以二百兩、使該吏齋去、追給於中路矣、昨接伴送移文、則孝礼多般作梗之状、誠極痛駭、而不可以人理責於此輩、問議於大臣、又送三百兩、以准一千五百兩之數、昨日定送一吏、騎撥馳去、今早可及於松都矣、昨日欲以此意啓達、而如此等事不必煩啓、以疎登對陳達、大臣之意亦如此、故不為草記矣、(中略)伝曰、知道」(『承政院日記』第二八九冊、肅宗八年三月一七日乙丑条)。

(198) 『肅宗実録』卷一二、七年九月壬子(三日)条。

(199) 「謝恩使昌城君佖等還到鳳凰城馳啓、清人以本國表箋中、稱謝之謝字、一処連書、一処特書、故大加詰責、且以礼部咨文中、原旨則從寬免罰、而表文中述旨、則減罰金一萬兩云、故以為述旨與原旨不符、令使臣供稱、百端操縱、以將有查勒索賂、五千葦得防塞、(後略)」(『肅宗実録』卷一三上、八年正月乙卯〔七日〕条)。「同文彙考」原編卷四一、飭諭、辛酉、礼部查議謝寬免表内述旨不符原旨咨(互犯越)・陳述旨不符原旨事情奏(互陳奏、使瀛昌君沈・礼部知会奏文違式罰銀咨・謝述旨違式罰銀表(製沈攸、使金錫胄)・謝述旨違式罰銀箋(製吳道)・進罰銀咨・礼部查受罰銀及謝罰銀方物咨。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王七年辛酉・八年壬戌条。張存武、前掲書b「三 朝鮮対清外交機密費之研究」一二二頁。夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」七〇〜七二頁。김창우、前掲「17〜18세기 조선 사신의 외교 활동과 조선·청 관계 구조」八八〜八九頁。李在環、前掲「大清帝國體制 내 조선 국왕의 법적 위상」四二頁。

(200) 「瀛昌君沈等歸自清國、上召見、問彼國事情、副使尹以濟曰、(中略)上曰、凶荒如此、貪饕成風、賄賂公行、摘扶文書、唯以罰金為事、誠可慮也、

以濟曰、曾前為禮部尚書者、凡於我國事頗為容護、近者額星格為尚書、為人甚苛察、李一善以為、星格若久在禮部、則此後生事可慮云矣」(『肅宗實錄』卷一三下、八年一月己酉〔六日〕条)。この復命報告については沈載權「朝鮮の対明清文書と인한葛藤事例分析」(『古文書研究』第三四号、城南、二〇〇九年二月)八六〜八七頁に言及されている。ただし、夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」七五頁にも指摘されたように、額星格は当時、礼部尚書ではなく礼部左侍郎であり、のち康熙二十六年(肅宗一三)に罷免となる(『清聖祖實錄』卷五八、康熙一四年一月癸巳〔九日〕条。同書卷一三一、康熙二十六年一月甲辰〔二十九日〕条)。

(201) 「洪萬鍾啓曰、明日望闕礼習儀相値視事、頃稟、伝曰、知道」(『李選』)又啓曰、小臣以冬至望闕礼習儀進去、敢此下直、伝曰、知道」(『承政院日記』第三一九冊、肅宗一二年一月初四日甲申・初五日乙酉条)。なお、金鍾墳「韓国固有漢字研究」(集文堂、ソウル、一九八三年六月)「四 吏読表記 斗固有漢字」一六六〜一六七頁によれば、「視事頃稟」の「頃(曄)」は朝鮮国字で、「有故」つまり特別な事情があるの意である。

(202) 「宗廟五享大祭前一日及正日、(中略) 停朝市日、(中略) 迎勅、拝表、方物封祿、望闕礼習儀、陳賀、(中略) 視事頃稟(康熙壬寅、承伝)」(『受教輯録』卷三、礼典、雜令条)。桑野栄治、前掲「朝鮮頭宗代の朝清関係と望闕礼」七頁。

(203) 「一、曹单子、冬至望闕礼習儀、當行於今日、而諫院多官皆有故不得進參云、雖無諫官、仍為行礼、已有前例、今亦依此奉行何如、啓依所啓施行為良如教」(『勅使騰録』第六、丙寅一月初五日条)。その後またたとえば肅宗二五年聖節に際しては「大司諫未だ差わさず、司諫李徵龜・正言李坦俱に外に在り、獻納崔重泰・正言權尚游は庭試武科の初試一二所の監試官もて進去すれば、習儀の時、他に進參の員無し」との状況にありながら、「諫官無しと雖も、仍りて行礼を為すは、已に前例有り」と判断して習儀が実施された(同書第七、己卯三月一六日条)。

(204) 「一、曹啓曰、冬至望闕礼習儀、當行於今日、而不但憲府無行公之員、至於監察十三員内、四員差祭、二員病親受由、一員身病、一員差祭未肅拜、五員未署経、亦無代班之員、自前諫院雖或未參、憲府多官並皆有故、未有如此之時、事甚未安、令政院稟処何如、伝曰、允」(『勅使騰録』第六、丙寅一月初五日条)。この礼曹の上奏は「已上礼曹騰録」によるとして、『承政院日

記』第三一九冊、肅宗一二年一月初五日乙酉条に謄写されている。

(205) 「一、政院啓辭、礼曹啓辭、云云事、允下矣、監察十三員内、或差祭、或病親受由、或未署経、皆有公頃、無故之員只當李相頊一人、而以身病不得進參云、疾病軽重、雖未知其如何、而此外無他推移之員、分付本府、使之力疾、即为進參之意、敢啓、伝曰、知道、(『勅使騰録』第六、丙寅一月初五日条)。この承政院の上奏も「以上礼曹騰録」によるとして、『承政院日記』第三一九冊、肅宗一二年一月初五日乙酉条に謄写されており、冒頭の「礼曹啓辭、云云事、允下矣」は本来、「礼曹啓辭、冬至望闕礼習儀時、監察無代班之員、令政院稟処事、允下矣」である。

(206) 「数字缺」啓曰、明日冬至、望闕礼習儀進去、下直、伝曰、知道」(『承政院日記』第三一九冊、肅宗一二年一月初六日丙戌条)。

(207) 「冬至及大王大妃殿誕日、大王大妃殿・大殿・中宮殿、政院・玉堂・二品以上・六曹問安、答曰、知道」(『右議政李端夏劄子、大概病勢益痛、今日朝賀 兩礼不得趨參、乞罷臣職、以肅朝綱、仍敷陳所懷、以備裁直事、入啓、答曰、省劄具悉、卿懇有疾未參、別無所傷、(中略) 卿其安心勿辭焉、仍伝曰、遣史官伝諭」(いずれも『承政院日記』第三一九冊、肅宗一二年一月初七日丁亥条)。

(208) 『肅宗實錄』卷一七、一二年五月戊申(二五日)条。当時の儀註は、のち王命により英祖二〇年(一七四四)に『国朝五礼儀』を修正・補完して編纂された『国朝統五礼儀』卷二、嘉礼、大王大妃上尊号冊宝儀条の末尾に「旧儀不伝、肅宗朝始有儀節、今上丙午遵行」と割註が付されるように、英祖二年丙午に肅宗第二継妃金氏が大王大妃に昇格する際の典礼となる。林惠蓮『国朝統五礼儀』「嘉礼」구상과 국왕 위상」(『士林』第六八号、ソウル、二〇一九年四月)一五三〜一五四頁。尹晶「숙종・영조대 大王大妃 上尊号儀 의 시행과 의의」(『朝鮮時代史学報』九四、水原、二〇二〇年九月)二四七〜二五三頁。

(209) 『肅宗實錄』卷一五下、一〇年二月癸卯(二日)・庚戌(一九日)条。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一〇年甲子条。岸本美緒「地域社会論再考——明清史論集2」(研文出版、二〇二二年六月)「清朝皇帝の江南巡幸」(初出は『史友』第三七号、二〇〇五年三月)二六六〜二六八頁によれば、康熙帝は大臣らの上奏によりこの年一〇月にまず山東省の泰山に登って東岳廟を祀り、以後六〇日間、蘇州・南京・曲阜など各地を巡幸して民情を視察して

いる。

(210) 「藥房入侍、都提調金壽興白上曰、客使將還、例有通官等密贈之事、而今番金大憲(即大通官)頗有宣力之事、渠亦不無自功之意云、壬戌年(肅宗八年)則雖不除郊迎、而大憲尙給一千五百金、今則似當加給、上命加給一百兩、後又因壽興言復加百金、蓋準壬戌年密贈大通官金巨軍之數也、史臣曰、我國之民窮財竭、未有甚於近歲、而又捐蕩竭之財、以充谿壑之慾、是真六國之割地以事秦、地有盡而秦之求無已者也、可勝痛哉」(『肅宗實錄』卷一五下、一〇年二月戊申(二七日)條)。翌日には清使一行に計一六挺の鳥銃が贈られ、金大憲も三挺を得た(『承政院日記』第三〇六冊、肅宗一〇年二月一八日己酉條)。

(211) 『承政院日記』第三〇六冊、肅宗一〇年二月二九日庚申條。同書第三〇七冊、肅宗一一年正月初一日辛酉條。

(212) 史料〇は『肅宗實錄』卷四七、三五年三月乙酉(一四日)條では「諫院論、望闕禮肆儀、一依親臨拳動例為之、而西班牙二品以上只二員、東班無一人來參者、事体未安、請無故不參人並從重推考、(中略)上並從之」とやや簡略化されているが、冒頭には「望闕禮の肆儀」であることを明記する。

(213) 『肅宗實錄』卷四七、三五年三月丁丑(六日)條。『議政府曆錄』己丑三月初六日條。『景宗春宮日記』己丑三月初六日丁丑條。

(214) 『承政院日記』第四七冊、肅宗三五年四月一三日甲寅條。『肅宗實錄』卷四七、三五年四月丁巳(二六日)條。『勅使曆錄』第七、己丑四月一六日條。『同文叢考』原編卷一一、進賀五、頒皇太子復位詔(頭等侍衛放岱等來、己丑)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王三五年己丑條。

(215) 「上出西郊、迎虜使、引見遠接使姜鏡於幕次、問上、副勅人物、鏡對曰、上勅即胡武、而為人稍沈晦、副勅年羹堯即內閣學士、以文見用云、而見其詩句、僅知押韻而已、人物敏而頗奇、有一人隨來、蹤迹殊常、試令物色、則應天府人父敏也、為觀東方山川、以家丁名數出來、而為人倨傲、副勅以丈人行待之云矣」(『肅宗實錄』卷四七、三五年五月辛巳(二一日)條)。文人画家の父敏(字は捷公、号は霽峰)に關しては洪世泰「柳下集」(標点影印韓國文集叢刊)一六七、景仁文化社、ソウル、一九九五年一月、所収)卷九、文、父敏面帖序に注目した陳準鉉「인조・숙종연간의 对공극 繪面교섭」(『講座美術史』一二号、ソウル、一九九九年三月)一七三頁、参照。

(216) 「還御仁政殿、受胡勅、仍接見虜使、父敏者稍解医理、有識朝士皆遣子問

藥、人皆慕劾、不知羞恥、時去丙丁已遠、尊周之義寢晦、虜使入城之日、士夫女子多占路傍家舍、競為觀光、且副勅稍能書、故士夫因詆舌輩、求其筆蹟者又多、識者駭歎(後略)」(『肅宗實錄』卷四七、三五年五月辛巳(二一日)條)。

(217) 『承政院日記』第四四八冊、肅宗三五年五月二二日壬午條。

(218) 「迎接都監」又啓曰、今此密贈地銀、兩大通官各給一千兩、兩次通官各給二百兩事、楊前定奪、分付訛輩、使之依此奉行矣、訛輩來言、兩大通官依其數無弊入給、而一次通官文以善、曾前以次通官出來、密贈三百兩持去者、故依前徵索、不為順受、二次通官柳汝土、則試以一百兩給之、而無辭受之、故以其一百添給於以善、其所入給、多少不均、與定奪之數有異矣、敢啓、伝曰、知道(以上迎接都監曆錄)」(『承政院日記』第四四八冊、肅宗三五年五月一八日戊子條)。

(219) 金昌業『老稼齋燕行日記』(民族文化推進會編『연행록선집』IV、民族文化文庫刊行會、ソウル、一九八六年三月重版、所収。底本はソウル大学校奎章閣藏本)卷四、癸巳正月二五日癸卯條。藤本幸夫「清朝朝鮮通事小攷」(高田時雄編『中國語史の資料と方法』京都大学人文科学研究所、一九九四年三月)二八五頁。

(220) 「一、曹單子、今十一月二十九日冬至望闕禮習儀、當為磨鍊、而即今事勢與常時有異、節券權停何如、啓依所啓施行為良如教」(『勅使曆錄』第六、戊辰一月一六日條)。「一、曹單子、今十一月二十三日冬至望闕禮習儀、當為磨鍊、而即今事勢與常時有異、節券權停何如、啓依所啓施行為良如教」(同書第七、辛巳二月初二日條)。

(221) 『肅宗實錄』卷一九、一四年八月丙寅(二六日)條。同書卷三五中、二七年八月己巳(二四日)條。『濬源系譜紀略』濬源世系、仁祖繼妃・肅宗繼妃。

(222) 『肅宗實錄』卷三五中、二七年一〇月辛酉(八日)條。淑嬪崔氏の密告に端を免する禧嬪張氏の賜死については、李迎春「朝鮮後期王位繼承研究」(集文堂、ソウル、一九九八年八月)「VI 肅宗代の建儲外換局」二九一〜二九二頁、李熙煥、前掲書「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二九一〜二九四頁、李相植「숙종 중기의 왕세자 보호론」(李根浩・李相植・尹晶・金德秀・鄭恩主・金泰勲「숙종대 정국 운영과 대외관계」韓國学中央研究院出版部、城南、二〇二一年一月)六七頁、参照。

(223) 肅宗の死後、景宗元年(一七二二)正朝の場合も『勅使曆錄』第八、庚子

一二月二日条に「一、曹単子、来辛丑年正朝望闕礼習儀、當為磨鍊、而即今事勢與常時有異、節券權停何如、啓依所啓施行」とあり、ほぼ定型化された上奏内容となっている。

(224) 二〇歳の肅宗妃が一〇月二六日夜に慶徳宮會祥殿(大内の正殿)にて死去すると、習儀の吉日として扱ばれていた二八日に小斂の儀、三〇日には大斂の儀が執り行われ、十一月一日冬至に大王大妃は慶徳宮にて成服した。昌慶宮に住まう肅宗も翌日には群臣とともに喪服を着用し、「十三日易月之制」により十一月二日に一三カ月を喪を解いた。「勅使膳録」第四、庚辰一〇月初九日条。「肅宗実録」卷一〇、六年一〇月辛亥(二六日)・癸丑(二八日)・乙卯(三〇日)・十一月朔丙辰・丁巳(二日)・己巳(四日)条。「璿源系譜紀略」璿源世系、肅宗妃。

(225) 「礼曹、右議政閔鎭長當日卒逝云、自今日十八日至、停朝市、啓依允、(後略)」「承政院日記」第三九〇冊、肅宗二六年三月二六日己酉条。「一、曹単子、聖節望闕礼習儀、當行於今日、而停朝市相値、節券權停何如、啓依所啓施行」「勅使膳録」第七、庚辰三月一四日条)。

(226) 前掲、「受教輯録」卷三、礼典、雜令条。

(227) 「樂善君瀟平、上御熙政堂孝哀、賻贈以礼、遣承旨致弔、諡靖憲」(「肅宗実録」卷二八、二二年三月乙亥(一四日)条)。「一、曹啓日、聖節望闕礼習儀、以今月十五日推扱啓下矣、停朝市相値、十七日退行何如、伝日、允」(「勅使膳録」第七、乙亥三月一四日条)。

(228) 「勅使膳録」第七、乙亥三月一七日条。

(229) 「肅宗実録」卷二八、二二年三月己卯(一八日)条には「朝講に御し、又た昼講に御す」とあり、聖節当日は肅宗が経筵に出御したことを伝えるにすぎない。

(230) 「一、今十月二十七日冬至望闕礼習儀、以上患痘疫、稟于大臣停止」(「勅使膳録」第六、癸亥一〇月初九日条)。고대원・김동훈・김태우・차웅석「숙종의痘瘡에 관한『承政院日記』의 医案 연구」(「韓国医史学会誌」第二五巻一号、ソウル、韓国医史学会、二〇一二年五月)四五〜四七頁によれば、一〇月中旬に都城内で痘瘡が流行し、罹患した肅宗も一二月下旬には回復した。(231) 「一、曹単子、正朝望闕礼習儀、當行於今日、而雨雪未已、庭濕泥濘、勢難行礼、節券權停何如、啓依所啓施行」(「勅使膳録」第六、丙寅一二月二五日条)。「一、曹単子、政院啓辭、聖節望闕礼習儀、即當設行、而風雨如此、

令該曹稟処事啓下矣、即今雨勢如此、庭際泥濘、勢難行礼、節券權停何如、啓依所啓施行為良如教」(同書第七、癸酉三月一五日条)。

(232) 「承政院日記」第二九六冊、肅宗八年二月二八日辛丑条。凶作により税収も悪化するなか、この日は宮中備蓄の胡椒百斗のほか蘇芳千斤、砒霜三百斤、虎皮一〇張を特別に放出して賑救の費用に充てるよう、王命が下った(「肅宗実録」卷一三下、八年二月辛丑(二八日)条)。

(233) 「肅宗実録」卷一四上、九年正月朔癸卯条。「承政院日記」第二九七冊、肅宗九年正月初三日乙巳条。

(234) 「肅宗実録」卷二四、一八年正月朔辛亥条。「承政院日記」第三四七冊、肅宗一八年正月初一日辛亥条。「景宗春宮日記」壬申正月初一日辛亥条。「国朝五礼儀」卷四、軍礼、救日食儀条によれば、国王は近侍とともに勤政殿において、百官と地方官もそれぞれの官衙において日食・月食を払う救蝕の儀を執り行うことになっている。

(235) 「肅宗実録」卷三八下、二九年一月丙辰(一五日)条。「承政院日記」第四一五冊、肅宗二九年一月一五日丙辰・一六日丁巳条。「議政府膳録」癸未一月一六日条。

(236) 桑野栄治、前掲「朝鮮成宗代の儀礼と外交」九五〜一〇〇頁。

(237) 「統大典」卷三、礼典、雜令条。英祖一九年に編纂された『新補受教輯録』卷三、礼典、雜令条にはほぼ同様の受教があり、その末尾に「康熙二十七年就議大臣、兩司署経、出依牒、庚午正月二十日啓下、頒布各司」と割註を付すように、肅宗一六年庚午正月には各官庁に通達されていた。